

環 境 白 書

平成 25 年度版

未来につなげよういきいき自然！
やさしさと行動力あふれるまち・高知



環境維新・高知市
マスコットキャラクター「ケーちゃん」

高 知 市

目 次

I 総論

1. 高知市の概況

1-1 沿革.....	1
1-2 自然的条件.....	1
1-3 社会的条件.....	3

2. 総合的な環境行政の推進

2-1 環境行政のあゆみ.....	7
2-2 環境行政の体制.....	8
2-3 高知市環境基本条例.....	13
2-4 高知市環境基本計画.....	15
2-5 高知市環境保全率先実行計画 （高知市地球温暖化対策地域推進実行計画）.....	18
2-6 高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）.....	19

II 各論

1. 自然環境の保全

1-1 清流保全と河川浄化対策.....	20
1-2 動植物の保護.....	23
1-3 里山の保全.....	29

2. 生活環境の保全

2-1 大気汚染.....	30
2-2 騒音・振動.....	35
2-3 悪臭.....	39
2-4 水質汚濁.....	41
2-5 地盤沈下.....	48
2-6 公害苦情.....	50
2-7 ダイオキシン類.....	51

3. 地球環境の保全

3-1 地球温暖化.....	52
3-2 オゾン層の破壊.....	57
3-3 酸性雨.....	58
3-4 循環型社会の構築.....	60

4. みどりのまちづくり

4-1 みどりの環境の保全と創出に関する条例.....	71
4-2 緑の基本計画.....	71
4-3 都市緑化.....	71
4-4 美しいまちづくり事業.....	76
4-5 わんぱくこうち.....	76
4-6 アニマルランド.....	76

5. 参加と協働

5-1 環境教育・環境学習.....	77
5-2 環境保全活動の推進.....	79
5-3 環境情報の提供.....	82

III 資料

1. 環境関連条例.....	85
2. 廃棄物関連条例.....	114
3. その他条例.....	123
4. 環境年表.....	163

I 総論

1. 高知市の概況
2. 総合的な環境行政の推進

1. 高知市の概況

1-1 沿革

本市は土佐 24 万石の藩主山内家の城下町として発展してきた都市である。

明治 22 年に市制が施行された当時は人口 2 万 1,823 人、面積 2.81km²であったが、その後多くの自治体を編入合併し、現在は市域も 309.22km²に広がり、人口も約 34 万人までに発展した。

市街地は昭和 20 年 7 月の戦災により中央地域のほとんどを焼失し、加えて翌 21 年 12 月の南海地震により甚大な被害を受けたが、戦災復興都市計画事業を中核に、周辺部は都市開発事業、新市街地整備区画整理事業等により現在の姿に成長した。

本市は、高知県の県都として産業、経済、教育、文化の中核的役割を担っている地方中核都市であり、平成 10 年 4 月には四国で初めて「中核市」に移行した。

そして平成 17 年 1 月には鏡・土佐山村と、20 年 1 月には春野町と合併したことにより、都市部、中山間地、田園地域、臨海部がバランスよく調和し、鏡川と仁淀川という 2 つの清流を有する「森・里・海のまち」として生まれ変わった。

1-2 自然的条件

四国南部のほぼ中央に位置し、北部は山林、西部は丘陵地が続き、平野の開けた中央部から南東部にかけて都市、同じく平野の東部には水田地帯が広がっている。また、南部は土佐湾に面し、海岸線からは雄大な太平洋を一望することができる。土地の標高は総体的に低く、東・南部の湿地帯は -1.0m、市中心部の県庁前が 3.0m、西部の旭駅前が 6.2m、筆山公園 117.9m、正蓮寺 330~350m、北方山岳地帯が 400~1,200m という現状であり、雨量が多く、殊に毎年夏から秋にかけて台風の襲来がたびたびあるが、北に四国山地、南に黒潮の暖流が巡る南国的な明るい都市である。

また、市内には東経 133 度 33 分 33 秒、北緯 33 度 33 分 33 秒と「3」が 6 桁も続く地点が存在し、環境の保全を訴えるシンボルとして「地球 33 番地」のモニュメントが建てられている。

東 経	133 度 31 分 53 秒
北 緯	33 度 33 分 32 秒
東西最長	21.49km
南北最長	24.83km
面 積	309.22km ²

(世界測地系緯度表示による)



気 象

本市の気象は温暖多雨であるものの、年間日照時間が長く、太陽が輝く明るい街である。

(1) 気 温

(単位 °C)

区 分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
14 ～ 23 年	最高	20.6	24.3	24.2	29.1	32.3	33.5	37.5	36.9	36.9	30.8	26.3	23.2	37.5
	最低	-5.1	-3.0	-1.4	3.8	9.0	14.0	18.7	19.0	14.2	6.2	0.3	-2.5	-5.1
	平均	6.6	8.6	10.9	15.9	20.1	23.4	27.1	28.0	25.6	20.0	14.4	8.9	17.5
24 年	最高	16.1	22.3	23.1	26.8	28.9	30.8	33.9	34.2	32.4	29.4	22.3	18.3	34.2
	最低	-2.3	-3.6	0.5	3.0	11.5	17.1	21.0	23.2	17.0	10.1	2.6	-1.6	-3.6
	平均	6.3	6.6	11.1	15.8	20.2	22.9	27.2	27.8	24.8	19.8	12.4	7.1	16.8

(市政あんない)

(2) 降水量

(単位 mm)

区 分	14 ～ 23年			24年	区 分	14 ～ 23年			24年
	最 高	最 低	平 均			最 高	最 低	平 均	
1月	119.5	0.0	62.9	31.5	8月	576.0	66.0	245.6	344.5
2月	277.0	34.5	124.6	156.5	9月	651.5	76.0	307.4	533.5
3月	246.5	37.5	171.1	199.0	10月	367.5	31.0	219.1	91.0
4月	491.0	71.0	222.1	295.5	11月	349.0	13.5	138.6	136.5
5月	637.5	48.5	344.0	89.5	12月	190.0	13.5	78.7	113.5
6月	502.0	74.0	272.0	734.0					
7月	705.5	40.5	312.0	260.0	全年	3,397.0	1,745.5	2,497.9	2,985.0

(注) 全年欄は年間降水量を示す。

(市政あんない)

(3) 気 象 (平成24年)

区 分	日 数	期 間	最大 継続 日数	区 分	日 数	期 間	最大 継続 日数
日最低気温<0°C (寒候期)	23	23.12.17~ 24.2.20	6	日最高気温≥30°C	67	6.6~9.26	21
日平均気温<0°C (寒候期)	0	—	0	日最高気温≥35°C	0	—	0
日平均気温≥25°C	83	6.17~9.17	79	日最低気温≥25°C	22	7.12~8.31	5
日最高気温≥25°C	155	4.23~10.21	93				

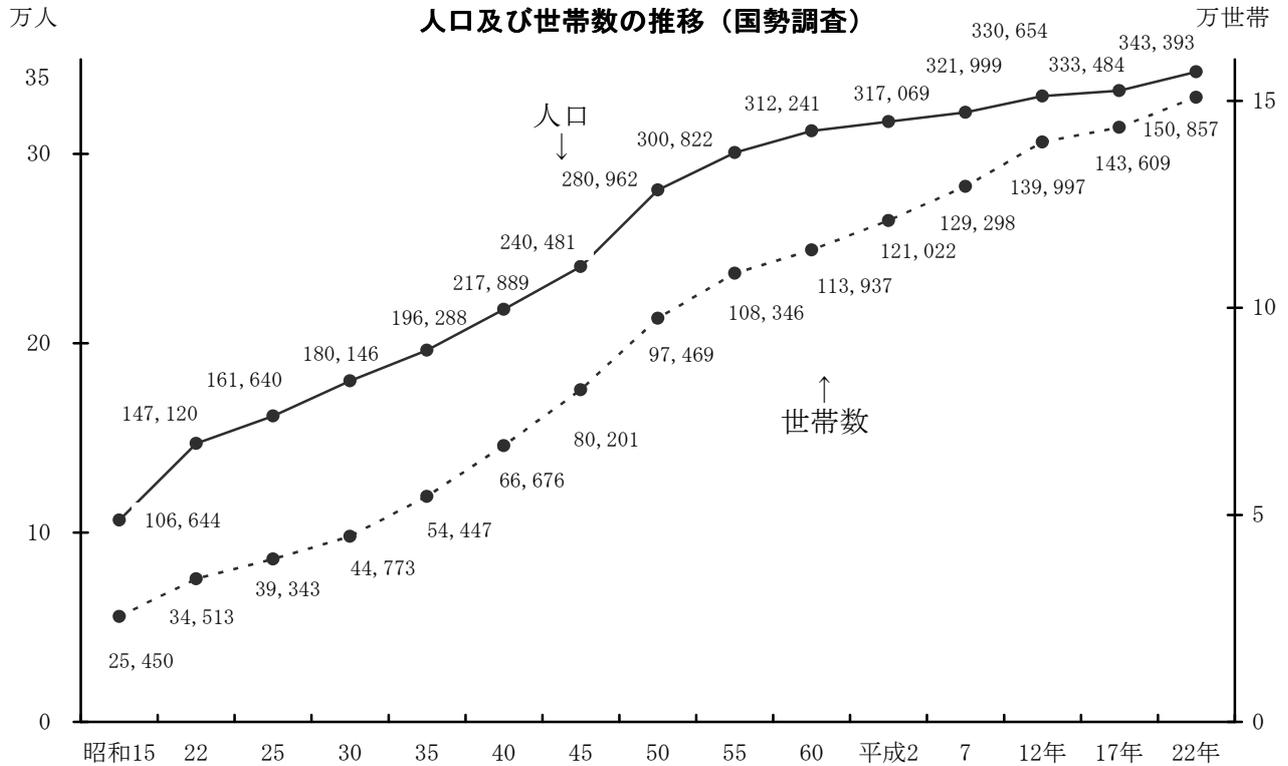
・桜(そめいよしの)開花日 3月21日 ・梅雨期間 6月2日頃～7月17日頃

(市政あんない)

1-3 社会的条件

●人口

本市の人口は高知県全体の約4割に当たる。県都として、著しい人口増加の傾向が長く続いたが、近年はほぼ横ばいであり、少子高齢化が進んでいる。



(高知県統計書)

年齢(3区分)別人口の推移 (国勢調査)

区分	人 口				構 成 比		
	総 数 (1)	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口	生産年齢人口	老年人口
昭和50年	280,962	63,065	193,398	24,029	22.4	68.8	8.6
55	300,822	67,137	204,125	28,903	22.3	67.9	9.6
60	321,241	65,527	211,525	33,956	21.0	67.7	10.9
平成2年	317,069	57,041	216,199	40,890	18.0	68.2	12.9
7	321,999	51,064	220,188	50,102	15.9	68.4	15.6
12	330,654	47,335	221,951	60,130	14.3	67.1	18.2
17	333,484	45,802	219,180	68,418	13.7	65.7	20.5
22	343,393	45,274	212,868	79,935	13.2	62.0	23.3

(注) (1) は「年齢不詳」を含む。

(高知県統計書)

●産 業

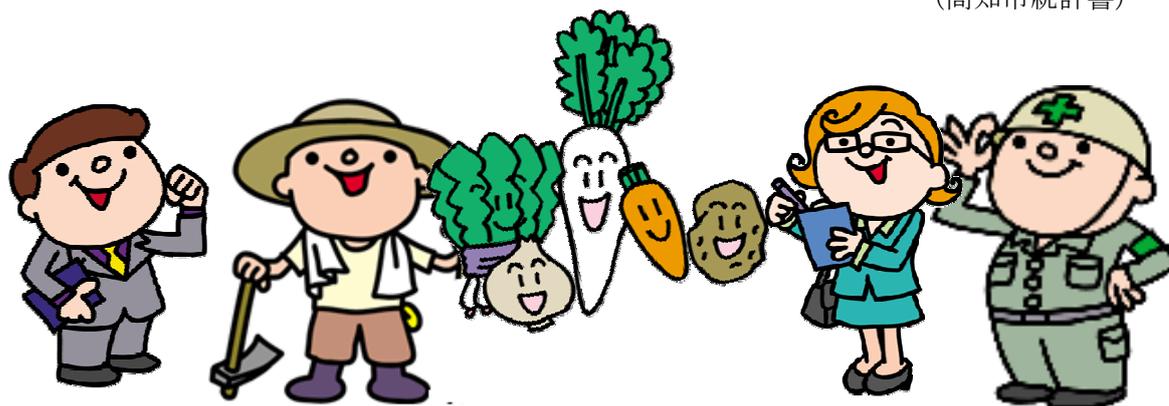
本市の産業構造を就業人口から見た場合、平成22年の国勢調査では1次産業4,540人(3.1%)、2次産業2万2,211人(15.2%)、3次産業11万2,110人(76.9%)となっており、3次産業の比率が非常に高くなっている。また、就業人口の推移は、減少傾向にある。

※他に分類不能の産業7,003人(4.8%)がある。

産 業 別 人 口 (国勢調査)

	平成17年			平成22年		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	152,999	80,281	72,718	145,864	75,369	70,495
農 業 , 林 業	3,852	1,980	1,872	4,325	2,417	1,908
漁 業	234	234	0	215	179	36
鉱業・採石業, 砂利採取業	108	90	18	81	69	12
建 設 業	14,025	11,937	2,088	11,656	9,799	1,857
製 造 業	12,476	7,992	4,484	10,474	7,131	3,343
電気・ガス・熱供給・水道業	576	468	108	738	628	110
情 報 通 信 業	2,200	1,514	686	2,591	1,683	908
運 輸 業 , 郵 便 業	6,067	5,310	757	6,215	5,354	861
卸 売 業 , 小 売 業	32,994	15,932	17,062	27,967	13,631	14,336
金 融 業 , 保 険 業	5,203	2,737	2,466	4,678	2,203	2,475
不動産業, 物品賃貸業	2,755	1,675	1,080	2,672	1,528	1,144
学術研究, 専門技術サービス業	4,681	3,151	1,530	4,345	2,823	1,522
宿泊業, 飲食サービス業	11,947	4,095	7,852	10,152	3,580	6,572
生活関連サービス業, 娯楽業	6,541	2,559	3,982	5,952	2,382	3,570
教育, 学習支援業	7,657	3,541	4,116	8,199	3,458	4,741
医 療 , 福 祉 業	20,632	4,482	16,150	23,372	5,526	17,846
複 合 サ ー ビ ス 事 業	1,494	918	576	1,048	563	485
サービス業(他に分類されないもの)	9,710	5,456	4,254	7,834	4,571	3,263
公務(他に分類されないもの)	6,427	4,212	2,215	6,347	4,224	2,123
分 類 不 能 の 産 業	3,420	1,998	1,422	7,003	3,620	3,383

(高知市統計書)



●交 通

市内の道路は、中心部を経て東西方向に延びる国道を中心に形成されており、北部には四国横断自動車道が完成し、東部では高知東部自動車道の建設が進められている。

鉄道は、市内中心部を経由して東西方向をJR四国及び土佐電鉄ごめん線・伊野線が結び、土佐電鉄高知駅前線・棧橋線が中心部を南北に結んでいる。

本市の四輪自動車登録台数は、平成23年度、11万4,965台となっている。

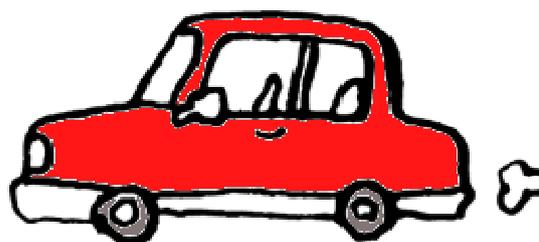
なお、自動二輪等を含めた保有台数は下の表のとおりである。

自動車登録台数

区分 年度	総数	登録自動車						
		総数	普通自動車			小型自動車		
			乗用	貨物	乗合	乗用	貨物	乗合
平成19年度	213,569	120,934	36,335	4,930	340	63,652	10,844	225
20	212,263	117,549	35,913	4,666	332	61,754	10,160	225
21	212,425	116,230	36,281	4,516	334	60,698	9,737	237
22	212,623	115,344	36,831	4,426	323	59,723	9,485	242
23	213,071	114,965	37,377	4,383	318	59,150	9,263	240
自家用	209,067	110,961	37,226	2,895	35	58,325	9,128	188
営業用	4,004	4,004	151	1,488	283	825	135	52

区分 年度	登録自動車（続き）			届出自動車					
	特殊用途車	大型特殊車	被けんいん車	総数	小型二輪自動車	軽自動車			
						二輪	三輪	四輪乗用	四輪貨物
平成19年度	3,738	592	278	92,635	3,996	5,054	5	54,759	28,821
20	3,634	578	287	94,714	3,996	5,156	5	57,091	28,467
21	3,601	556	270	96,195	4,075	5,205	5	58,748	28,162
22	3,533	535	246	97,279	4,120	5,120	5	60,097	27,937
23	3,485	522	227	98,106	4,110	5,067	5	61,411	27,513
自家用	2,648	514	2	98,106	4,110	5,067	5	61,411	27,513
営業用	837	8	225						

(高知市統計書)



●地域地区

(25. 4. 1 現在)

種類	面積	種類	面積
用途地域	5,072 ha	防火地域	5.7 ha
第一種低層住居専用地域	642	準防火地域	467.6
第二種低層住居専用地域	-	駐車場整備地区	149.7
第一種中高層住居専用地域	1,760	臨港地区	199.1
第二種中高層住居専用地域	57	高度地区	45.0
第一種住居地域	968		
第二種住居地域	249		
準住居地域	17		
近隣商業地域	252		
商業地域	309		
準工業地域	444		
工業地域	224		
工業専用地域	150		

(市政あんない)

●下水道

(25. 4. 1 現在)

区分			整備区域, 処理区域	
			現況	普及率
面積	行政区域		30,922ha	9.1%
	処理区域	全体計画	4,746	59.2
		認可	3,614	77.8
人口	行政区域		338,397人	55.7
	処理区域	全体計画	264,500	71.3
		認可	229,170	82.3

(市政あんない)



2. 総合的な環境行政の推進

2-1 環境行政のあゆみ

(1) 環境問題の変化

我が国では、高度経済成長期を迎えた昭和30年代半ばから、工場の排水や排気等による産業公害が顕在化し、大きな問題となった。さらに、50年代になると、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式が国民に広く浸透し、大都市においては、自動車の排ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市生活型公害もたらされるようになった。

そして、これらの問題は、今日に至るまで改善の努力がされているものの、十分な解決を見ないまま、地球温暖化やオゾン層破壊などに代表される地球環境問題へと広がりを見せている。

この地球規模の環境問題の影響は、一つの地域にとどまらず、より深刻となり、将来の世代に及ぶであろうと懸念されており、従来から環境汚染物質として知られていたものだけでなく、ダイオキシン類や環境ホルモンのようにその範囲を広げ、より複雑化している。

今日の環境問題は特定の原因者が存在せず、日常の生活行動や通常の企業活動の在り方に起因する部分が大きいため、その解決に当たっては、常に私たちを取り巻く環境を意識し、ライフスタイルや事業活動を見直し、環境配慮型に転換していくことが求められている。

(2) 環境行政の転換

本市においても、高度経済成長期以降、パルプ工場からの排水による江ノ口川の水質汚濁や浦戸湾に立地する港六社による棧橋地区の大気汚染などの公害問題が生じていたが、法・条例の整備による規制や市民運動の成果もあって一応の解決を見てきた。また、その頃、人口の集中や生活様式の多様化により、ごみの排出量が増大したため、全国に先駆けてごみの分別収集を開始するなど、市民とともにごみ問題に取り組んできた。このように本市の環境行政は、「公害行政」と「清掃行政」が主たる柱となって展開されていた。

続いて、昭和60年代になると、水とみどりに囲まれたうるおいのあるまちづくりを求める市民の声にこたえ、野生鳥獣やホタルの保護、鏡川の清流保全などの自然保護行政が新たに加わることとなった。

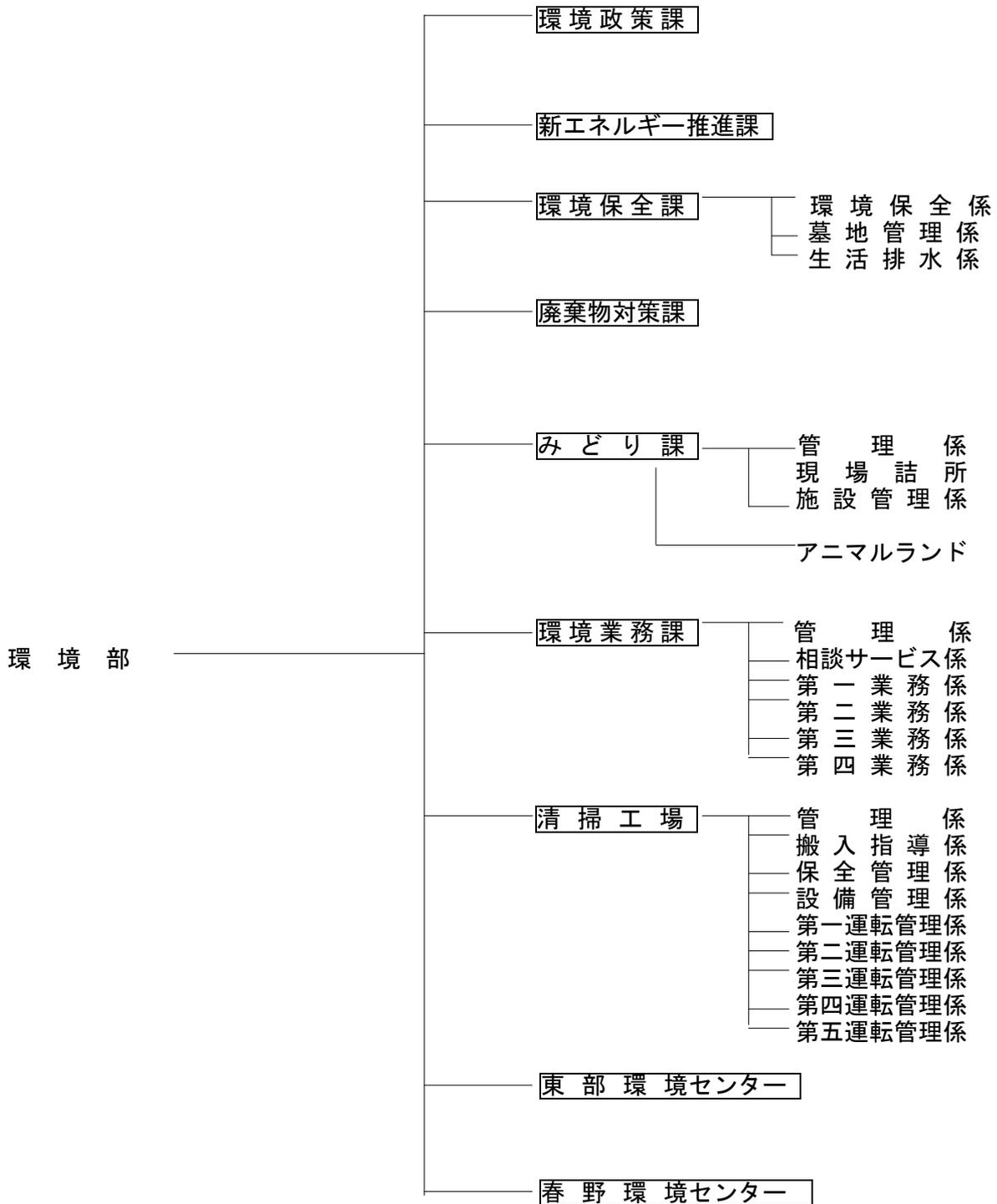
その後、環境問題が多様化・複雑化してきたことを受け、平成9年4月に、環境問題を個々にとらえるのではなく、総合的に対応していくための「高知市環境基本条例」を制定した。そして、12年3月には、さらにその理念を具体化し、環境政策を実行するためのマスタープランとして、「高知市環境基本計画」を策定し、25年11月には「第二次高知市環境基本計画」を策定した。

組織面では、平成12年4月に、初めて環境行政を専管する環境部が設置されたことにより、総合的な環境行政を推進する制度・体制が整備され、循環型社会の構築を目指すエコタウン計画、'98高知豪雨の経験をいかした里山保全、ダイオキシン類対策、廃棄物・リサイクル対策などの様々な環境施策に取り組んでいる。

また、平成17年1月の鏡村、土佐山村との合併、さらに20年1月の春野町との合併により、都市部、中山間地、田園地域、臨海部のバランスが調和した「森・里・海のまち」となり、合併地域の特性を含めた「海、山、川」と都市機能が融合した環境のあり方を追求するとともに、地球環境の保全に向けたいっそうの取り組みが必要となっている。

2-2 環境行政の体制

(1) 環境部機構（平成25年4月1日現在）



(2) 事務分掌（高知市事務分掌規則より抜粋）

環境政策課

- (1) 環境の保全の企画及び調整に関する事。
- (2) 廃棄物処理の企画及び調整に関する事。
- (3) 廃棄物処理用地等の取得に関する事。
- (4) 自然環境及び鳥獣の保護に関する事。
- (5) 植物の保護に関する事。
- (6) みどりの募金に関する事。
- (7) 新エネルギー推進課、環境保全課、廃棄物対策課及びみどり課の財務に関する事。
- (8) 部内事務の総括に関する事。
- (9) 部の庶務に関する事。
- (10) 部内の調整及び部内他課の所管に属さない事項に関する事。

新エネルギー推進課

- (1) 新エネルギーに係る企画及び調整に関する事。
- (2) 新エネルギーの普及啓発に関する事。
- (3) 省エネルギーの推進に関する事。
- (4) 低炭素社会の実現に向けた事項に関する事(他の課の所管に属するものを除く。)

環境保全課

- (1) 環境保全に係る調査及び測定に関する事。
- (2) 生活排水対策に関する事。
- (3) 浄化槽法に関する事。
- (4) 浄化槽整備事業に関する事。
- (5) 大気汚染防止等に係る規制及び指導に関する事。
- (6) 大気汚染防止等の測定及び調査に関する事。
- (7) 公害対策に関する事。
- (8) 公害関係の届出に関する事。
- (9) 公害に係る工場、事業所等への立入指導、改善勧告及び措置命令に関する事。
- (10) 公害の苦情、相談及び紛争に関する事。
- (11) 墓地、埋葬等に関する事(中央窓口センターの所管に属するものを除く。)
- (12) 市営墓地に関する事(みどり課の所管に属するものを除く。)

廃棄物対策課

- (1) 廃棄物の不法投棄に関する事。
- (2) 産業廃棄物の排出事業者に対する指導及び監督に関する事。
- (3) 産業廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関する事。
- (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する事。
- (7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法に関する事。
- (8) 環境美化の促進に関する事。
- (9) 廃棄物の減量及び再資源化に関する事。
- (10) 廃棄物の減量及び適正処理等の啓発及び情報提供等に関する事(春野環境センターの所管に属するものを除く。)
- (11) 一般廃棄物処理システムの調査及び研究に関する事。
- (12) エコタウン事業に関する事。

みどり課

- (1) 緑化の推進に関すること。
- (2) 公園(桂浜公園を除く。), 緑地, 広場, 児童遊園(児童遊び場を除く。)及びわんぱくこうちに関すること。
- (3) アニマルランドに関すること。
- (4) 街路樹の剪定等に関すること。
- (5) 緑化に関する受託工事に関すること。
- (6) 花いっぱい運動に関すること。
- (7) 市営墓地の新設に関すること。

環境業務課

- (1) 廃棄物(し尿を除く。以下この項において同じ。)処理事業の指導管理に関すること。
- (2) 廃棄物の収集及び運搬に関すること
- (3) 町内美化活動の支援に関すること
- (4) 廃棄物の不法投棄の防止, 指導及び処理に関すること。
- (5) 廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関すること。
- (6) 廃棄物適正処理等に関する指導育成に関すること。
- (7) 高知市クリーンセンター及び同センターに付随する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。
- (8) 自動車等の維持管理に関すること。

清掃工場

- (1) 廃棄物(し尿を除く。以下この項において同じ。)の搬入指導・監督及び焼却処理に関すること。
- (2) 廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関すること。
- (3) 高知市清掃工場(以下この項において「工場」という。)及び工場に関連する施設の管理並びに技術的研究に関すること。
- (4) 工場に係る排気, 排水等の検査及び測定分析並びに公表に関すること。
- (5) 工場の整備に係る工事の設計施工及び監督に関すること。
- (6) 清掃施設の技術的調査研究及び技術援助に関すること。
- (7) エコ・パーク宇賀及びヨネツクこうちに関すること。
- (8) 地元対策に係る諸調整に関すること。
- (9) 工場及び工場に関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。

東部環境センター

- (1) 廃棄物処理施設(清掃工場の所管に属するものを除く。以下同じ。)の整備計画及び技術的管理に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設整備に係る工事の設計施行及び監督に関すること。
- (3) 廃棄物(し尿を除く。)の埋立処分計画及び埋立業務に関すること。
- (4) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者の許可及び指導・監督に関すること。
- (5) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画及び処理業務並びに委託業者の指導・監督に関すること。
- (6) 廃棄物処理施設の技術的研究に関すること。
- (7) 廃棄物処理施設に係る排気, 排水等の検査, 分析, 測定に関すること。
- (8) 地元対策に係る諸調整に関すること。
- (9) 廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関すること。
- (10) 東部環境センター所管のスポーツ施設の受付に関すること。
- (11) 東部環境センター及び同センターに付随する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。
- (12) 三里最終処分場及び春野最終処分場の財産の維持管理に関すること。

春野環境センター

- (1) 廃棄物(し尿を除く。以下この項において同じ。)の処理に係る手数料の徴収に関すること。
- (2) 高知市春野清掃センター及び同センターに付随する施設の管理及び財産の維持管理に関すること。
- (3) 春野地区の廃棄物の減量及び適正処理等の啓発及び情報提供等に関すること。
- (4) 地元対策に係る諸調整に関すること。

(3) 附属機関等

審議会名称	設置根拠	委員数	主な所掌事務
環境審議会	環境基本条例 第 28 条	15	環境の保全及び創造に関する基本的 事項についての調査審議
廃棄物処理運営審議会	廃棄物の減量及び適正 処理等に関する条例 第 16 条	15	次の事項についての調査審議 ・一般廃棄物の減量及び再生利用等の 推進 ・一般廃棄物の適正な処理の推進
公害対策審議会	公害防止条例 第 33 条	14	公害に関する重要事項の調査審議
ダイオキシン類対策 審議会	ダイオキシン類による 健康被害の防止及び生 活環境の保全に関する 条例 第 10 条	12	ダイオキシン類対策に関する基本的 事項についての調査審議
鏡川清流保全審議会	鏡川清流保全条例 第 26 条	15	鏡川の清流保全に関する重要事項の 調査審議
里山保全審議会	里山保全条例 第 21 条	13	里山の保全に関する事項の調査審議
産業廃棄物処理施設 設置審議会	産業廃棄物処理施設 設置審議会規則 第 1 条	5	産業廃棄物処理施設の設置に関する 計画及び維持管理に関する計画が、周 辺地域の生活環境の保全について適 正な配慮がなされたものであるかに ついて審議
放置自動車廃物判定 委員会	放置自動車の発生 の防止及び適正な 処理に関する条例 第 15 条	8	放置自動車の廃物判定及びその他放 置自動車の発生の防止及び適正な処 理に関し、必要な事項を審議
緑政審議会	高知市緑政審議会 条例 第 1 条	11	自然の保護、緑化の推進等に関するこ と、及び都市公園、児童遊園の設置及 び管理に関することの調査審議



2-3 高知市環境基本条例

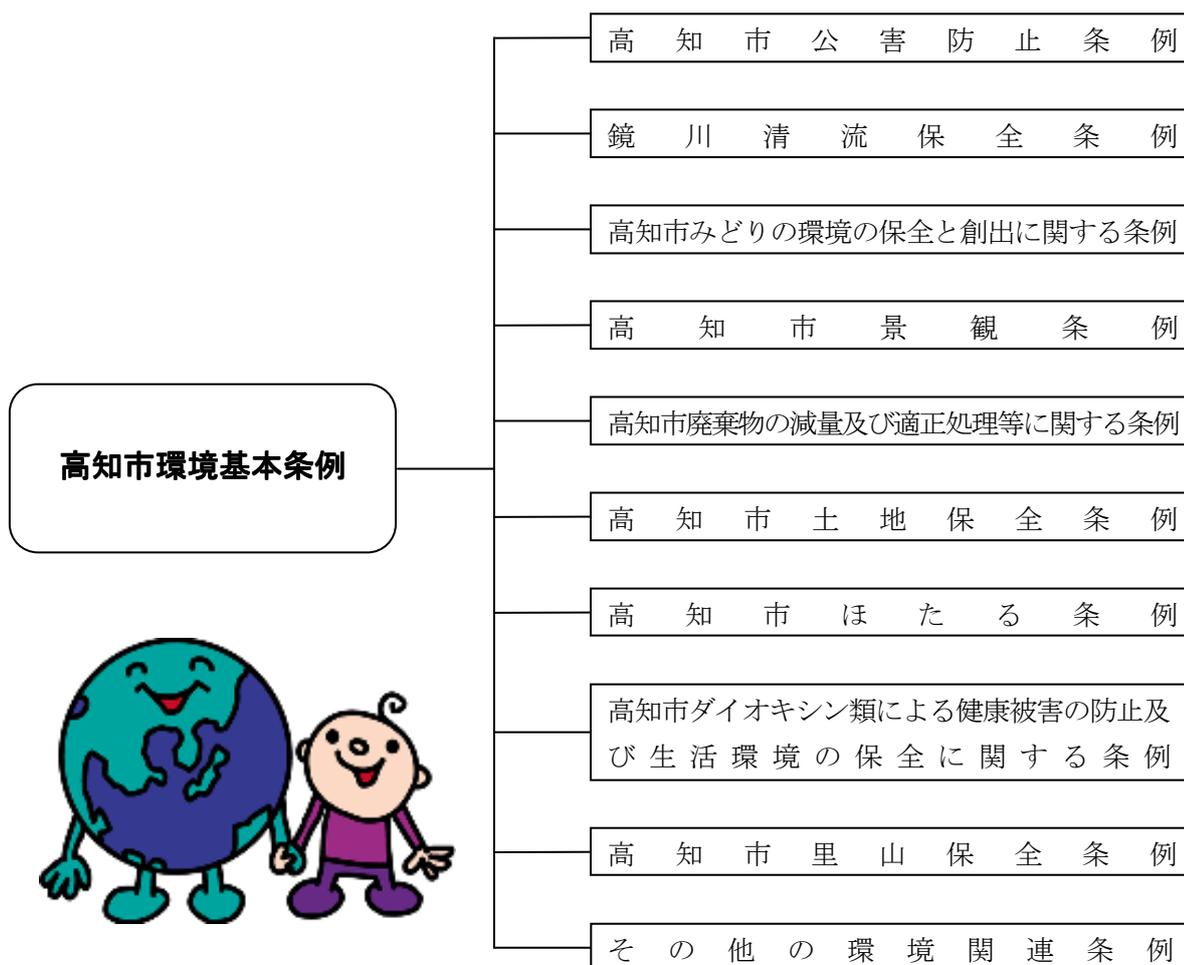
(1) 制定の背景

近年、環境問題の構造変化や地球環境保全への主体的な取組みの必要性が生じ、従来の環境施策の中心であった規制的手法だけでは、問題の解決に向けた対応に限界があり、新たな観点からの施策展開が必要となってきた。

こうしたなか、平成5年11月に環境を総合的にとらえて、計画的に環境施策を講じていくために、環境基本法が制定された。本市においても、この法律の趣旨を踏まえ、市民や学識経験者の意見を聴きながら、自然的・社会的特性に応じた環境施策を総合的かつ計画的に推進する枠組みとして、9年4月1日に「高知市環境基本条例」を制定した。

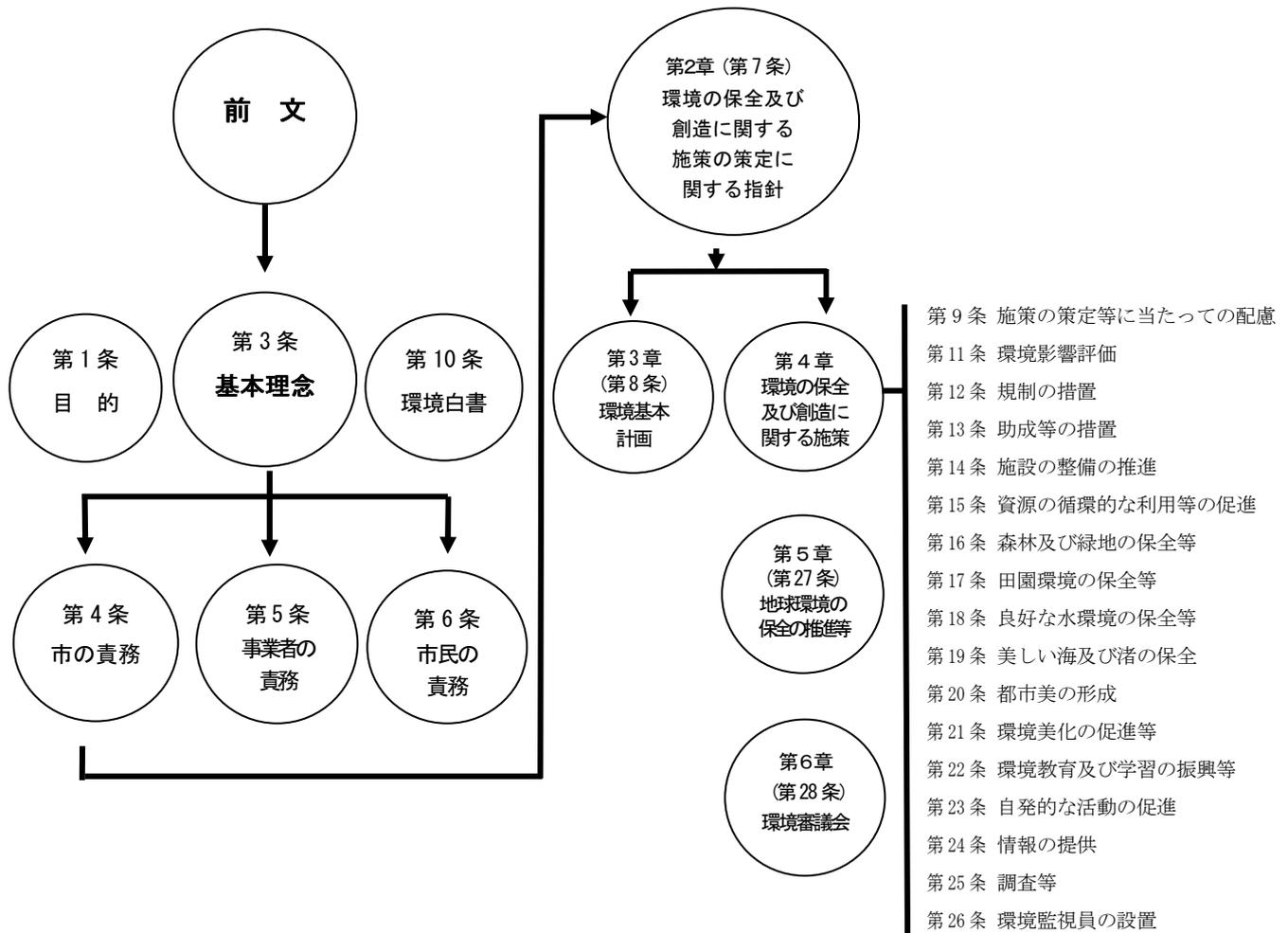
(2) 条例の概要

この条例は、既存の環境に関する条例を理念的に包括し、環境施策全般を方向づけるものとなっており、その規定する内容により、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の安全かつ健康で文化的な生活を守ることを目的としている。



(3) 条例の構成

憲章型条例の性格を持つこの条例は、施策の方向性を示すプログラム規定を中心に構成されているほか、目的・定義・理念及び各主体の役割といった総則的事項、施策の総合的・計画的な推進のための高知市環境基本計画の策定や環境審議会の設置等の規定を盛り込んでいる。



2-4 第二次高知市環境基本計画

(1) 計画策定の背景・目的

本市は青い空にみどりあふれる山々や、市街地を流れる清流など豊かな自然環境が残されている。この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいくために、市、市民、事業者、教育・研究機関が協力し合い、環境への負荷の少ない循環・共生を基調とした社会に変えていくことが必要である。

このため、身近な自然の減少、増え続けるごみの排出や不法投棄、大気や水質等の生活環境の悪化、ダイオキシン類などの有害化学物質の顕在化、地球温暖化の進行などの様々な環境問題に対し、市、市民、事業者、教育・研究機関が各々の役割に応じ、また、お互いが連携・協働して、取り組んでいくための指針となる総合的な環境計画の必要性が高まってきた。

こうした中、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成10年から市民や学識経験者などで構成される環境審議会や市民環境懇話会などで検討され、環境基本条例第8条に基づき、12年3月に「高知市環境基本計画」が策定された。この計画策定から10年以上が経過し、社会情勢や環境を巡る課題は大きく変化しており、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、複雑かつ多様化している環境問題への取組の必要性が増大している。また、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的事項を定めた「2011高知市総合計画」が平成23年度に策定されたことに伴い、この計画との整合性を図りつつ、第二次高知市環境基本計画を策定した。(平成25年11月発行)

(2) 計画の基本的事項

計画の位置づけ	国の環境基本計画等に準じて、高知県の環境基本計画とも連携を図りつつ、本市の「2011高知市総合計画」や関連行政計画とも相互補完を図り、環境に配慮した基本となる取り組み方針を示す
対象とする環境の範囲	「高知市環境基本条例」第15条から第27条に基づき、以下のとおりする（高知市環境基本条例から抜粋） <ul style="list-style-type: none">◆ 資源の循環的な利用等の促進（第15条）◆ 森林及び緑地の保全等（第16条）◆ 田園環境の保全等（第17条）◆ 良好な水環境の保全等（第18条）◆ 美しい海及び渚の保全（第19条）◆ 都市美の形成（第20条）◆ 環境美化の促進等（第21条）◆ 地球環境の保全の推進等（第22条）
取り組み主体	市、市民、事業者、教育・研究機関
計画の期間	平成25年度から34年度までの10年間

(3) 望ましい環境像

この基本計画では、本市の恵まれた環境の質を高めて、すべての市民が環境からの恵みを享受でき、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を築くため、次の世代が育ち活躍しているであろう21世紀半ばを目標にした「望ましい環境像」を設定している。

この環境像には、市、市民、事業者、教育・研究機関が参加、協働して環境を変えること、身近な地域から行動すること、広い視野でとらえることを基本として、いきいきと生命力に輝く恵み豊かな自然が身近にあること、そしてその環境を守り育てていく市民の自発的に活動するバイタリテイあふれる行動力があること、それらが将来の世代に伝えていく本市の誇るべき財産であるという意味合いが込められている。

<望ましい環境像>

未来につなげよういきいき自然！

やさしさと行動力あふれるまち・高知



(4) 基本目標

この基本計画では、本市の望ましい環境像を構成する基本的な枠組みとして、政策、施策、主な取組について、体系的に整理している。

政策	施策	主な取組
自然豊かなまちづくり	生物多様性の保全	<ol style="list-style-type: none"> 1. 野生生物の保護 2. 生息空間の保全
	森林の保全・整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民有林の保護育成 2. 協働による森林づくり 3. 市有林の適正管理 4. 市民の森整備 5. 保安林の適正管理 6. 林業の基盤整備
	里山の保全と再生	<ol style="list-style-type: none"> 1. 里山保全の推進 2. 里山の再生
	海洋・河川環境の保全と再生	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海洋・河川等における生態系の保全と再生 2. 浦戸湾・七河川一斉清掃
環境汚染の防止	公害対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大気・水・土壌環境の保全 2. 化学物質の環境リスク対策 3. 環境監視体制の充実
	生活排水対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道(汚水)の整備促進による下水道普及率の向上 2. 合併処理浄化槽の普及率向上 3. 浄化槽適正管理の推進 4. 処理施設の適正な維持管理の推進
	放射性物質への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性物質検出時の対応体制の充実
環境負荷の少ない循環型社会の構築	廃棄物の発生抑制・再利用の促進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物発生の抑制, 再利用のさらなる推進 2. ごみの減量と再資源化 3. ECO農業の推進
	廃棄物の適正な処理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般廃棄物の適正処理の推進 2. 産業廃棄物の適正処理の推進 3. 不法投棄の根絶に向けた対策の充実・強化 4. 排出事業者, 処理業者の指導 5. 収集処理体制及び施設の整備・充実 6. 春野地区における一般廃棄物処理の確立

政 策	施 策	主 な 取 組
地球温暖化防止への貢献	人にやさしい低酸素都市の実現	<ol style="list-style-type: none"> 1. 省エネルギーの推進 2. 環境負荷の少ない移動手段への転換 3. 広域交通ネットワークの強化 4. 交通安全対策の推進施策との連携
	新エネルギー活用の促進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新エネルギー導入の促進 2. スマート・エネルギー利用の推進
美しく快適なまちの形成	みどり豊かな市街地づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市緑化の推進 2. 親水空間の形成 3. 道路緑化の推進
	良好な景観の形成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個性的で魅力のある景観の形成 2. 屋外広告物の規制誘導 3. 良好な景観形成のための啓発の推進 4. バランスの取れた都市の形成 5. 墓地等の整備
環境と調和した減災対策	災害対応力の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に強い都市基盤の整備 2. 災害廃棄物の処理 3. 地域防災力の強化
参加・協働・連携の推進	環境学習の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの発達段階に応じた環境学習の推進 2. 生涯学習としての環境教育の実施 3. 環境情報等の広報・啓発 4. 水や生き物に触れ合える空間づくり 5. 食を通じた自然の理解 6. 工石山青少年の家を活用した自然体験学習の推進
	情報共有の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報公開の推進 2. 広報・公聴の拡充
	多様な主体との連携・交流	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産学官民連携の推進 2. 地域コミュニティの活性化 3. NPO・ボランティア活動の推進
	広域行政の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国・県との連携 2. 地域を越えた行政間の連携・交流の促進 3. 高知中央広域定住自立圏共生ビジョンの推進

2-5 高知市環境保全率先実行計画（高知市地球温暖化対策地域推進実行計画）

(1) 計画策定の背景

平成 11 年 4 月に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が施行され、地方公共団体の事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出抑制のための実行計画を策定するものとされた。

そのため、平成 13 年 3 月に市役所における環境配慮の行動指針として「高知市環境保全率先実行計画」を策定した。

○第 1 次計画：平成 13～17 年度

○第 2 次計画：平成 18～22 年度

○第 3 次計画：平成 23～27 年度

(2) 第 3 次計画の目標

本計画は、温室効果ガスの排出抑制を図り、職員一人ひとりが環境に配慮した取り組みを推進することを方針とし、「温室効果ガス総排出量の削減目標」と「環境に配慮した行動目標」に区分している。

①「温室効果ガス総排出量の削減目標」

市の事務・事業の実施に伴う温室効果ガスの総排出量を、平成 22 年度を基準として、平成 27 年度末までに 18.4%削減する。

②「環境に配慮した行動目標」

グリーン購入の推進	◆ 物品購入に占める環境に配慮した製品等の割合を平成 27 年度末まで、毎年度、95%以上にします。
省エネルギーの推進	◆ 改正省エネ法で管理することになるエネルギーのうち、建物面積（1㎡当たりのエネルギー消費量）を原単位として使用量を管理し、年度平均 1%以上削減することを目標にしているものについて、達成できるように行動していきます。 ◆ 自動車燃料（ガソリン・軽油）の 1 台当たり使用量を、平成 27 年度末までに、平成 21 年度実績に対して年度平均 1%以上削減します。（原動機付自転車は算入しない。）
省資源の推進	◆ コピー用紙の購入量（A4 サイズ換算枚数）を、平成 27 年度末までに、平成 21 年度実績に対して、年度平均 1%以上削減します。 ◆ 庁舎等における上水道の使用量を、平成 27 年度末までに、平成 21 年度実績に対して、年度平均 1%以上削減します。
ごみの減量化とリサイクルの推進	◆ 庁舎等で発生するごみについて、職員啓発や指導を徹底し、減量とリサイクルに努めます。
事業における環境配慮	◆ 事業の実施にあたっては環境基本計画に基づき、環境配慮に努めます。 ◆ 公共工事における環境配慮については、特記仕様書等により請負業者に協力を要請します。 ◆ 事業の実施にあたっては、関連法規を遵守し、汚染の予防に努めます。
職員の環境意識の向上	◆ 環境に関する情報提供や、必要に応じて適宜環境研修等を実施します。

2-6 高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）

(1) 計画策定の背景

平成 20 年 6 月、温対法が全体的に改正され、新設された第 20 条の 3 第 3 項において、都道府県や指定都市、中核市等については、地方公共団体の実行計画の内容について、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策も定めることとなった。

このようなことから、本市においても新たに温対法改正の趣旨に従った内容による市域における温室効果ガスの削減に向けた施策を推進するための計画として、従来の「高知市環境保全率先実行計画」に併せて、平成 21 年 3 月に「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）」を定めることとした。

(2) 計画の基本的事項

計画の方針	市域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減に関する施策を定め、以下の取り組みを推進する。 <ul style="list-style-type: none">○ 市域の自然条件に適した化石燃料以外のエネルギーの利用の促進○ 市民または市内の事業者が温室効果ガスの排出削減等に関して行う活動の促進○ 公共交通機関の利用者の利便の増進、市街地における緑地の保全及び緑化の推進、その他温室効果ガスの排出削減等に資する地域環境の整備及び改善○ 廃棄物等の発生の抑制、その他循環型社会の形成に関する事項
計画の対象	市民や市内の事業者並びに本市に関係するすべての人々及び法人、その他の団体が行う活動。
計画期間	(短期) 平成 21 ～24 年度 (長期) 最終的には、化石燃料脱却をイメージした 2100 年を視野に入れつつ、目標年を 2050 年とし、国に従い、市域における温室効果ガス排出量半減を大きな目標にする。
温室効果ガスの削減目標	(短期) 市域で排出される温室効果ガスの総排出量を平成 16 年を現状として、平成 20 年から平成 24 年末までの間に 10.65%削減（平成 2 年比-6%）していくことに取り組む。 (長期) 2050 年には、温室効果ガス排出を現状から半減することを目指す。

Ⅱ 各論

1. 自然環境の保全
2. 生活環境の保全
3. 地球環境の保全
4. みどりのまちづくり
5. 参加と協働

1. 自然豊かなまちづくり

1-1 生物多様性の保全

植物をはじめ、鳥獣や昆虫、水生生物等の野生生物は、自然環境を構成する重要な要素であり、これらの豊かな生物多様性を保全することは、人間が生活を営むうえでも、欠くことのできない大切な要因となっている。現在、本市には、市の鳥セグロセキセイをはじめ、ホタル、アユ、アカメ等、さまざまな生物が生息していることが確認されているが、都市化の進展等に伴い、野生生物の生息・生育環境は厳しい状況となっている。

今後は、地域の野生生物を保全する取組を推進し、多様な生物と共生した地域づくりを進めていく。さらに、生物多様性の保全と持続可能な取組を推進していくために、生物多様性の重要性について市民の理解を深め、行動へとつなげ、地域における人と自然との関係を見直し、再構築に取り組む。

(1) アニマルランド

昭和25年に高知公園に開園し、42年間市民にお城の動物園として親しまれてきた市立動物園を閉園し、わんぱくこうち内にアニマルランドとして開園した。アニマルランドでは、希少動物40種のうち、46%の種の繁殖に成功している。また、平成24年度は動物セミナー、講演会、出前授業等に1,168人が参加している。

(2) 保存樹木等

平成7年度の「緑の基本計画」の現況調査によると、都市計画区域内で46%の緑が残されているが、市街化区域には、わずか7%の緑しか残されていないのが現状である。その一方、市街化調整区域は、72%と比較的多く残されており、市民の基調な財産となっている。この残された緑を保護するため、次の表のとおり指定している。

保護指定の現況

指定の名称	説明	指定箇所数	指定年月日(昭和)	備考
特別自然保護地区	原生の状態及び学術上貴重な植生地域	2	50. 3. 1	玉島・衣ヶ島, 朝倉神社山
保存樹木	健全かつ樹容が美観上優れているもので一定規模の樹木	54(本)	〃	イチョウ, クスノキ, エノキなど
保存樹林	健全かつ樹容が美観上優れているもので一定規模の樹林	25	〃	山内神社の森, 高知八幡宮の森など

(3) 鳥獣保護

● 鳥獣保護区

本市には、「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」に基づき、鳥獣の保護、繁殖を目的として、鳥獣保護区が6か所設定されている。

保護区の指定は、地元住民や地権者の了承を得た上で、知事が指定し、保護区の存続期間は、原則として10年間である。

鳥獣保護区	生息鳥獣		地域概要
	鳥類	獣類	
①浦戸湾 (集団渡来地) 〔面積〕2,854ha (うち水面718ha) 〔存続期間〕 自平成16年11月15日 至平成26年11月14日	コサギ・アオサギ・カルガモ・マガモ・コガモ・オナガガモ・ヒドリガモ・ヨシガモ・トビ・キンクロバジロ・コジュケイ・ハシビロガモ・ミサゴ・バン・ヤマドリ・コチドリ・メジロ・カワセミ・アカハラ・ツグミ・ハクセキレイ・シジュウカラ・ホオジロ・イソシギ・ツバメ・ムナグロ・ハマシギ・モズ等	タヌキ イタチ アナグマ ハクビシン リス ノウサギ等	本市の海の玄関、高知港のある浦戸湾を中心とするこの地区は、毎年約7～8種、4千～5千羽のカモが渡来することで知られている。 一方、この湾を囲む陸地部の山林は、広葉樹林がほとんどで、鷲尾県立自然公園の一部をはじめ千松、五台山、桂浜公園をも含む、市域最大の鳥獣保護区である。
②大津 (誘致地区) 〔面積〕235ha 〔存続期間〕 自平成19年11月15日 至平成29年11月14日	キジ・キジバト・ウグイス・コサギ・タゲリ・タヒバリ・ヒバリ・アオジ・コジュケイ・ヒヨドリ・ツグミ・シロハラ・モズ・カワラヒワ・ムクドリ・セグロセキレイ・キセキレイ・ジョウビタキ・バン・ツバメ・ホオジロ・トビ・タシギ等	タヌキ イタチ等	舟入川南岸に接するこの地区は、田畑が広がり、鹿兒神社をはじめ多くの森林が残っている。 また、付近には高天ヶ原古墳群などの歴史的遺跡などもあり、野生鳥獣の宝庫となっているため、自然を求めて訪れる市民も多い。
③工石山 (誘致地区) 〔面積〕496ha 高知市 237ha 〔存続期間〕 自平成16年11月15日 至平成26年11月14日	ホトトギス・カッコウ・コゲラ・オオアカゲラ・セキレイ・ヒヨドリ・ミソサザイ・トラツグミ・アカハラ・ウグイス・オオルリ・エナガ・コガラ・ヤマガラ・ゴジュウカラ・メジロ・ホオジロ・カワラヒワ・カケス・アオバト等	ニホンリス ムササビ ヤマネ ノウサギ タヌキ アナグマ ハクビシン イノシシ	工石山自然公園を中心としたこの地区の頂上付近の特別保護地区は、高木では、モミ・アカガシブナなどが混生し、また、中低木は、シキミ・ハイノキ等があり、周辺や南部地域には、コナラ群・シイ・カシ萌芽林といった薪炭林のなごりが広がっている。 保護区内では、ほ乳類及び高山性の留鳥並びに夏鳥等の生息適地として重要な地区である。また、工石山は自然休養林の第1号に指定され、県民・市民に広く親しまれている。
④鏡ダム (森林鳥獣生息地) 〔面積〕120ha (うち水面50ha) 〔存続期間〕 自平成19年11月15日 至平成29年11月14日	ゴイサギ・コサギ・オシドリ・マガモ・ヒドリガモ・トビ・ヤマシギ・タシギ・アオバズク・アオゲラ・コゲラ・モズ・キビタキ・オオルリ・メジロ等	ハクビシン ノウサギ タヌキ ムササビ 等	鏡ダムを中心としたこの地区は、面積の約半分が水面部分であり、水鳥が多く観測されている。また、周辺には自然林が多く野生鳥獣も多く生息している。

鳥獣保護区	生息鳥獣		地域概要
	鳥類	獣類	
⑤高ノ森 (森林鳥獣生息地) [面積] 270ha [存続期間] 自平成 18 年 11 月 15 日 至平成 28 年 11 月 14 日	キジ・コジュケイ・ウグイス・ホオジロ・アオジ・メジロ・カシラダカ・ミソサザイ・ビンズイ・モズ・ヒヨドリ・キジバト・トビ・ウズラ・シジュウカラ等	ノウサギ ハクビシン イタチ アナグマ ムササビ等	標高 299.5m の高ノ森を中心としたこの地区は、15ha 余りが北山県立自然公園区域内にあり、付近にはミカンの開放園等もあり市民の憩いの場となっている。 また、高ノ森は、戦国城跡として知られ、周辺には森林も多く、秋には一度に千羽以上のサシバの渡りが見られることもあり、双眼鏡を持って訪れる親子連れも多い。
⑥筆山 (誘致地区) [面積] 307ha [存続期間] 自平成 15 年 11 月 15 日 至平成 25 年 11 月 14 日	カワラヒワ・ヒバリ・メジロ・キセキレイ・シジュウカラ・コガラ・エナガ・アオバズク・フクロウ・キビタキ・ツグミ・ヒヨドリ・オオルリ・コサギ・ウグイス・ツバメ・キジバト・モズ・コジュケイ・シロハラ・ムクドリ・キジ・ホオジロ等	ノウサギ タヌキ リス ハクビシン アナグマ イタチ ムササビ等	本市の市街地に近接し、筆山公園を中心とするこの地区は、樹齢百年以上の広葉樹林があり、周辺には草地が広がっている。 また、同地区には、特別天然記念物のミカドアゲハが生息し、春には、花見の行楽地としても市民に親しまれている。



セグロセキレイ
〈高知市の鳥〉



アマサギ



カワセミ



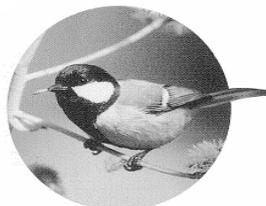
ヤマセミ



ヒドリガモ



ツグミ



シジュウカラ



メジロ



キジ

● 愛鳥週間（5月10日～16日）

私たちの生活に安らぎとうるおいを与えてくれる野鳥を保護するため、昭和21年に当時のGHQ（連合国最高司令部）の勧告を受け、翌年、鳥類保護連盟が結成された。

そして、その最初の事業として、アメリカの同趣旨の催しにならい、4月10日をバードデーとして設定した。しかし、日本に渡り鳥が飛来し、野鳥の観察や保護を行うには、季節的に早すぎたこともあり、昭和25年からは5月10日とし、さらにバードウィーク（愛鳥週間）として発展させ、今日に至っている。

● 傷病鳥獣救護

傷病鳥獣の救護については、わんぱくこうち、はりまや動物病院の2か所が鳥獣救護施設として県から指定されている。

● 鳥獣飼養登録

野鳥鳥獣の愛がん飼養は、本来の野生鳥獣の保護という理念に反し、鳥獣の乱獲を助長する恐れがある。したがって、愛がんを目的とする野生鳥獣の捕獲許可は順次対象種が減らされ平成19年4月からはメジロのみとなっていたが、平成24年4月からすべて捕獲禁止となった。現在は過去に捕獲許可を受けて登録したものの更新のみである。

また、平成元年4月16日より飼育鳥について密猟を防止するために、足輪の装着が義務づけられた。

（4）ホタル保護

本市は、昭和61年4月1日「高知市ほたる条例」を公布し、同日施行した。

その後、水道局や旭中学校によるホタルの飼育放流、旧環境課におけるホタルマップ作製及びホタルパトロールなど、様々なホタル保護施策が行われてきた。

しかし、市域周辺に広がる住宅団地の造成は、私たちの日常生活の利便性と引き換えに、ホタルをはじめとするこれら小動物の生息環境を悪化させ、知らず知らずのうちに身近な自然の喪失を招いている。

これらを解決するために、早期に本格的な生息調査とこれに基づく保護条例等の法整備を行い、具体的施策によって保護政策を進めていく必要がある。

● 条例制定までの経過

昭和59年5月から6月にかけて、本市朝倉地区において、県外業者によるホタル乱獲があり、自然保護団体を中心にホタル乱獲防止の住民要求が巻き起こった。同地区は本市でも比較的中心部に近い住宅地でありながら、農業用水が流れ、神社などの緑地が多く、ゲンジボタルの生息地である。

こうした状況に対応するため、当時の所管課であったみどり課が条例原案を作成。緑政審議会を経て、昭和61年3月議会に提出、同年4月1日「高知市ほたる条例」が制定された。

この条例は、ホタルの乱獲防止を目的とし、「業として」のホタル捕獲の禁止、「営利目的」での捕獲に対し、罰則（違反者に10万円以下の罰金を科す）を設けている。この条例施行により、ホタル生息地のホタルパトロールを行っている。

● 主なホタルの生息地

○ゲンジボタル・ヘイケボタル

- ① 行川（大河内橋付近）
- ② 鏡川上流域（七ツ淵，重倉，久礼野）
- ③ 秦地区（宇津野，名切川上流）
- ④ 旭・初月地区（紅水川，江ノロ川上流部と福井）
- ⑤ 長浜地区（宇賀谷川上流部）

○ヒメボタル

- ⑥ 神田地区（おおなる園）

ホタル生息地域図(旧高知市)



● ホタル保護の取組

○ホタルパトロール

毎年5月から7月にかけて、成虫が飛びはじめる時期に生息地区の巡回パトロールを実施し、ホタルの生息調査や業者等による乱獲防止のための監視を行っている。

○「高知市ほたる条例」改正への動き

平成23年頃より初月地区におけるホタル大量捕獲の情報があったこと、ホタルの保護活動をしている方々から条例改正の要望がなされたこと、また、現行条例における「業」を根拠とした指導取締りが現実的に困難なことなどを受け、条例改正に向け検討を開始した。改正条例は、市内でのホタルの捕獲等を原則禁止し、新たに設定する保護区域内では、ホタルの餌となるカワニナの捕獲等も禁止するもので、違反した者は10万円以下の罰金又は5万円以下の過料を処することなどを主な内容として、平成25年3月定例議会に議案を提出し、原案通り可決された。



1-2 森林の保全・整備

森林を保全し整備することは、林業の推進はもとより、水源のかん養や二酸化炭素の吸収にも寄与するだけでなく、土砂の流出防止等、防災の側面も担っており、人々の生活を支え守っていくために欠くことはできない。しかしながら、木材の輸入による県産木材の価格の低下や林業従事者の減少等により、森林の保全・整備は十分ではない状況になっている。本市においても荒廃した森林が増加し、水源かん養や山地災害防止の機能が低下し、生活環境への影響が危惧されている。

今後は森林が有する多面的な公益機能の確保を図るために、保全・整備を進め、適正な管理を行っていく。

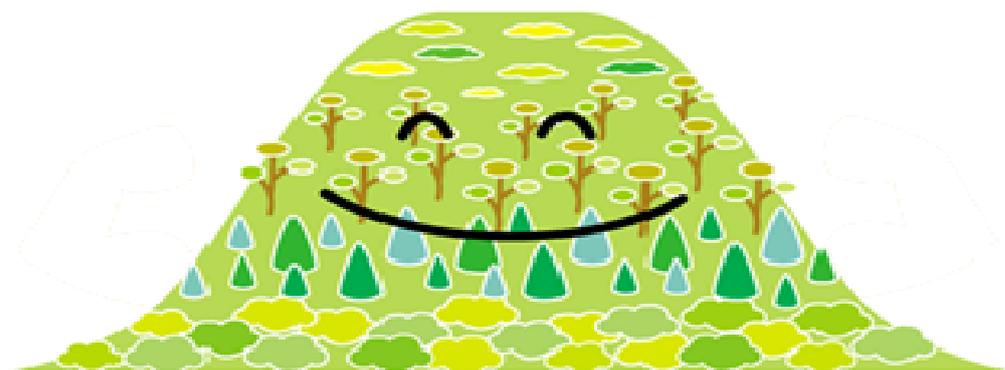
1-3 里山の保全と再生

本市では、都市化の進展とともに、大規模な団地開発が進められるなど、市民の身近で貴重な自然が徐々に失われており、'98 豪雨では市内周辺部において 129 か所のがけ崩れが発生する一方、都心部の空洞化など都市構造のアンバランスによる様々な問題が発生している。

このような状況を是正し、自然と調和したうるおいと安らぎのある都市形成を目指して里山保全条例を制定（平成 12 年 4 月 1 日施行）した。

条例は、里山として保全したい地区を事前に調査し、土地所有者などや市民に周知を図りながら里山保全地区の指定を行うことや、保全地区では、土地所有者などの協力の下に、保全に関する協定を結んで保全を図ることなどをその内容としている。また、里山を市民とともに保全及び活用するために、土地所有者などと契約を結び「市民の里山」として開放することも規定している。この条例に基づき、平成 12 年 6 月に「里山保全審議会」を設置するとともに、市街化区域内の里山から保全を目指すこととして、12 か所の調査を行い、平成 13 年 9 月 1 日付けで秦山（4.4ha）を里山保全地区として指定した。また、土地所有者から申し出のあった葛島山（0.4ha）についても、同日付けで里山保全地区として指定。その後、里山保全協定の締結に向けた協議を行い、葛島山については平成 15 年 4 月 1 日付けで、秦山の一部については平成 16 年 4 月 1 日付けで里山保全協定を締結した。

なお、施行から 10 年が経過し、社会情勢の変化や合併による市域の拡大を背景として、平成 23 年～24 年度の 2 か年で、里山保全に関する定義付けや方向性等についての考え方を整理した。今後は、自然とふれあえる空間や防災としての役割も視野に入れつつ、土地所有者や地域の協力の下、市民主導で里山の保全活動及び再生が推進されるよう事業展開を図っていく。



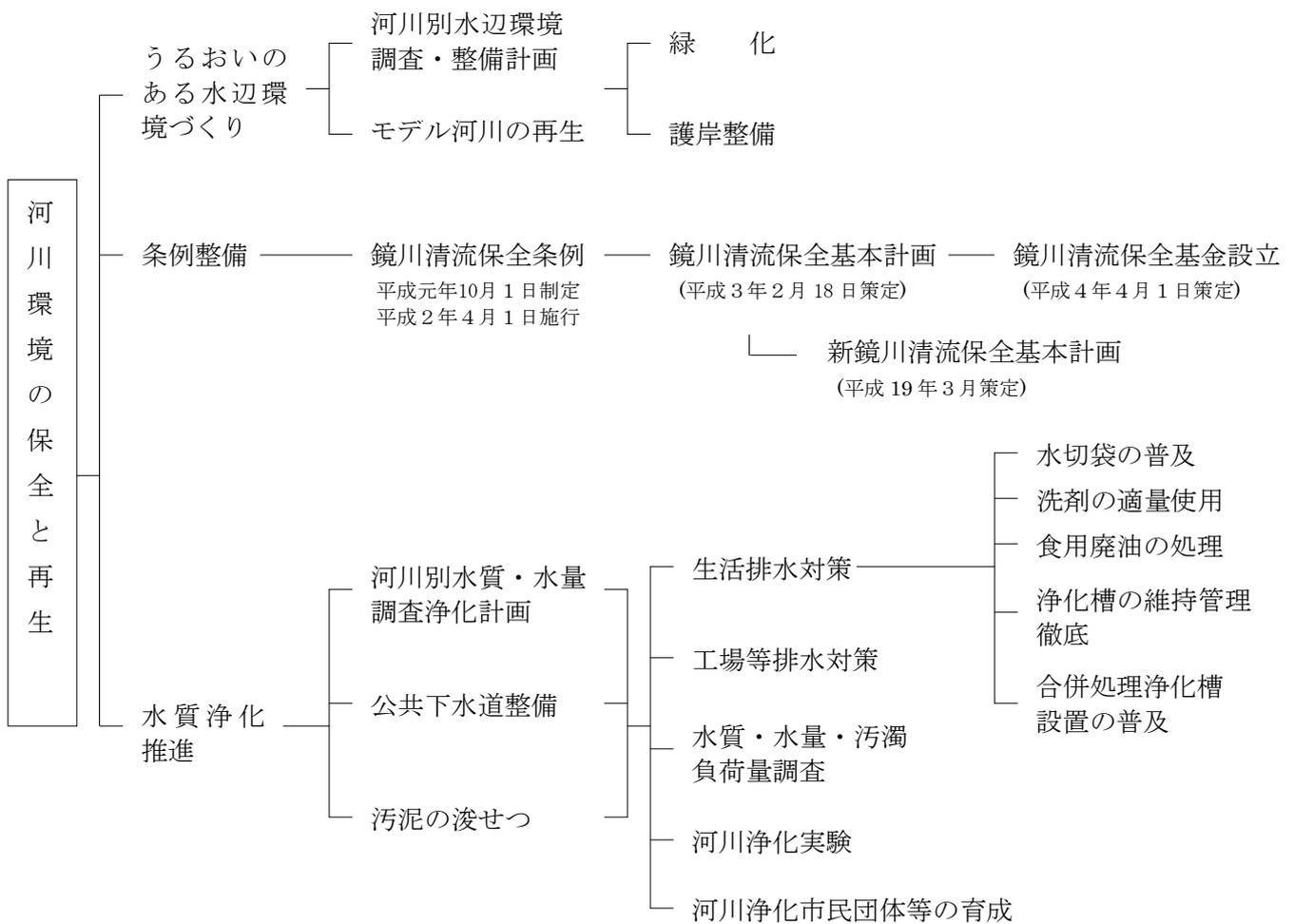
1-4 海洋・河川環境の保全と再生

海洋・河川は多様な生物の生息空間であり、人々に憩いや潤いを与えてくれる。

しかしながら、現在、ごみの不法投棄や環境の変化に伴う水質の悪化等により、海洋・河川環境は必ずしも良好にあるとは言えない状態である。

本市では、毎年「浦戸湾・七河川一斉清掃」や「仁淀川一斉清掃」を実施するなどして、水質浄化や市民の環境美化意識の高揚を図っている。今後も、継続して環境美化活動等を実施するとともに、県と連携を図り、より効果的・効率的な海洋・河川環境の保全と再生に取り組んでいく。

河川環境の保全と再生のための体系図



(1) 鏡川清流保全対策

鏡川は、土佐山地区の細藪山^{ほそやぶやま}（標高 530.7m）に源流を発し、本市の中心部を東西に流れて浦戸湾に注ぐ総延長 31.1km、流域面積 170 km²の二級河川である。

鏡川の名の由来は、土佐藩 5 代藩主の山内豊房が、澄み切った清流であったところから「我が影を映すこと鏡の如し」ということで付けられ、これまで幾多の文化と歴史をはぐくみながら、市民の憩いの場として今なお多くの人々に親しまれている。

平成 17 年 1 月には、上流域の鏡村、土佐山村と合併し、それによって鏡川流域のすべてが高知市域におさまるといふ全国的にも珍しいケースとなり、後世に引き継いでいくことの重大さが改めてクローズアップされることとなった。

平成 19 年度から、県、市、市民とともに天然アユ 100 万尾を目指して、「森と海とまちをつなぐ環境軸」として鏡川を位置づけ、内水面資源の維持・増殖に取り組んでいる。平成 24 年度の調査では、天然アユ 38.1 万尾、放流アユ 15.1 万尾が生息しているとの結果が出た。

●鏡川清流保全の取組経過

- | | |
|---------|--|
| 昭和 44 年 | 高知市民憲章が制定され、その第 1 章に“鏡川を清潔なまちのシンボルにしよう”とうたわれる。 |
| 59 年 | 鏡川の清流を取り戻そうと、市民等有志によって鏡川研究会が発足する。 |
| 60 年 | 同研究会から高知市議会議長に鏡川清流保全に関する条例制定の陳情書が提出される。 |
| 60～62 年 | 鏡川清流保全調査を行い、自然環境の状況や水質調査、住民意識調査等を行う。 |
| 61 年 | 高知市、鏡村、土佐山村及び県の関係課によって、鏡川流域協議会が発足。続いて、庁内プロジェクトチーム「鏡川清流保全検討委員会」が発足する。 |
| 62 年 | 同検討委員会が市長に(仮称)鏡川清流保全条例案を答申する。 |
| 63 年 | 高知市公害対策審議会及び緑政審議会から(仮称)鏡川清流保全条例について原案了承の答申を得る。 |
| 平成元年 | 鏡川清流保全条例を制定し、鏡川清流保全審議会が設置される。 |
| 3 年 | 鏡川清流保全基本計画を策定する。 |
| 4 年 | 鏡川清流保全基金を設立する。 |
| 5 年 | 鏡川清流保全対策事業補助金交付要綱により、水質管理区域または自然環境保全区域内における清流保全及び環境整備のための事業助成を始める。 |
| 17 年 | 上流域の鏡村・土佐山村との合併に伴い、鏡川清流保全基本計画の見直しに取り組む。 |
| 18 年 | 新鏡川清流保全基本計画策定。 |

(2) 浦戸湾・七河川一斉清掃

水質の浄化，親水・美化意識の高揚を図るため，市民参加によって浦戸湾と湾に流れ込む7河川の一斉清掃を行っている。平成24年度は7月15日に実施され，各河川の愛護団体や市民団体の協力により8,500人が参加し，ごみ約111トン回収した。

一斉清掃をした箇所…浦戸湾，鏡川，江ノ口川，久万川，舟入川，国分川，下田川，長浜川



2. 環境汚染の防止

2-1 公害対策の推進

国内においては、かつて経済の急成長や自動車の急速な普及により、大気中や公共用水域等に有害物質が大量放出され、環境や健康が害される、社会問題になった。そして、その対策として、昭和 42 年に「公害対策基本法」が施行され、有害物質の排出が規制された。現在、市民の生活環境に甚大かつ深刻な被害を及ぼす「公害」と言われるものは発生していないが、環境汚染及びそれに起因する健康被害を未然に防止するため、今後も、大気や水質等の環境状況について継続的にモニタリングし、その結果を公表するとともに、監視体制の充実を図る。

(1) 水質汚濁

● 水質汚濁の概要

本市の公共用水域の状況は、市のほぼ中央部に位置する浦戸湾及びこれに流入する主要 7 河川からなっている。主要 7 河川とは、市の西部から浦戸湾に流入する久万川、江ノ口川、鏡川、新川川と東部から流入する国分川、舟入川、下田川である。

これらの主要河川や浦戸湾の水質は、全般的に見ると改善の傾向にある。近年小規模事業場や家庭排水等による河川の汚濁の影響があるが、現状では河川の BOD 値で環境基準を達成しつつある。

工場排水については、法や条例規制に基づく指導により次第に改善されてきたが、規制対象外の工場等や家庭排水等の対策については、下水道と合併処理浄化槽の特性を生かした形での効率的・効果的な整備を促進し、公共用水域の水質保全に努める必要がある。

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/1 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/1 以下
全シアン	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下
鉛	0.01mg/1 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下
六価クロム	0.05mg/1 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1 以下
砒素	0.01mg/1 以下	チウラム	0.006mg/1 以下
総水銀	0.0005mg/1 以下	シマジン	0.003mg/1 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/1 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/1 以下
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下	セレン	0.01mg/1 以下
四塩化炭素	0.002mg/1 以下	フッ素	0.8mg/1 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下	ホウ素	1mg/1 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下		

生活環境に係る環境基準（基準値は日間平均値とする）

ア. 河川（湖沼を除く）

項目	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN /100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1以下	25mg/1 以下	5mg/1以 上	5,000MPN /100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1以下	50mg/1 以下	5mg/1以 上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	100mg/1 以下	2mg/1以 上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1以下	ごみ等の 浮遊が認めら れないこと。	2mg/1以 上	—

イ. 海域

項目	類型 利用目的の 適応性	基準値				n-ヘキサン 抽出物質 (油分など)
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	水道2級 水浴 およびB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/1以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 およびC以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/1以下	5mg/1以 上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/1以下	2mg/1以 上	—	—

水生生物の保全に係る水質環境基準

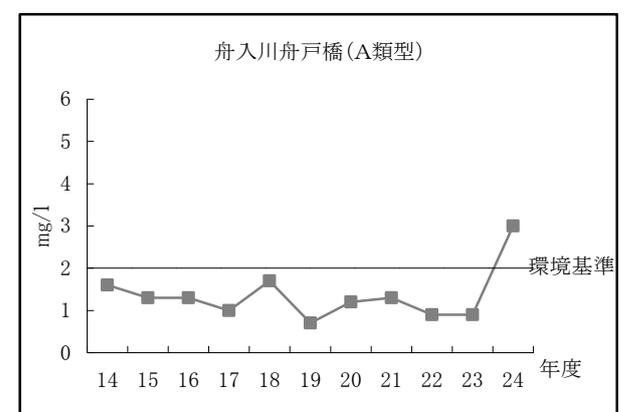
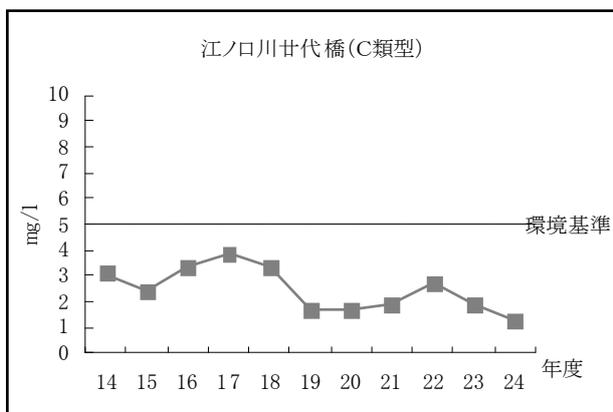
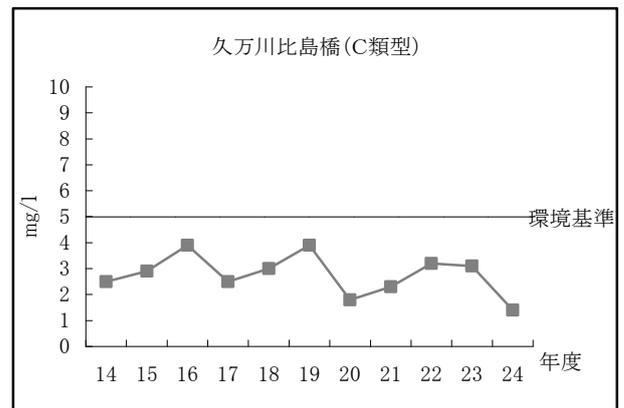
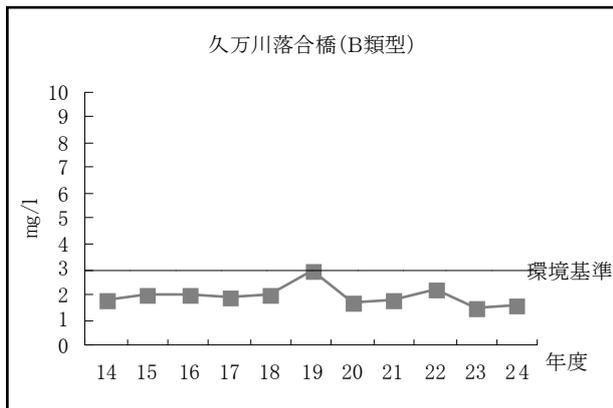
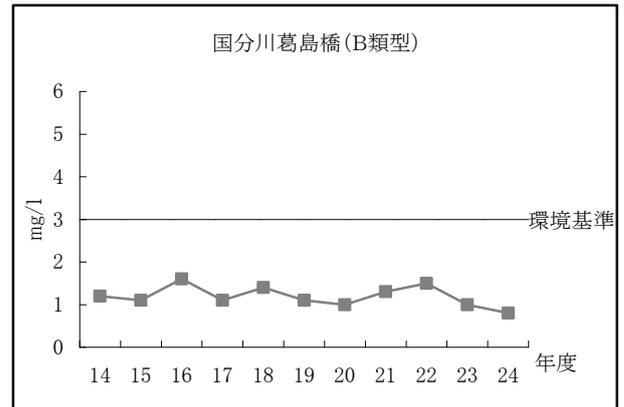
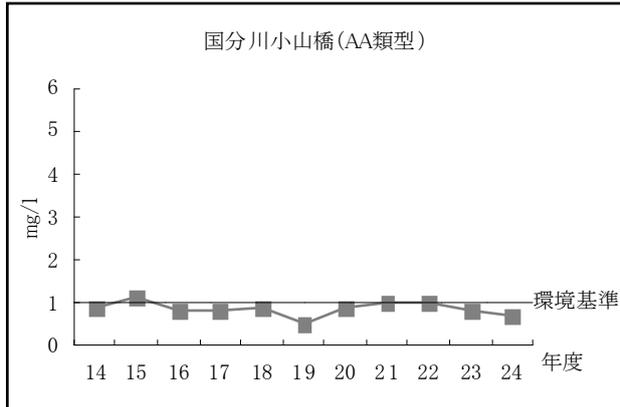
項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 重 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/1以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下

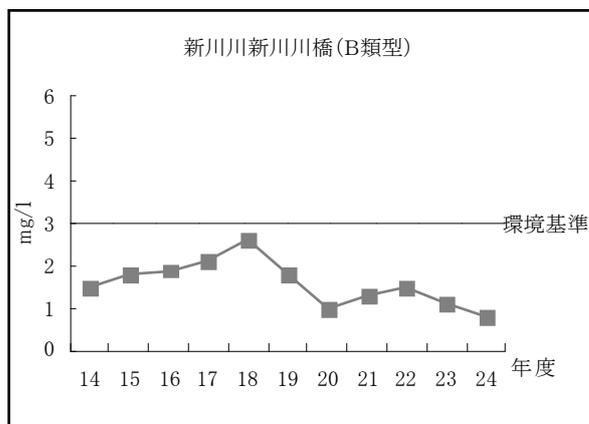
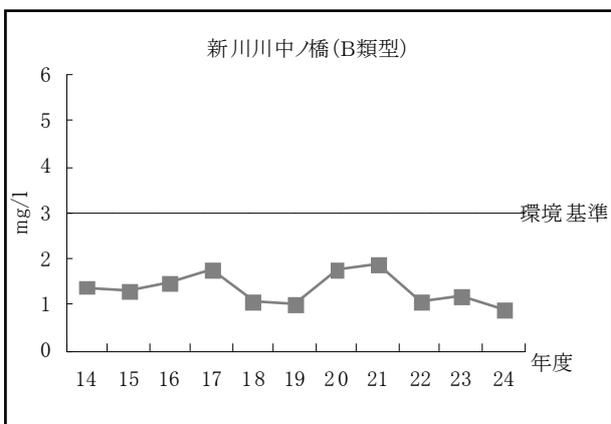
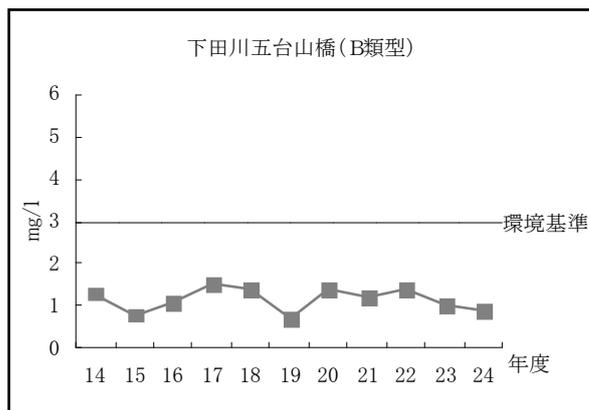
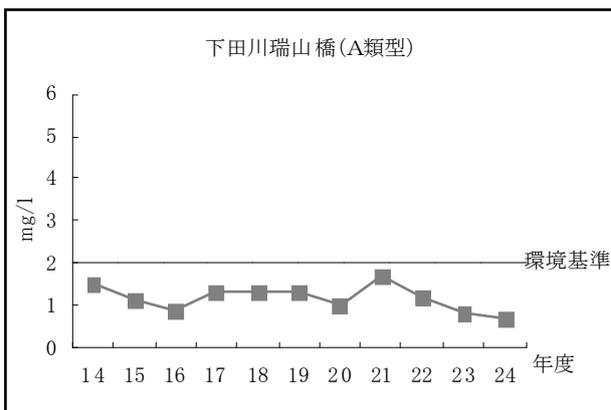
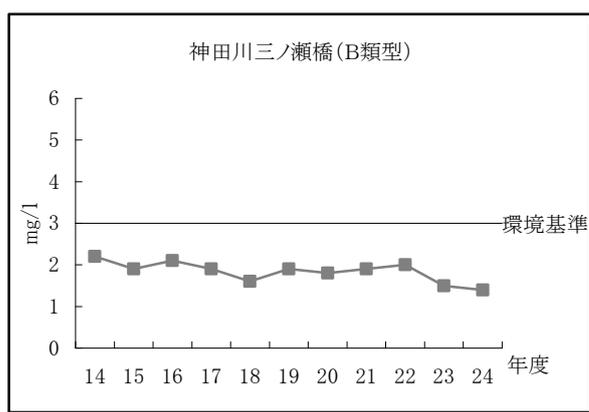
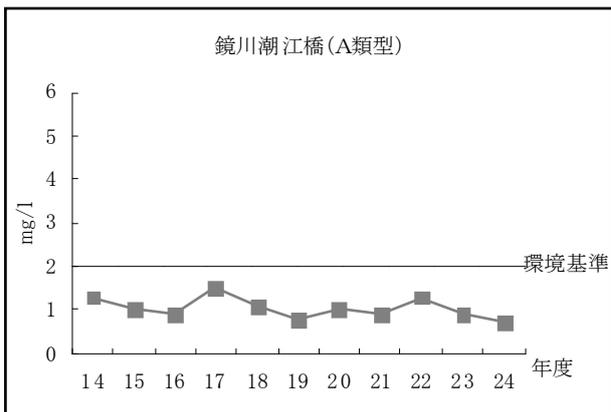
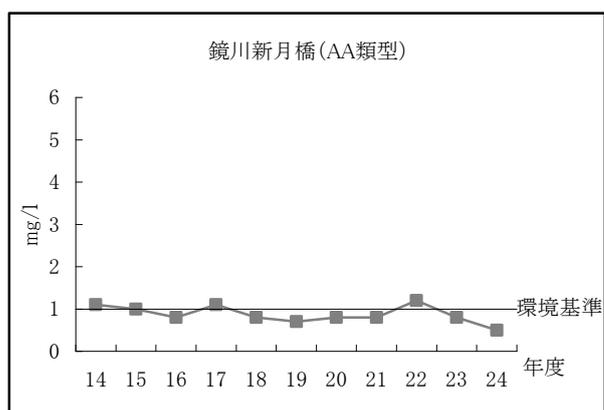
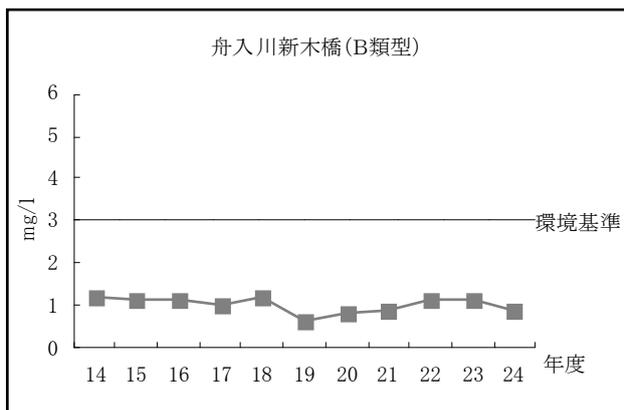


● 水質汚濁の現状

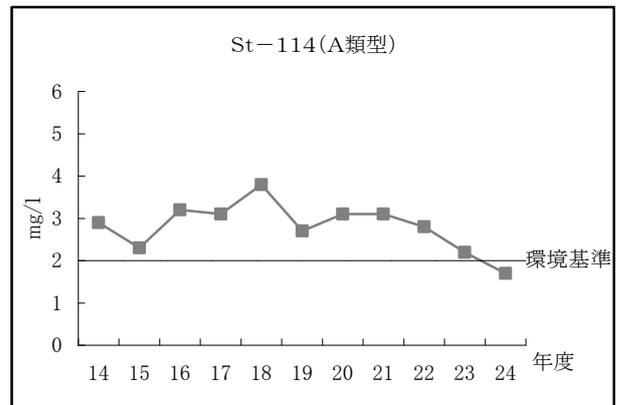
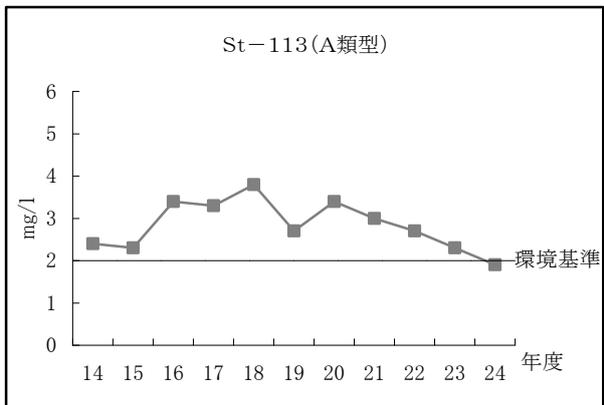
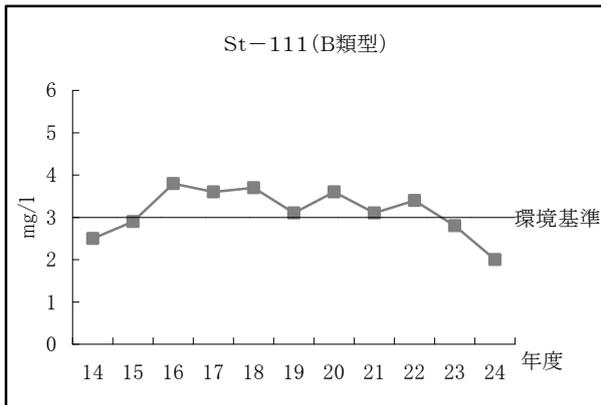
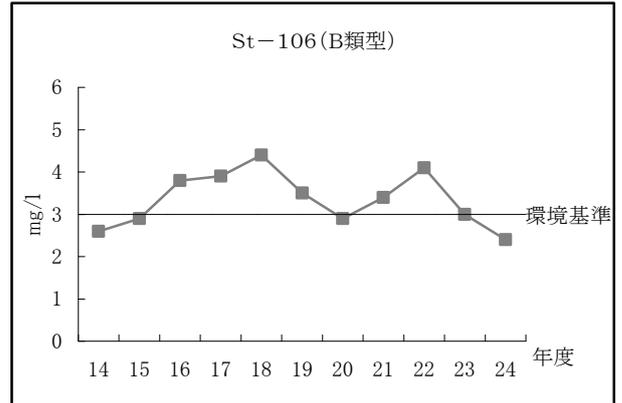
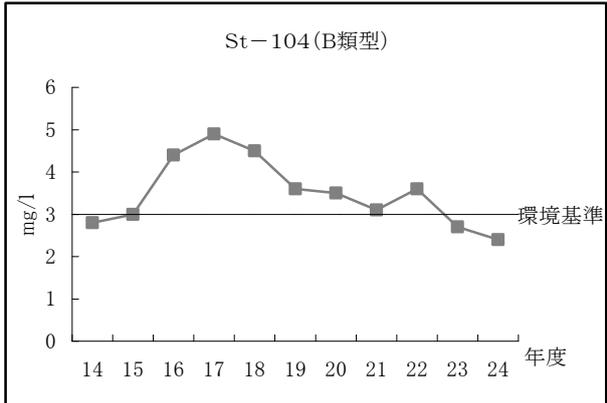
本市における公共用水域については、毎年度作成する「公共用水域の水質測定計画」に基づいて市が測定し、調査を行っている。調査地点は、鏡ダムサイトの2地点、河川の25地点、浦戸湾内外の海域17地点、その他絶海池・住吉池の2地点の計46地点である。この調査結果に基づき、市内各河川等の汚濁状況を取りまとめると次ページからのとおりである。

河川BOD経年変化





海域COD経年変化



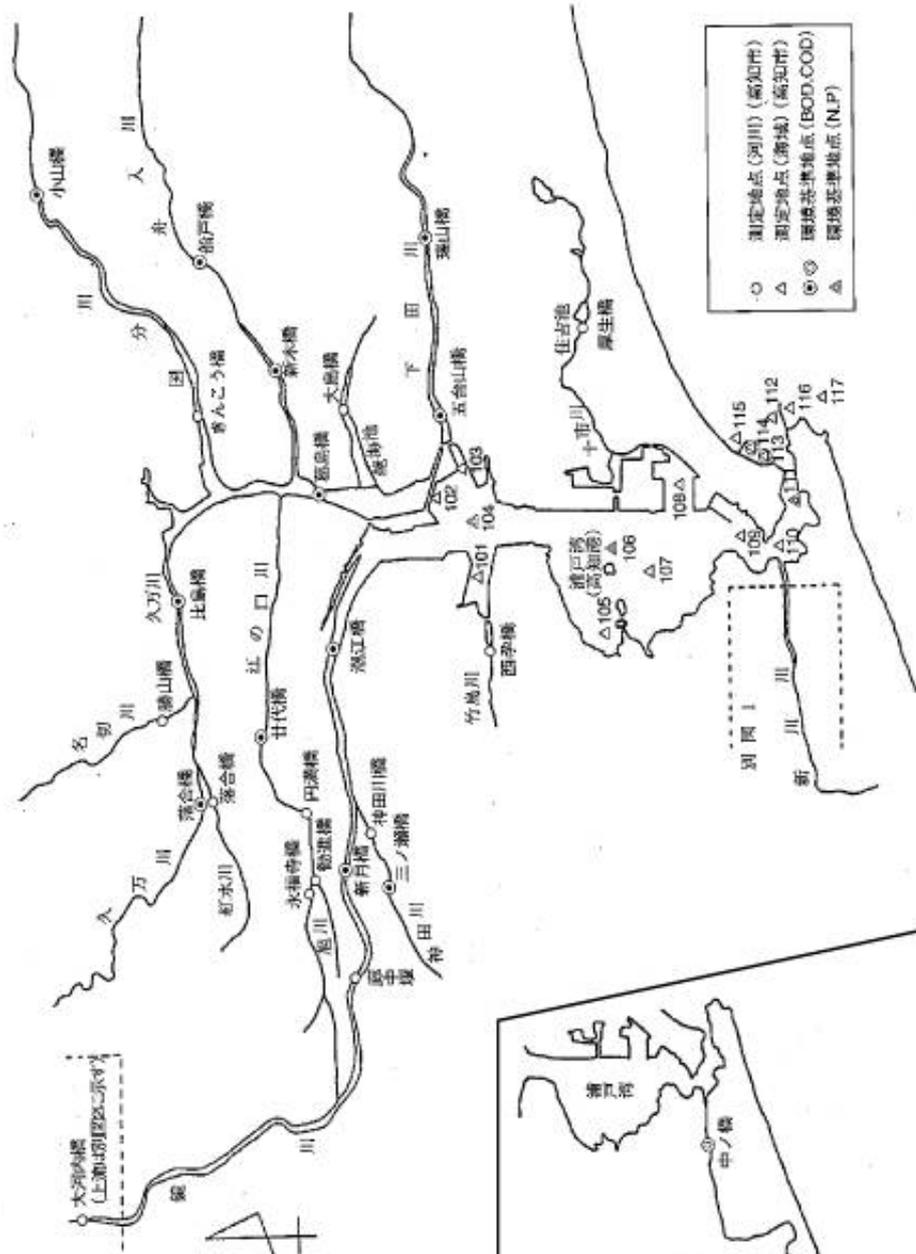
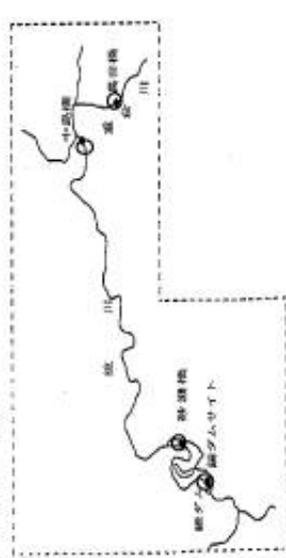
(注) 測定地点St-104, St-106及びSt-111は, 浦戸湾高知港内の海域……高知港(乙)

測定地点St-113及びSt-114は, 浦戸湾種崎海水浴場の海域……高知港(甲)



浦戸湾水域

別図2(鏡川)



別図1(新川川、派川甲殿川)



(2) 大気汚染

大気汚染は、工事・事業場及び自動車等から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、粉じんなどにより引き起こされる。

本市の大気汚染には、古くから市民の関心と呼び問題となった潮江地区のばいじんがあった。このばいじんは港六社が主な発生源で、昭和 43 年に施行された大気汚染防止法に基づく措置があったが、十分な対策につながらず、潮江地区民の健康上、生活上の大きな問題となっていた。そこで潮江区民協議会や浦戸湾を守る会等の住民運動を背景として、47 年に法基準より厳しい内容で港六社と住民が公害防止協定を結んだ（49 年 2 月に改訂）。

こうした住民と行政の努力の結果が潮江地区のばいじんを飛躍的に減少させ、青空をよみがえらせることができた。

その後、昭和 48 年より市内 5 か所で降下ばいじん、市内 6 か所で硫黄酸化物の監視測定を行っている（現在、降下ばいじんは 3 か所、硫黄酸化物は 4 か所）。

また、平成 10 年度には、大気汚染防止法に係る業務が県から移管され、大気常時監視測定、有害大気汚染物質測定を行っている。また、測定物質のうち微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準が平成 21 年 9 月に設定された。

● 大気環境の現況

常時測定局の環境基準適合状況（平成 24 年度）

測定物質 測定局	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	光化学 オキシダント (Ox)	微小粒子 状物質 (PM2.5)	浮遊粒子 状物質 (SPM)
南新田町	○	○		×		○
介良	○	○		×	×	○
はりまや町			○			
東城山町		○				○

備考：1. ○は環境基準達成，×は未達成を表す。ただし，二酸化硫黄，一酸化炭素，浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については(※)長期的評価によった。

2. はりまや橋及び東城山町の両測定局は，自動車排出ガス測定局である。

(※) 長期的評価

大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど，年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は，測定時間，日における特殊事情が直接反映されること等から，次の方法により長期的評価を行う。

- ① 二酸化硫黄，一酸化炭素，浮遊粒子状物質
年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち，高い方から 2% の範囲にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし，人の健康の保護を徹底する趣旨から，1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は，このような取扱は行わない。
- ② 二酸化窒素
年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち，低い方から 98% に相当するもの（1 日平均値の年間 98% 値）で評価を行う。
- ③ 微小粒子状物質
測定結果の 1 年平均値について評価を行うものとする。また，測定結果の年間にわたる 90% 値を日平均値の代表値とする。

測定物質の環境基準

物質名	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15ug/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35ug/m ³ 以下であること。

有害大気汚染物質の環境基準適合状況(平成24年度)

測定局	測定物質				
	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類
介良	○	○	○	○	○
東城山	○	○	○	○	○
朝倉丙					○
中久万					○
薊野					○
仁井田					○
長浜					○

測定物質の環境基準

物質名	環境基準
ベンゼン	一年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	一年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	一年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	一年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	一年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

平成 24 年度調査結果

物質名	測定所	平均	検出下限
VOCs			$\mu\text{g}/\text{m}^3$
アクリロニトリル	介 良	0.014	0.013
	東 城 山	0.014	
塩化ビニルモノマー	介 良	0.020	0.0086
	東 城 山	0.020	
クロロホルム	介 良	0.11	0.012
	東 城 山	0.16	
1,2-ジクロロエタン	介 良	0.14	0.0098
	東 城 山	0.14	
ジクロロメタン	介 良	0.74	0.061
	東 城 山	0.45	
テトラクロロエチレン	介 良	N.D	0.030
	東 城 山	0.097	
トリクロロエチレン	介 良	N.D	0.015
	東 城 山	N.D	
1,3-ブタジエン	介 良	0.065	0.0052
	東 城 山	0.28	
ベンゼン	介 良	0.58	0.039
	東 城 山	1.2	
アルデヒド類			$\mu\text{g}/\text{m}^3$
アセトアルデヒド	介 良	2.9	0.019
	東 城 山	2.4	
ホルムアルデヒド	介 良	2.3	0.047
	東 城 山	2.7	
重金属類			ng/m^3
ニッケル化合物	介 良	2.9	0.0046
	東 城 山	2.7	
ヒ素及びその化合物	介 良	1.3	0.0044
	東 城 山	1.0	
ベリリウム及びその化合物	介 良	0.021	0.011
	東 城 山	0.020	
マンガン及びその化合物	介 良	77	0.010
	東 城 山	41	
クロム及びその化合物	介 良	3.6	0.0041
	東 城 山	3.7	
水銀及びその化合物	介 良	2.8	0.21
	東 城 山	2.1	
ベンゾ [a] ピレン			ng/m^3
ベンゾ [a] ピレン	介 良	0.18	0.0026
	東 城 山	0.14	
酸化エチレン			$\mu\text{g}/\text{m}^3$
酸化エチレン	介 良	0.045	0.0018
	東 城 山	0.039	

ダイオキシン類			pg-TEQ/m ³
ダイオキシン類	介 良	0.0092	—
	東 城 山	0.0086	
	朝 倉 丙	0.017	
	中 久 万	0.010	
	薊 野	0.017	
	仁 井 田	0.0096	
	長 浜	0.017	

※ 測定値の平均には算術平均を用い、定量下限以上の値と定量下限未満で検出下限以上の値はそのままその値を用い、検出下限未満のものは検出下限の1/2の値を用いている。

●環境基準との対比

物質名	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類	
環境基準値	3	200	200	150	0.6	
調査結果年間平均値	介 良	0.58	0.010	0.021	0.74	0.092
	東 城 山	1.2	0.013	0.097	0.45	0.086
	朝 倉 丙	-	-	-	-	0.017
	中 久 万	-	-	-	-	0.010
	薊 野	-	-	-	-	0.017
	仁 井 田	-	-	-	-	0.0096
	長 浜	-	-	-	-	0.017

※ 単位：VOCsは $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ダイオキシン類はpg-TEQ/m³

※ 東城山については、平成24年度の測定値を表示（ダイオキシン類のみ）

●硫黄酸化物、降下ばいじんの目標指標の適合状況

本市における平成24年度の目標指標の適合状況は、次のとおりである。

目標指標適合状況

測定場所	測定物質	
	硫黄酸化物	降下ばいじん
高知市役所	◎	◎
中央卸売市場	◎	◎
仁井田木材団地	◎	◎
南新田測定局	◎	

- ◎は高知市公害防止基本計画の目標指標に適合
- 硫黄酸化物の測定方法は、二酸化鉛法である。
- 降下ばいじんの測定方法は、デポジット・ゲージ法である。

項目	指 標 値
硫黄酸化物	二酸化鉛法によるSO ₂ 汚染度の判定基準のうちに汚染度第1度(0.5以上1.0未満SO ₃ mg/100cm ² /日)未満の状態に保つこと。
降下ばいじん	1) 工業地域 月平均10t/km ² 以下 2) 上記以外の地域 月平均7t/km ² 以下

汚 染 度	SO ₃ mg/100cm ² /日	評 価
汚染度 第1度	0.5以上～1.0未満	軽微な汚染
汚染度 第2度	1.0以上～2.0未満	普通度の汚染
汚染度 第3度	2.0以上～3.0未満	中程度の汚染
汚染度 第4度	3.0以上～4.0未満	やや高度の汚染
汚染度 第5度	4.0以上	高度の汚染



(参考) 二酸化鉛法によるSO_x汚染度の判定(寺部)

(3) ダイオキシン

近年、人体への影響が指摘され、社会問題にも発展したダイオキシン類は、人工物質としては最強の毒性を持つと言われている。ダイオキシン類は、「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン」、「ポリ塩化ジベンゾフラン」と「コプラナーPCB」の3物質に大きく分けられるが、発生メカニズムは非常に複雑であり、詳しい発生プロセスは完全に解明されておらず、高温で燃やせば分解されることや不完全燃焼によって発生しやすくなることなどが知られているだけである。

本市では、ダイオキシン類対策として、ダイオキシン類対策特別措置法や平成11年4月に制定した「高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例」に基づき、ダイオキシン類による環境汚染状況を把握するため、ダイオキシン類の濃度測定を行っている。また、12年度には、同条例に基づき、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための施策の大綱や指導基準などを盛り込んだ「高知市ダイオキシン類抑制計画」を策定した。

ダイオキシン類調査結果(平成24年度)

	開始年度	調査地点数	環境基準値	調査結果		
				最大値	最小値	平均値
大 気 (pg-TEQ/m ³)	10	7	0.6	0.017	0.0086	0.013
土 壌 (pg-TEQ/g)	10	1	1000	0.67	0.67	0.67
水 質 (pg-TEQ/l)	12	7	1	0.29	0.038	0.11
底 質 (pg-TEQ/g)	11	5	150	27	0.11	7.5

(4) オゾン層の破壊

オゾン層は、成層圏下層にあるオゾンを多く含む層で、生物に有害な紫外線の多く（約90%）を吸収し、地球上の生命を守っている。

オゾン層破壊とは、大気中に放出されたフロンガスが分解されずに成層圏にまで達し、そこで太陽からの紫外線によって分解され、塩素原子を放出し、これが媒介作用によってオゾンと反応することにより、次々と連鎖的にオゾン層を破壊していくことをいう。

この結果、地上に達する有害な紫外線の量が増えることにより、皮膚ガン、白内障、免疫力の低下などの健康被害の増加、農作物の収穫の減少、生物の突然変異（生態系への悪影響）等の悪影響が心配される。

オゾン層が破壊されると、その回復には長い時間を要し、また、その被害は全世界に及ぶ。

フロンガスは、冷蔵庫やエアコンの冷却媒体として、また、スプレーの発泡剤、噴霧剤、また、洗剤として使用されてきた。現在、世界的にフロン等の生産全廃などが規定されているが、これまで使用されてきた機器に含まれている残存フロンの回収処理を適正に行っていく必要がある。



(5) 酸性雨

酸性雨とは、硫黄を含む化石燃料（石油や石炭）を燃焼した際に発生する硫黄酸化物や、自動車のように高温で燃料を燃やした際に発生する窒素酸化物といった微量物質が大気中で硫酸・硝酸などに変化したあと、発生源周辺で乾性降下物として地上に降下したり、遠くまで飛散していった水分に溶け込み、強度の酸性度を示す雨として地上に落下する現象をいう。

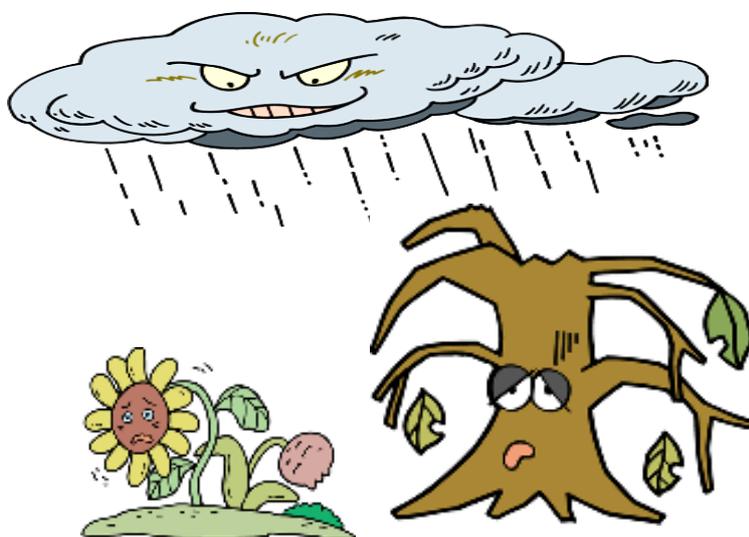
酸性雨は一般的に「水素イオンが pH5.6 以下のもの」とされており、湖水は pH6.0 まで下がるとある種の生物が棲めなくなり、pH5.5 まで下がると魚が死滅してしまう。また、森林では pH3.0 以下の酸性雨が降りそそぐと可視的障害や成長抑制をもたらすことなど、生態系に影響を及ぼすことが明らかになっている。

日本でも酸性雨は観測されているが、その被害は目に見える形で問題とはなっていない。しかし、欧米諸国では早くから酸性雨の問題は取りざたされており、国境を越え、森林や湖沼に被害を受けている例が多くある。

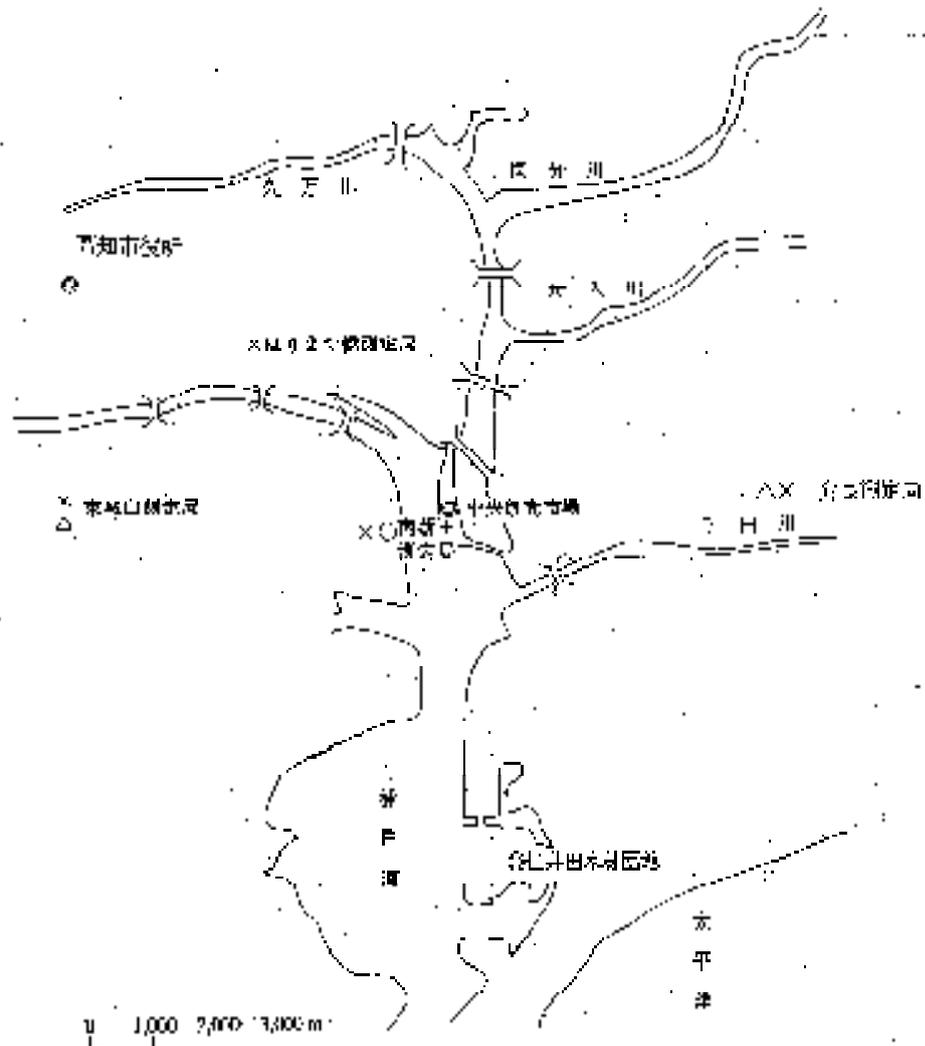
本市では、昭和 63 年度より市内 5 地点（平成 16 年度から 4 地点、20 年度から 3 地点に変更）において酸性雨の監視測定を開始し、毎回ではないものの、酸性雨が測定されている。

酸性雨測定結果（年度平均：〔単純平均値〕） （単位：pH）

年度 測定場所	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
高知海上保安部	6.0	5.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知市役所 ※平成 14 年度までは高知大学附属中学校	4.5	5.8	5.3	5.2	4.6	4.5	5.1	5.7	5.7	4.9	6.4
高知市中央卸売市場	5.9	6.0	6.3	5.1	5.1	4.8	5.0	6.0	7.0	5.4	5.5
仁井田木材団地	5.8	5.5	5.8	4.5	4.5	4.6	4.9	5.6	6.0	5.2	5.4
県立看護専門学校	5.1	5.3	4.8	4.6	4.4	4.2	—	—	—	—	—



衡宮地区地区



- × 大気環境汚染監視地点
- △ 水質大気汚染監視地点
- 公害防止法に基づいて指定地点
- 研究調査指定地点

(6) 騒音

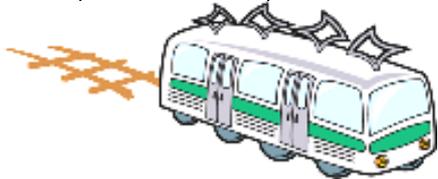
● 騒音の概要

騒音の種類と主な発生源

騒音の種類	発生源
工場・事業場騒音	施盤、プレス、サンダー、帯のこ、コンプレッサーなどの工場事業所の機械
建設騒音	くい打機、ブルドーザー、バックホー、さく岩機などを使った建設作業
近隣騒音	カラオケ装置、ピアノ、空調設備、ボイラー、給水ポンプ、浄化槽のモーターや動物の鳴き声など
交通騒音	自動車や電車

騒音の大きさの例

(単位：デシベル)

120	110	100	90	80	70
飛行機のエンジン の近く	自動車の警 笛(前方2m)	電車が通る ときのガー ド下	大声の独 唱、騒々し い工場の中	地下鉄の車内	電話のベル、 騒々しい事務所の中
					

60	50	40	30	20	デシベルとは
普通の会話	普通の事務 所の中	静かな公園、図書館 の中	深夜の郊外 ささやき声	木の葉のふ れ合う音	音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、デシベルで表します。 実際には、騒音計のA特性（聴感補正）で測定した値を騒音レベルとして表示します。
					

● 工場・業場騒音対策

① 対策の目標

工場騒音に対しては、市民がそれによって生活を妨害され、不快感を持つことがないような、静穏な環境が保持できることを長期的な目標として取り組んでいる。

また、当面の対策としては、法・条例で定められている規制基準値を目標に指導している。

当面の目標指標（規制基準値）

時間の区分 区域の区分		昼 間		朝 夕		夜 間	
		午前 8時～7時	午後	午前 6時～8時	午後 7時～10時	午後 10時～6時	翌朝 午前
第1種区域	住居の用に供され、特に静穏の保持を必要とする地域	50 デシベル		45 デシベル		40 デシベル	
第2種区域	主として住居の用に供される地域	55 デシベル		50 デシベル		45 デシベル	
第3種区域	住居、商業、工場の混用地域	65 デシベル		60 デシベル		55 デシベル	
第4種区域	主として工業の用に供される地域	70 デシベル		65 デシベル		60 デシベル	

(注) 上の表の第3種および第4種区域で、特に静穏を要する地域は当該値から5デシベルを減じた値とする。

● 取組の基本的な考え方

騒音対策については、住居に係る地域（第1種地域、第2種地域）の公害工場を優先的にとりあげる。

この場合、住と工が混在し、現在地で対策を講ずることが困難なものは、都市計画サイドの取組や移転、集団化等の分離対策を積極的に進める。

騒音工場に対する取組は騒音の地区性が強く、また、影響がそのまま住民生活に現れるという特殊性を持っているので、関係住民や住民運動の求めを基本にして対策を推進する。

この場合、零細企業については、その条件を考慮して、資金対策を講じながら適切な対策を推進する。



(7) 振動

● 振動の概要

公害における振動は、人間活動の結果発生する地盤振動が建物に伝わり、物的被害や生活妨害を生じさせるものである。振動発生源の主なものは、下に掲げるとおりである。

- ① 工場振動 工場・事業所の金属加工機・印刷機などの機械の作業に伴う振動
- ② 建設作業振動 くい打ち、くい抜き機、砕岩機などの建設機械の作業に伴う振動
- ③ 自動車振動 大型自動車などの走行に伴う振動

振動レベルと振動による影響

振動レベル	気象庁震度階	睡眠影響
デシベル		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・常時微動 ・人体に感じないで、地震計に記録される程度 	
50	無感 (0)	
60	微震・静止している人や、特に地震に注意深い (I) 人だけ感じる程度の地震	60 ほとんど影響はみられない。 65 睡眠深度 (以下「深度」という) 1 の場合は過半数が覚醒するが、深度 2 以上の場合、影響はみられない。
70	軽震・大勢の人に感じる程度のもので、戸、障子 (II) がわずかに動くのがわかるくらいの地震	69 深度 1 の場合はすべて覚醒し、深度 2 以上では影響は小さい。 74 深度 1, 2 とも覚醒するケースが多く、深度 3 ではほとんどが覚醒せず多少眠りが浅くなる。
80	弱震・家屋が揺れ、障子がガタガタと鳴動し電灯 (III) のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震	79 深度 1, 2 ともすべて覚醒し、深度 3 に対する影響は 74 デシベルより強い。
90	中震・家屋の振動が激しく、座りの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震	(注) 睡眠深度は浅い順に「覚醒」「1」「2」「3」となっており、すべて睡眠脳波から判定したものである。
100	強震・壁に割れ目が入り、墓石、石灯籠が倒れたり、煙突、石垣などが破損する程度の地震	
110	烈震・家屋の倒壊 30% 以下で山くずれ、地割れ (VI) が生じ、多くの人々は座っていることができない程度の地震	
	激震・家屋の倒壊が 30% 以上に及び、山くずれ、地割れ、断層などを生じる。 (VII)	

● 規制基準

特定工場に関する規制基準（高知市告示平成 10 年 4 月 1 日 第 64 号）

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から 翌日午前 8 時まで
第 1 種区域	指定地域のうち、特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準（平成 10 年度告示第 59 号以下「騒音規制基準」という。）による第 1 種区及第 2 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	指定地域のうち、騒音規制基準による第 3 種区域及び第 4 種区域	65 デシベル	60 デシベル

● 特定建設作業振動

○ 振動発生状況

建設作業は住家の近くで行われることが多く、また、一過性のものであることから基準がゆるやかであり問題となる例が多い。

○ 規制基準

建設作業の種類	基準 振動の大きさ	作業ができない時間		1 日当りの作業時間		同一場所における作業時間		日曜日の作業
		第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域	
くい打機等を使用する作業、鋼球重錘を使用する作業等	75 デシベルを超える大きさのないこと	午後 7 時 ～ 午前 7 時	午後 10 時 ～ 午前 6 時	10 時間	14 時間	連続 6 日		禁止



(8) 悪臭

● 悪臭の概要

一般的に悪臭は、多種類の物質が複合して構成されていることが多く、人の嗅覚に直接訴えるもので、感覚的被害を伴い日常生活環境をそこなうものである。

この悪臭公害は、近年周辺部の宅地開発等により悪臭発生源への住宅の接近、あるいは住工の混在や都市の過密化、衛生意識の向上等により発生している。

● 悪臭の規制について

悪臭防止法は昭和47年5月30日に施行され、48年9月19日、本市に事務が委任された。同法により、大気中の22物質、排水中の4物質が悪臭規制物質となっている。

敷地境界線における規制基準

(単位：ppm)

規制物質名	規制基準		規制物質名	規制基準	
	1種区域	2種区域		1種区域	2種区域
アンモニア	1	5	トルエン	1×10	6×10
メチルメルカプタン	0.002	0.01	スチレン	0.4	2
硫化水素	0.02	0.2	キシレン	1	5
硫化メチル	0.01	0.2	酢酸エチル	3	2×10
二硫化メチル	0.009	0.1	メチルイソブチルケトン	1	6
トリメチルアミン	0.005	0.07	イソブタノール	0.9	2×10
アセトアルデヒド	0.05	0.5	プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
プロピオン酸	0.03	0.2	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
ノルマル酪酸	0.001	0.006	イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05
イソ吉草酸	0.001	0.01	イソバレルアルデヒド	0.003	0.01

排水中における規制基準

排出水の流水 (m ³ /S)	Q ≤ 10 ⁻³		10 ⁻³ < Q ≤ 10 ⁻¹		10 ⁻¹ < Q	
	1種区域	2種区域	1種区域	2種区域	1種区域	2種区域
規制区域の区分						
メチルメルカプタン (mg/l)	0.03	0.2	0.007	0.03	0.002	0.007
硫化水素 (mg/l)	0.1	1	0.02	0.2	0.005	0.05
硫化メチル (mg/l)	0.3	6	0.07	1	0.01	0.3
二硫化メチル (mg/l)	0.6	6	0.1	1	0.03	0.3

1種区域は臭気強度2.5に相当し、2種区域は臭気強度3.5に相当する。

● 悪臭物質の主要発生源

規制物質の主要発生源とにおいの性質は、次のとおりである。

物質名	におい	主な発生源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場，化製場，し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場，化製工場，し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場，パルプ製造工場，化製場，し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場，化製場，し尿処理場等
二硫化メチル	〃	〃
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場，化製場，水産缶詰製造工場
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場，魚腸骨処理場，タバコ製造工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	〃	〃
イソブチルアルデヒド	〃	〃
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	〃
イソバレルアルデヒド	〃	〃
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	〃	〃
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場，FRP製品製造工場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場，染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場，化製場，でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	〃	〃
イソ吉草酸	〃	〃

● 悪臭公害の発生状況

○ 業種別臭気別発生状況

焼却・燃焼臭は、ダイオキシンなどごみ等の焼却・廃棄問題に対して関心が高まったことによるものである。

排水溝臭，浄化槽臭は，食品加工業等で排水処理施設を設置していない場合や，一般家庭も含めた浄化槽の維持管理が不適切な場合が多い。

シンナー臭等は小規模な車の修理工場や木工品塗装工場で，騒音苦情と同じく，工場と住居の混在が要因である。

(9) 地盤沈下

● 地盤沈下の概要

地盤沈下は、一般に地下水の過剰なくみ上げなどによって、地下水位が低下し地盤が沈下する現象であり、ひとたび沈下するとその復元は、ほとんど不可能である。

本市の地盤沈下は、鏡川及び国分川の両河口を中心とした地域で続いている。その累積沈下量は、水準測量を開始した昭和48年から平成15年までの30年間に、沈下の激しい地点の1つである南久保卸商センターで約18.6cmにも及ぶ。同じく沈下の激しい地点の1つである下知下水処理場では、地盤沈下計による継続調査の結果、昭和58～平成15年度の20年間に約7.7cmの沈下がみられた。その他の地点では、1～10cmと比較的ゆるやかな沈下である。

● 沈下原因

地盤沈下の原因が地下水の過剰なくみ上げにあるというのは、現在では定説となっているが、その他にも様々な要因が指摘されている。特に本市の地盤沈下地域が、形成されて間もない三角州に当たることから、圧縮収縮等の要因も考えられる。

【沈下原因】

- ① 地下水の過剰なくみ上げ
- ② 圧密沈下、軟弱地盤の自重による圧密作用
- ③ ビル構造物等による荷重
- ④ 地表水の地下浸透のしゃ断……地下水の減少
道路舗装、河川改修（三面張り）等による。
- ⑤ 交通振動等による「しめ固め」
- ⑥ 地殻変動

● 監視測定

沈下原因を究明し、対策に結びつけるため次の調査を実施している。

・地盤高精密水準測量

昭和48年に27か所の水準点を設け、市内の地盤沈下量を測定している。

・地盤沈下計による調査

沖積層および洪積層上部の粘土層の圧密収縮による沈下量を測定し、地下水汲上げとの関係を探る。

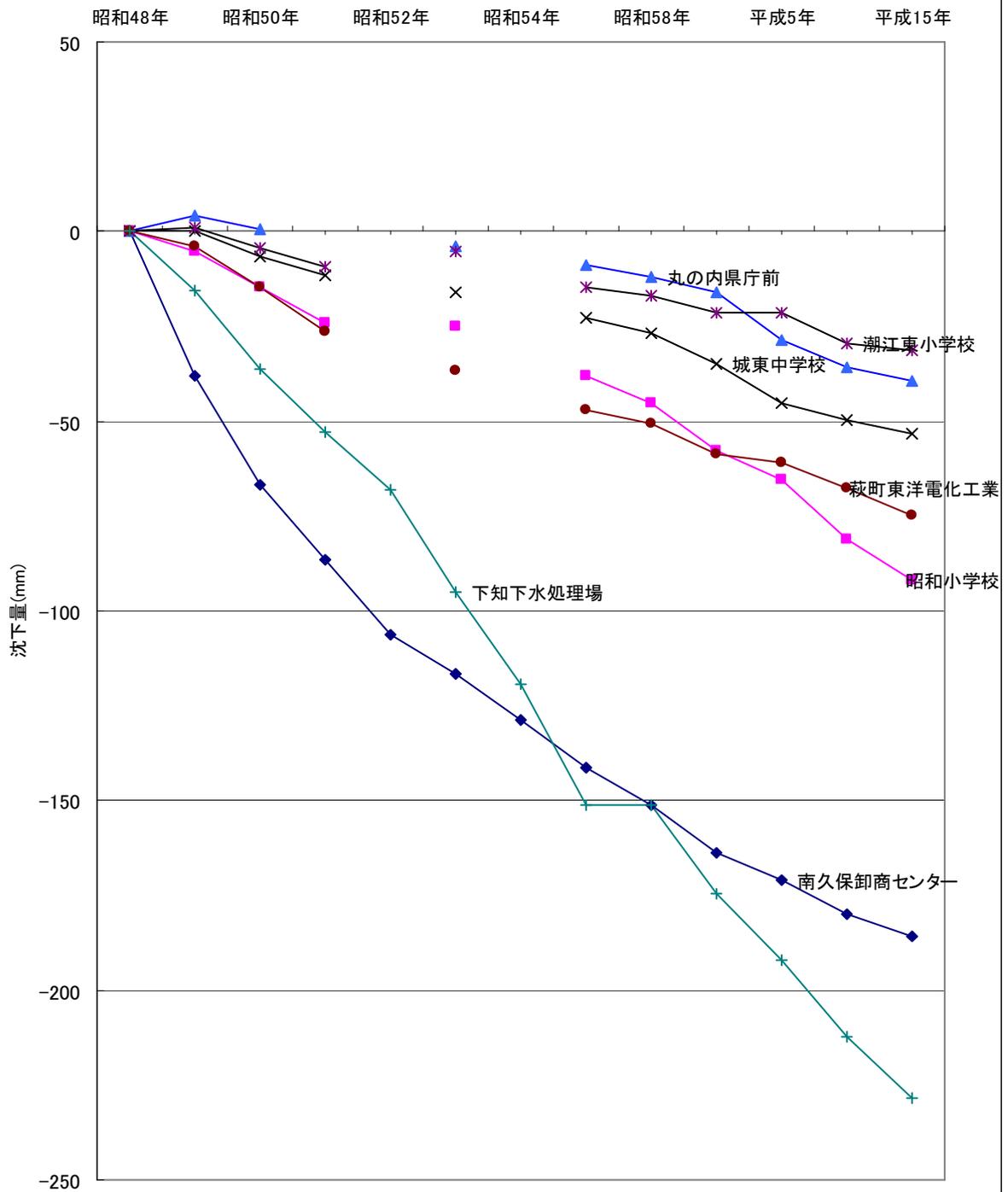
・地下水位・水質調査

地盤沈下に際して、地下水には様々な変化が表れる。地下水位の低下・涸渇・水質面では濁度・鉄・マンガンの増加等である。本市は、市内に1か所の観測井を設け、測定に当たっている。

【地下水観測井】

下知下水処理場 水位、地盤沈下

地盤沈下量



注) グラフの途切れている部分は実績値なし

(10) 公害苦情

市民の生活環境を広域的に阻害する、いわゆる公害と言われるものは、近年、本市においてはほとんど影をひそめ、これに代わって最近特に目立ち始めたものに、近隣公害的なものや零細企業による公害発生に対しての苦情などがある。この問題にどう対処していくのかが今後の課題である。

なお、公害に関する陳情・苦情については、その性質からできる限り迅速かつ的確な処理を心掛けている。

受理件数と処理件数

年度	大気汚染		水質汚濁		悪臭		騒音・振動		その他		計	
	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理
15	48	48	5	5	9	9	27	26	17	17	106	105
16	57	57	7	7	9	9	24	24	43	43	140	140
17	42	42	6	6	10	10	27	25	40	40	125	123
18	89	89	7	7	9	9	17	17	71	71	193	193
19	64	64	2	2	4	4	13	13	131	131	214	214
20	175	175	2	2	0	0	3	3	275	275	455	455
21	168	168	1	1	3	3	6	6	185	185	363	363
22	134	134	1	1	0	0	3	3	252	252	390	390
23	42	42	4	4	0	0	8	8	110	110	164	164
24	46	46	4	4	3	3	6	6	109	109	168	168



2-2 生活排水対策の推進

戦後の高度経済成長期、重化学工業化を中心にめざましい経済発展を遂げてきたが、一報で汚染物質の発生量は増大し、昭和40年代には公害による健康被害が広がり、特に工場排水等による水質汚濁が原因の公害病が深刻になった。

そのため、昭和45年に「水質汚濁防止法」が制定され、工場や事業場の排水は規制の対象となった。また、平成2年には水質汚濁防止法の一部が改正され、生活排水対策の充実・強化が図られた。本市では、水質汚濁を防止するため、下水道事業を進め、平成24年度末では下水処理人口は188,655人、下水道普及率は55.8%となっている。今後も、人口密度の高い地区の下水道整備を重点的に進めるとともに、下水道の処理区域外の地域では合併処理浄化槽の普及を図るなど、適切な役割分担による、公共用水域の水質保全と改善を図る。

(1) 合併処理浄化槽設置費補助事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、厚生省（現環境省）は昭和62年度より、家庭から出されるすべての排水（台所、トイレ、風呂、洗濯等の排水）を一括して処理する合併処理浄化槽の設置費補助事業を実施している。設置費の補助対象となる合併処理浄化槽は、BOD（生物化学的酸素要求量）除去率90%以上であって、かつ放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものとされている。

本市でも平成元年度から補助事業を行っており、3年度には補助対象地域について下水道認可区域を除く全市域に拡大し、さらに10年度からは、下水道認可区域内の下水道整備が当分の間見込まれない地域も補助対象地域とした。13年度より、増加する需要に対応するよう、8人槽以上の補助額を変更するとともに、補助方法の見直しを行った。さらに、14年度から補助対象範囲を見直し、11人槽以上及び店舗・建売住宅等の営業用建築物を補助対象外とした。25年度からは、補助対象浄化槽をより処理能力の高い高度処理型に限定。新築等を補助対象外とし、配管工事等への補助を新設した。

補助額（平成25年度からの上限額）

5人槽 33万2,000円 7・10人槽 41万4,000円
 単独処分費 9万円 くみとり処分費 3万円 配管工事費 9万円

合併処理浄化槽設置費補助実績

（単位：基）

年度	19	20	21	22	23	24
5人槽	184	207	203	178	216	153
6～7人槽	81	82	66	50	54	50
8～10人槽	12	11	10	14	1	7
11～50人槽	—	—	—	—	—	—
合計	277	300	279	242	271	210
補助額(千円)	99,590	107,226	98,860	85,592	94,482	74,394

3. 環境負荷の少ない循環型社会の構築

3-1 廃棄物の発生抑制・再利用の促進

廃棄物の排出量の増加は、処理施設への負荷や処理経費の増大を招くとともに、資源の適切な循環等、環境にも影響を及ぼす。

本市では、昭和51年から、市民・再生事業者・行政の協働による資源・不燃物の分別収集、いわゆる「高知方式」を開始するなど、ごみの減量・再資源化に積極的に取り組んでおり、市民一人あたりの廃棄物の排出量は減少傾向にある。今後も、「第3次一般廃棄物処理基本計画」等に基づき、3Rの徹底等による循環型社会の形成に向けた取組をさらに強化していく。

(1) ごみ処理の状況

本市では、清潔で快適な生活環境を保全していくため、全市域を計画処理の対象として、ごみの減量化と適正処理に取り組んでいる。

現在、ごみ量は減少傾向にあるが、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル関連法への対応、最終処分場の更なる延命化及び環境の保全等を進めていくため、今後、一層の廃棄物の発生抑制、分別徹底等によるごみの減量・リサイクルを推進していくことが必要となっている。

ごみの収集については、平成11年度にごみ袋透明・半透明化の導入、12年4月からペットボトル、13年11月からはプラスチック製容器包装の分別収集を開始した。また、埋立ごみを削減し、三里最終処分場の延命化を図るため、平成16年10月から、プラスチック製品等、可燃性の素材が対案を占める物を焼却処理することとし、分別区分を変更した。平成19年10月から大型のプラスチック製品やタンス等の大型木製品等を「可燃粗大ごみ」、埋め立てる廃棄物を「不燃ごみ」にそれぞれ名称変更し、飲料用紙パック及び家電品を分別区分に追加した。さらに、平成22年10月から、従来不燃ごみとしていたかさを金属類として資源回収を始め、平成23年3月から雑がみを資源物に追加し、資源再利用の促進を図っている。

平成8年8月1日から「生ごみ処理容器」を、15年8月1日からは「電動生ごみ処理機」の購入補助を開始した（電動生ごみ処理機は20年3月廃止）。また、13年4月1日から特定家庭用機器（家電4品目）のリサイクルが実施され（21年4月1日から品目追加）、15年10月1日から「家庭用パソコン」のメーカーによるリサイクルが実施された。さらに、17年1月には自動車リサイクル法が施行され、使用済み自動車のリサイクル・適正処理の持続的な取組の環境整備を図っている。

ごみ排出量の推移

区分		年度				
		20	21	22	23	24
人口	人	343,134	342,336	341,881	341,266	340,228
総排出量	トン	133,594	130,035	128,050	126,865	127,198
可燃ごみ	トン	108,751	107,107	105,905	105,212	105,972
可燃粗大ごみ	トン	5,294	4,890	4,874	4,866	4,985
不燃ごみ	トン	1,447	1,417	1,358	1,335	1,361
プラスチック製容器包装	トン	4,211	3,980	3,612	3,438	3,283
資源物	トン	12,954	11,722	11,310	11,179	10,775
ペットボトル	トン	443	470	480	357	207
水銀含有廃棄物	トン	137	138	143	137	121
美化ごみ・災害廃棄物	トン	357	311	368	341	494
1日当たり排出量	トン	366	356	351	347	348
1人1日当たり排出量	グラム	1,067	1,041	1,026	1,016	1,022
リサイクル率	%	21.4	20.4	21.6	20.4	16.8

※1 人口は、各年度10月1日時点の住民基本台帳による。

※2 事業系ごみ（許可業者収集及び自己搬入）を含む。

ごみの処分については、昭和55年度から宇賀清掃工場で可燃ごみ、可燃性粗大ごみを全量焼却していたが、施設の老朽化やごみの増加に伴う処理能力の限界が生じたことなどにより、新たに高知市清掃工場を建設し、平成14年4月から本格運転を開始した。清掃工場では、ごみの焼却エネルギーを利用し、発電を行うとともに、発生した余熱は、場内での利用の他、温水プールや温浴施設を備えた余熱利用施設であるヨネッツこうちで利用を図っている。

プラスチックごみは、平成元年度から菖蒲谷プラスチック減容工場において、減容固化の処理を行った後、埋め立て処分していたが、平成13年11月からは容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、圧縮梱包を行った後、指定法人ルートによる再資源化を行っている。

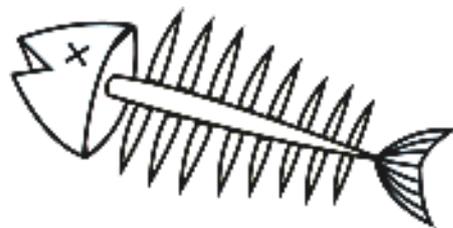
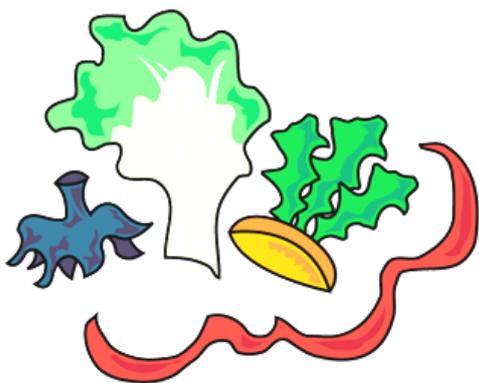
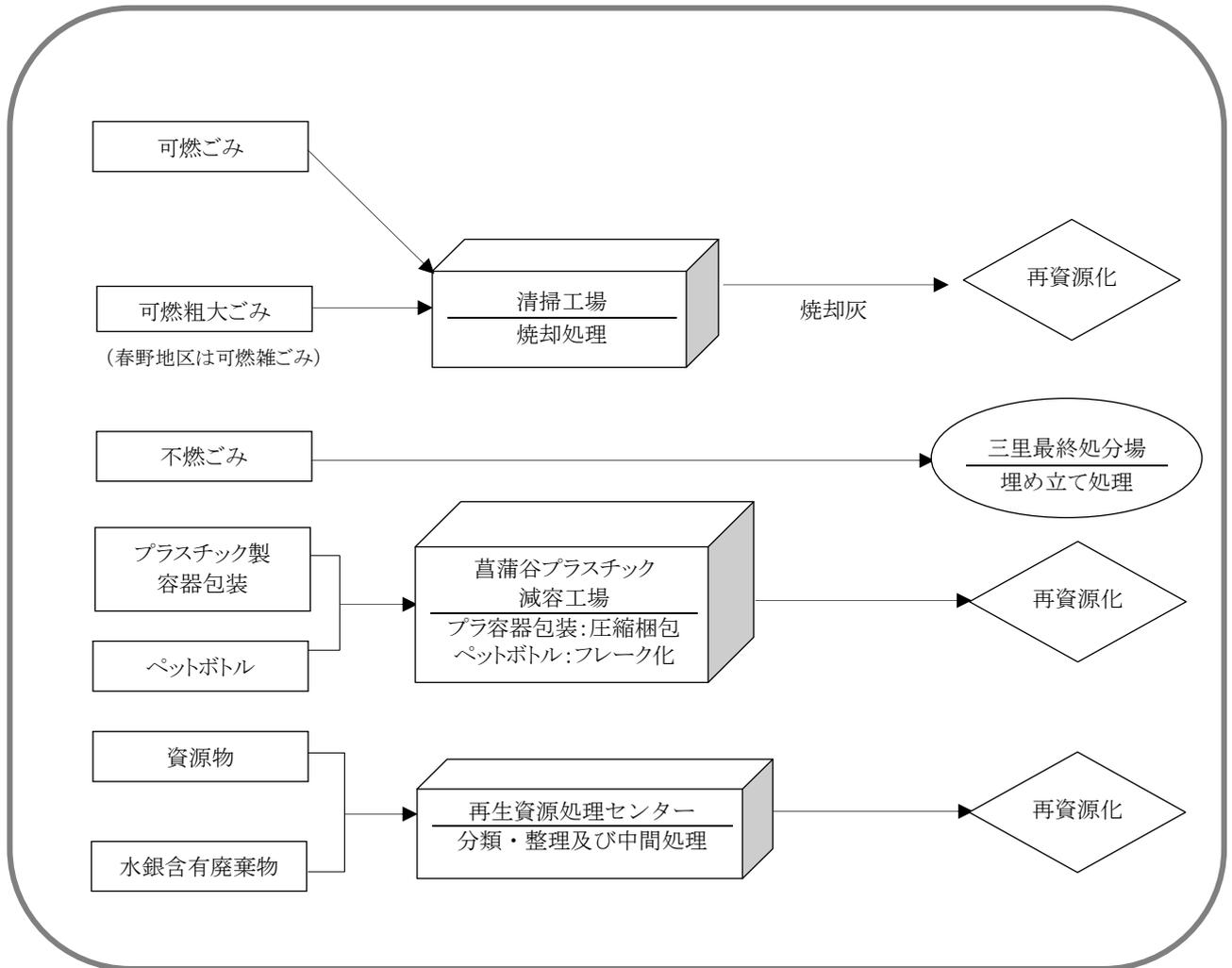
不燃物や焼却灰は、プラスチックごみの減容固化物と同様に、昭和60年から三里最終処分場で安定した埋め立て処分を行っていた。しかしながら、最終処分場を取り巻く状況は深刻化しており、延命化を図るため、可燃性雑ごみを焼却処分に変更し、焼却灰は再資源化するなど、最終処分量の最少化を図っている。

資源物（ビン類・カン金属類・紙類・布類）、水銀含有廃棄物及び不燃ごみについては、高知市再生資源処理協同組合に収集運搬を委託し、資源物はそれぞれ再資源化ルートにのせている。水銀含有廃棄物は中間処理した後、水銀再生業者に処理委託している。また、ペットボトルについ

では、量販店等の協力を得て拠点回収を行っており、菖蒲谷プラスチック減容工場で中間処理した後、リサイクル業者に引き渡している。

なお、土佐山地区は平成 20 年 10 月より、鏡地区は平成 22 年度より直営収集を始めた。春野地区の可燃ごみは、平成 24 年度まで高知中央西部焼却処理事務組合(構成市町村：土佐市・高知市・いの町・日高村)において処理していたが、平成 25 年度より直営収集を始めた。

ごみ処理の流れ



(2) ごみ減量・リサイクルの取組

● ごみ減量目標の設定

○ 排出目標の設定

平成24年度に策定された第3次一般廃棄物処理基本計画では、ごみの発生抑制を進めるとともに、資源となるものをリサイクルすることにより、資源物（再生資源処理協同組合回収分）以外の焼却、埋め立て等の処理をしなければならないごみの減量に取り組むこととして、以下のとおり排出目標を設定している。

1人1日当たりのごみ排出量（資源物回収量を除く）を、目標となる平成34年度において、予測値に対して66グラム削減します。

基準年度 平成23年度排出量 896グラム

目標年度 平成34年度排出量 862グラム

○ リサイクルの目標

ごみの発生抑制を進めても、なお排出されるごみについては、分別を徹底し、できる限り資源となるものを再生利用することとして、以下のとおりリサイクル目標を設定している。

リサイクル率を目標となる平成34年度には、平成23年度の20%から22%以上に伸ばします。

● 廃棄物減量等推進員の設置

廃棄物減量等推進員の制度は、平成3年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い創設されたもので、これを受け、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に規定した。

平成12年1月に町内会や資源・不燃物登録団体の代表者などの中から523名を委嘱した（25年4月現在981名）。廃棄物減量等推進員は、市との密接な連携のもとに、ごみの減量・再生利用を促進していくための地域密着型ボランティアであり、市と地域住民との重要なパイプ役を担っている。

○ 主な活動内容

- ・地域住民への周知、伝達
- ・地域における啓発活動
- ・ステーションでのごみ出しルールやマナーの指導
- ・ごみの出し方等に関する意見・要望等のとりまとめ
- ・市及び町内会等との連携
- ・市が主催する研修や説明会等への参加

● 生ごみ処理機器購入補助事業

生ごみの自家処理を支援し、ごみの減量化と生ごみの有効利用を図るため、平成8年8月からコンポスト容器など生ごみを堆肥化する容器の購入に対して補助を行っている。

補助額は、購入価格の2分の1以内で、好気性処理容器（コンポスト容器）は2,000円、嫌気性処理容器（密閉処理容器）は1,500円をそれぞれ上限額としており、補助基数は1世帯につき2基までとしている。

また、「電動式生ごみ処理機」については、平成15年8月から20年3月まで購入価格の2分の1以内で20,000円を上限に購入補助を行った。（※20年度補助事業廃止）

生ごみ処理容器購入補助実績

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22	23	24
補助基数（総数）	49	41	39	68	73	55	55	123
好気性処理容器 （コンポスト）	23	23	30	40	35	29	25	68
嫌気性処理容器 （密閉処理）	18	18	9	28	38	26	30	55

電動式生ごみ処理機購入補助実績

区分 \ 年度	15	16	17	18	19	20
補助基数（総数）	1,123	281	210	388	321	22
乾燥式	299	155	106	356	289	22
バイオ式	824	126	104	32	32	0

● ごみ出前講座

ごみの減量、再利用、分別の推進を図ることを目的として、公民館、自治会、学校、市民グループへの出前講座として講師派遣を実施している。

年度	17	18	19	20	21	22	23	24
講師派遣回数	13	28	139	67	57	60	83	35

● **ごみの副読本の作成・配布**

本市のごみ処理の流れや分別・減量の考え方など、ごみ問題に対する意識の向上を図るため、社会科副読本「ごみゼロたんけんたい」を作成し、市内の小学校4年生全員に配布している。

● **環境標語**

ごみの減量・再利用の意識向上を図ることを目的として、市内の小学校4年生から6年生までの児童とその保護者を対象に環境標語を募集している。

【子どもの部】 平成24年度 優秀 16作品（応募数 2,363人）

作品	名前	学校	学年
ゴミだしを まもってきれい ぼくのまち	川澤 遥斗	泉野小学校	4年
ごみへらす ぶんべつみずきり リサイクル	佐々木 海翔	潮江東小学校	4年
リサイクル 「誰か」じゃなくて、まず「自分」	宇賀 美幸	江ノ口小学校	4年
分別は 5分でできる お手つだい	野島 歌笑	第六小学校	4年
ゴミのない キレイな高知 わたしから	笠原 里穂	春野東小学校	4年
しげんゴミ いろんな物に へんしんだ	西本 柚那	三里小学校	4年
だいじょうぶ みんなでやれば ゴミへるよ!	古味 きらら	朝倉小学校	4年
いそがなきゃ ゴミステーション 8時まで	谷村 友希	旭東小学校	4年
今日のゴミ 軽いとなんだか きもちいい	谷村 正勇	一宮小学校	4年
ゴミの量 へらしていきたい わたしから	河渕 世羅	介良潮見台小学校	4年
手をつなごう ごみとし源と リサイクル	浜口 菜桜	昭和小学校	4年
パッカー車 ゴミの少ない 町がすき	尾立 睦	第四小学校	4年
ごみぶくろ とばないように じゅずつなぎ	下元 颯真	初月小学校	4年
気付いたよ ゴミってすごい 資源だね	北村 優妃	布師田小学校	4年
マイバッグ いつもとちがう お買い物	山本 陽向	朝倉第二小学校	4年
好き嫌い しないと決意 僕のエコ	西森 佑二	春野西小学校	5年

【おとなの部】 平成24年度 優秀 5作品（応募数 167人）

作品	名前
リサイクル 楽しみながら 親と子で	八百川 歩
節電は だれでもできる 指一本	小崎 史寛
ひと手間で ごみが資源に 早変わり	沖 忍
ゴミゼロへ もったいないを 合言葉	澤田 美代
この手から 出すゴミ減らそう まず一步	奥宮 正志

(3) し尿処理の状況

し尿については、昭和20年代まで農作物の肥料として土壌に還元するのが主であったが、都市化の進展や化学肥料の使用増加などにより、し尿処理対策が次第に求められるようになってきた。本市においては、29年の清掃法の施行に伴い、収集運搬は直営と民間の許可業者が行い、終末処理については海洋投棄を第一義とし、農地還元についても配慮していく方針を決定した。その後、し尿収集については、民間の許可業者制を廃止し、公共性の高い公社制を採用することとして、昭和50年2月に(財)高知市清掃公社(平成3年5月に(財)高知市環境事業公社に改称、平成25年4月公益財団法人に移行)を設立し、同年4月から収集業務に携わっている。公社設立以後、直営収集世帯も公社収集に順次移行し、59年7月に全面的に移管した。

終末処理については、昭和29年に市有の海洋投棄船により土佐湾沿岸に投入処分を開始して以降、し尿の海洋投棄処分を行ってきたが、海洋汚染防止を図るため、56年に陸上処理施設の建設に着手した。陸上処理施設の完成により、約30年間続いたし尿の海洋投棄に終止符を打ち、59年7月から390k1/日の処理が可能な陸上処理施設である東部環境センターの本格運転を開始した。現在、収集したし尿及び浄化槽汚泥は、同センターへ搬入・処理されている。なお、春野地区のし尿は、平成26年度まで仁淀川下流衛生事務組合(構成市町村:土佐市・高知市・いの町・日高村)が運営する衛生センターにおいて処理を行う。

し尿処理実績

旧高知市地区, 土佐山・鏡地区

区分		年度				
		20	21	22	23	24
総処理量	(k1)	110,835	108,876	108,808	106,388	102,484
	生し尿(k1)	26,505	25,426	24,555	23,747	22,485
	浄化槽汚泥(k1)	84,330	83,450	84,253	82,641	79,999

春野地区

区分		年度				
		20	21	22	23	24
総処理量	(k1)	8,978	9,222	8,797	8,800	8,421
	生し尿(k1)	3,691	3,653	3,559	3,456	3,468
	浄化槽汚泥(k1)	5,287	5,569	5,238	5,344	4,953

浄化槽は、設置工事・保守点検及び水質検査が的確に実施されなければ、公共水域の汚染等、生活環境の悪化を招くものであることから、設置者に対する啓発・指導を関係機関と協力し、推進していく。また、生活排水による公共水域の水質汚濁防止の観点から、単独浄化槽よりも処理能力の高い合併浄化槽の設置を促進するため、本市では、平成元年度から合併浄化槽設置に係る補助事業を実施している。

(4) エコタウン事業

エコタウン事業は、地域における資源循環型社会の構築に向けて、ゼロ・エミッション構想を推進するため、平成9年度に、経済産業省（当時通商産業省）が創設し、10年度からは、環境省（当時厚生省）との連携による制度として、リサイクル関連施設整備事業等に対するハード面の支援及び環境関連情報提供事業等に対するソフト面の支援を行い、地域における環境産業の振興や総合的な環境調和型のまちづくりを目指すものである。

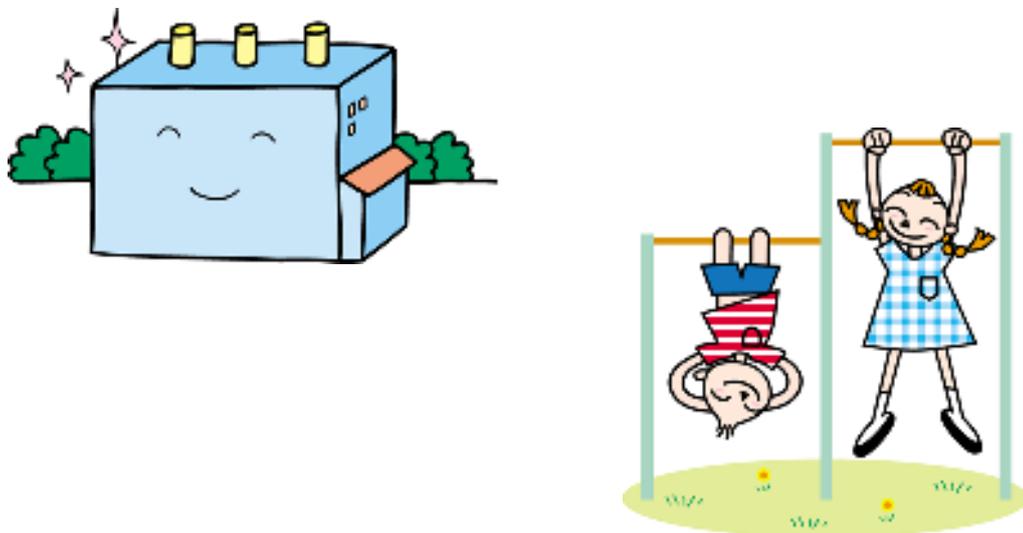
本市では、平成12年11月に、循環型社会構築の主役を担う産業界の取組を制度面でサポートすべく、「エコタウン高知市・事業計画」を策定し、さらに、「エコタウン高知市」を県内における循環型社会システム形成の戦略拠点とするため、同年12月に、国からエコタウンとしての地域承認を受けた。

本市のエコタウン事業は、主な地場産業が立地する浦戸湾沿岸及び高知新港を含む約50km²の広いエリアを計画対象地域として、住民・企業・行政の連携による環境と調和したまちづくりを推進することとしている。具体的には、既存の木材工業団地の有効利用を図り、循環型関連施設を集約的かつ計画的に立地させるため、「エコ産業団地」を整備し、廃木材、発泡スチロール、廃プラスチック等のリサイクル事業を行うとともに、地域産業との連携や分別収集の徹底等により、域内におけるリサイクル率の大幅な向上とゼロ・エミッション化を図り、資源循環型社会システムを形成することとした。

平成14年11月、エコタウン事業分散化（案）を発表し、エコ産業団地は木質系リサイクル事業に限定した。17年4月には神田治国谷で魚腸骨処理施設が操業を開始した。

経過の概要

平成12年12月	国の事業承認を受ける。
13年3月	発泡スチロールリサイクル施設((株)エコライフ土佐)が完成する。
15年2月	エコ産業団地用地を購入する。
3月	廃木材チップ化施設((株)リサイクル高知)が完成する。
17年3月	魚腸骨処理施設((財)高知県魚さい加工公社)が完成する。
21年9月	(株)エコライフ土佐解散



3-2 廃棄物の適正な処理

廃棄物処理にあたっては、環境負荷の低減を図り、関係法令に基づき可能な限り循環的な利用を行い、不可能なものは、適正に処分を行う必要がある。

本市では、計画的にごみやし尿等一般廃棄物の処理施設・体制の整備を行いながら、安定的かつ適正に処理を行うとともに、産業廃棄物も含め処理業者や排出事業者等に対する適正処理に向けた指導・啓発や不法投棄の防止パトロール等を実施しているが、一部地域では不法投棄等の不適正処理も発生している状態である。今後も、一般廃棄物処理施設・体制の計画的な整備等により、一般廃棄物の安定的・効率的な適正処理を継続し、関係機関との連携のもと、廃棄物の適正処理の徹底とともに、不法投棄の根絶を目指し、監視体制の充実・強化を図る。

産業廃棄物収集運搬業の許可業者数（平成 25 年 3 月 31 日現在）

区 分	計	高知市内	高知県内	高知県外
産業廃棄物のみ	99	62	10	27
特別管理産業廃棄物のみ	3	—	—	3
産業廃棄物 + 特別管理産業廃棄物	9	7	—	2
計	111	69	10	32

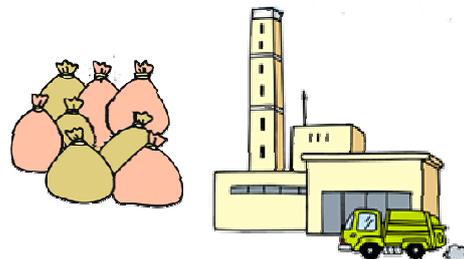
(注) 法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）により収集運搬業の許可の合理化が図られ、積替え又は保管を伴わない場合で、一つの政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合は、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が許可を行うこととした。

産業廃棄物処分業の許可業者数（平成 25 年 3 月 31 日現在）

区 分	産業廃棄物				特別管理産業廃棄物			
	中間処理	中間+最終	最終処分	計	中間処理	中間+最終	最終処分	計
高知市内	23	3	—	26	1	—	—	1
高知県内	3	—	—	3	—	—	—	—
高知県外	3	—	—	3	—	—	—	—
計	29	3	—	32	1	—	—	1

産業廃棄物処分業許可者による処理施設の設置許可状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

中間処理施設			最終処分場
焼却施設 (焼却能力 200 kg/h 以上の処分業)	焼却施設 (焼却能力 200 kg/h 未満の処分業)	その他の中間処理施設	安定型最終処分場
2	5	96	3



産業廃棄物許可申請受付実績の推移

区分		年度												
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
産業 廃棄物	収集運搬業	123	150	155	134	178	161	183	154	144	165	108	23	11
	処分業	13	7	18	12	4	9	8	15	9	11	14	9	11
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業	9	13	9	30	16	14	22	13	35	23	9	1	1
	処分業	—	—	—	3	—	—	1	—	2	—	1	1	—
施設設置	最終・焼却	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
	その他	1	—	2	2	2	2	3	—	3	3	3	2	—
合計		146	170	185	181	200	186	217	182	193	203	135	36	23
変更届		207	291	368	413	447	651	907	715	701	639	611	142	143

● 高知市産業廃棄物実態調査

本市における産業廃棄物発生の実態把握及び将来予測により、産業廃棄物行政の適正な推進のための基礎資料とすることを目的として、高知県の調査にあわせて、平成18年度に「高知市産業廃棄物実態調査」を実施した。

この推計の結果、平成17年度における本市の産業廃棄物発生量は56万8,000tであり、高知県全体の発生量は157万tであった。なお、本市における業種別発生量としては、建設業29万3,000t、電気・ガス・水道業18万2,000t、製造業4万9,000t、卸売・小売業1万4,000t、鉱業9,000t、その他2万1,000tであり、種類別発生量としては、がれき類23万6,000t、汚泥22万5,000t、木くず2万9,000t、金属くず2万1,000t、廃プラスチック類1万1,000t、その他4万5,000tであった。

● 苦情処理等の状況

本市に対し、市民や各関係機関等から寄せられる環境問題に関する苦情等についてはさまざまなものがあるが、平成22年度から24年度の実績をみると、不法投棄に関する苦情が増加している傾向にある。

苦情の種類別に平成24年度実績でみると、不法投棄に関する苦情等処理件数が436件あり、全体の77.86%を占めており、次いで不法焼却（野焼き）が79件（14.11%）、その他の悪臭・騒音等の苦情件数が45件（8.04%）となっている。

また、大街別に平成24年度実績でみると、三里70件、春野66件、一宮58件、長浜54件、鴨田49件等となっている。

大街別苦情処理件数の推移

年度 街別	22		23		24	
	総件数	割合 (%)	総件数	割合 (%)	総件数	割合 (%)
上街	1	0.23	—	—	—	—
高知街	20	4.58	11	2.69	3	0.54
南街	6	1.37	2	0.49	—	—
北街	5	1.14	4	0.98	1	0.18
下知	13	2.97	16	3.91	21	3.75
江ノ口	8	1.83	8	1.96	5	0.89
小高坂	6	1.37	4	0.98	3	0.54
旭街	26	5.95	22	5.38	34	6.07
潮江	21	4.81	22	5.38	34	6.07
三里	36	8.24	35	8.56	70	12.50
五台山	7	1.60	8	1.96	8	1.43
高須	6	1.37	3	0.73	22	3.93
布師田	8	1.83	8	1.96	23	4.11
一宮	46	10.53	39	9.54	58	10.36
秦	14	3.20	13	3.18	17	3.04
初月	17	3.89	18	4.40	27	4.82
朝倉	38	8.70	42	10.27	34	6.07
鴨田	19	4.35	33	8.07	49	8.75
長浜	25	5.72	28	6.85	54	9.64
浦戸	—	—	—	—	—	—
御畳瀬	1	0.23	2	0.49	3	0.54
大津	13	2.97	6	1.47	5	0.89
介良	5	1.14	4	0.98	6	1.07
鏡	6	1.37	3	0.73	10	1.79
土佐山	5	1.14	22	5.38	7	1.25
春野	85	19.45	56	13.69	66	11.79
計	437	100.00	409	100.00	560	100.00



種類別苦情処理件数等の推移

区分 年度	苦情等の種類（件数）				県警職員（名）		
	不法投棄	野焼き	その他	計	現職	OB	計
15	35	100	51	186	1	1	2
16	22	45	22	89	1	1	2
17	29	31	11	71	1	1	2
18	50	73	21	144	1	3	4
19	99	69	27	195	1	3	4
20	201	173	75	449	1	4	5
21	219	170	82	471	1	4	5
22	252	134	51	437	1	4	5
23	257	93	59	409	1	4	5
24	436	79	45	560	1	4	5

（備考）一件の苦情の内訳が、不法投棄と野焼きの場合は不法投棄、不法投棄とその他の場合は不法投棄、野焼きとその他の場合は野焼きにそれぞれ分類している。

● 各種リサイクル法とPCB廃棄物の処理

資源循環型社会の構築に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル法が施行されたことにより、本市でも適正処理に向けて継続的取組を行っている。

「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」は、平成14年5月30日から施行され、届け出書等の受付事務、現場等のパトロール等を実施している。平成24年度の届出等の件数は、民間工事562件、公共工事223件となっており、460件の現場確認・立入検査により監視・指導を行っている。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）は、平成14年7月に成立した後、16年7月から解体業及び破砕業の許可制度が段階的に開始され、17年1月1日には全面的に施行された。同法は、使用済自動車のリサイクルと適正な処理を図るため、自動車製造業者にリサイクルの責任を果たすことを義務づけるものであり、関連事業者である引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者のそれぞれの役割が定められている。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器等幅広い用途に使用されていたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生して社会問題化し、47年以降その製造が中止され、その後のPCB廃棄物の適正処理の推進のため、平成13年7月「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律」（PCB廃棄物特別措置法）が施行された。これにより、PCB廃棄物の保管・処分について各事業者へ届け出が義務づけられることとなり、16年度からは環境省からの指示により、対象事業所に対する立入検査を本市でも実施した。

また、同年12月からは、北九州市にある広域処理施設（日本環境安全事業株式会社JESCO）でPCB廃棄物の処理が開始され、高知県内の処理については、平成22年7月から順次始まっている。

建設リサイクル法による届出件数及び立入調査件数

種別 年度	届出書 (民間工事)	通知書 (公共工事)	計	立入調査件数
15	846	557	1,403	807
16	827	484	1,311	881
17	759	461	1,220	808
18	673	388	1,061	655
19	675	307	982	629
20	614	302	916	533
21	493	255	748	435
22	511	231	742	434
23	556	202	758	445
24	562	223	785	460

自動車リサイクル法受付等実績（平成 25 年 3 月 31 日現在）

区分	新規	更新	変更 許可	年度末 登録事業者数	実事業者 件数	変更・ 廃業届 件数
引取業	6	58	—	91	95	10
フロン回収業	—	12	—	24		
解体業	1	1	—	13		
破碎業	1	—	—	7		
計	8	71	—	135		

PCB廃棄物届出対象事業所数及び立入調査実施件数

年度	届出対象事業者数	立入検査実施件数	備考
19	242	1	
20	240	10	
21	250	221	平成 21 年度に集中実施
22	234	1	
23	243	—	
24	209	—	



4. 地球温暖化防止への貢献

4-1 人にやさしい低炭素都市の実現

本市は高知市地球温暖化対策地域推進実行計画に基づく省エネルギーの推進と、高知市新エネルギービジョンに基づくスマート・エネルギー利用の促進により、温室効果ガス排出量の削減と市内の省エネルギーを推進し、人にやさしい低炭素都市の実現を目指している。実現に向けた活動としては、市民への啓発をはじめ、公共交通の利活用促進や省エネルギー活動等を行っている。

(1) 高知市における温室効果ガス排出量の推移

(単位：千t-CO₂)

年度 部門	2 (基準年) 1990	17 2005	18 2006	19 2007	20 2008	21 2009	22 2010 (暫定値)
総排出量	2,686	2,979	2,856	2,927	2,668	2,691	2,342
産業部門	900	645	650	622	606	629	496
民生部門	548	837	800	851	810	863	793
家庭系	283	377	360	395	381	400	352
業務系	265	459	440	456	429	463	441
運輸部門	530	646	607	635	578	578	581
工業プロセス 部門	574	663	634	639	489	446	300
廃棄物部門	35	80	61	77	66	65	63
その他ガス	100	108	104	102	119	111	109

※端数の関係で合計の不一致がある。

平成 22(2010)年度の排出量については一部データが未公表のため、暫定値として取り扱う。

(2) 高知市役所の事務事業実施に伴う温室効果ガス排出量削減の取組

● 第2次高知市環境保全率先実行計画の結果

① 高知市役所の温室効果ガス排出削減結果

(単位：t-CO₂)

温室効果 ガスの種類	排出源	排出量						実績値 (平均値)	評価	
		目標値	基準	計画期間						
			11年度	18年度	19年度	20年度	21年度			22年度
二酸化炭素 (CO ₂)	電気や燃料の使用, 可燃ごみの焼却等	62,443 (計画期間 平均値で基 準年度に対 し7.7%削 減)		40,362	52,095	45,792	49,801	64,587	54,439	◎
メタン (CH ₄)	下水・し尿処理等			1,921	1,848	1,931	1,895	1,982		
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行, 可燃ごみの焼却等			2,081	2,053	1,967	1,941	1,912		
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	HFC封入カーエ アコンの使用			5	5	5	5	5		
総排出量				44,369	56,000	49,696	53,642	68,485		

※端数の関係で合計の不一致がある。

② 環境に配慮した行動目標結果

目標項目	目標値	11年度 (基準)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	評価	
グリーン購入の割合	毎年度95%以上		94.4%	97.8%	97.5%	98.7%	96.3%	△	
電力消費量【万kWh】	22年度実	299.7	308.9	300.8	292.4	282.2	272.1	272.1	◎
自動車燃料総消費量 (ガソリン・軽油)【万ℓ】	績値で基 準年度に	52.1	53.7	52.8	54.9	55.5	53.9	53.7	△
コピー用紙購入量 (A4規格換算)【万枚】	対し3% (上水道	2,691	2,774	3,179	3,342	3,428	3,395	3,246	×
上水道使用量【m ³ 】	は5%) 以上削減	26,123	27,498	21,998	22,175	20,455	20,387	20,319	◎

※電力消費量及び上水道使用量は、本庁舎・第二庁舎・たかじょう庁舎を対象とする。

評価について

◎：目標を達成した。

△：目標達成にはいたらなかったが、目標の方向に向かっている。

×：目標を達成しなかった。

● 第3次高知市環境保全率先実行計画の結果

① 高知市役所における温室効果ガス排出削減結果

(単位：t-CO₂)

温室効果 ガスの種類	排出源	排出量							評価
		目標値	22年度 (基準)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
二酸化炭素 (CO ₂)	電気や燃料の使用, 可燃ごみの焼却等	72,508 (27年度 実績値で 基準年度 に対し 18.4%削 減)	88,884	57,138	77,632				
メタン (CH ₄)	下水・し尿処理等			614	610				
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行, 可燃ごみの焼却等			3,346	3,404				
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	HFC封入カーエア コンの使用			5	5				
総排出量				61,103	81,651				

② 環境に配慮した行動目標結果

目標項目	目標値	21年度 (基準)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	評価
グリーン購入の割合	毎年度95%以上		95.5%	97.3%				
1㎡あたりの電力消費 量(庁舎・施設等)【kwh】	27年度実 績値で基 準年度に 対し年度 平均1% 以上削減	39.6	42.1	40.7	39.9			
1台あたりの自動車燃 料使用量【ℓ】		1,164	1,236	1,264	1,167			
コピー用紙購入量 (A4規格換算)【万枚】		3,194	3,395	2,887	2,854			
上水道使用量【㎡】		20,021	21,266	20,525	20,213			

(3) 区域施策編に基づく市域における温室効果ガス排出削減に向けた取組事例

① 土佐から始まる環境民権運動推進協定の締結

次世代の子どもたちにより良い地球環境を引き継ぐため、協定参加者相互の役割を自覚し、地球に優しい環境活動を推進することで、持続可能な低炭素・資源循環型都市「高知市」の形成に寄与することを目的として、積極的な環境保全活動に取り組む事業者、市民団体等、市の3者で、「土佐から始まる環境民権運動推進協定」を平成21年11月12日に締結。

● **事業者の役割（次の8つの取組のうち可能なものを実施）**

レジ袋の削減	店舗や事業所でのごみの減量，適正な分別及びリサイクルの実施
レジ袋以外の容器包装の削減	従業員への環境教育や啓発活動の実施
ペットボトルをはじめとする再生可能なプラスチック類等の店頭回収によるリサイクルの推進	食材の地産地消の推進
環境・リサイクルを考慮した商品の積極的な販売	その他資源循環型社会の形成に向けた事業活動

● **市民団体等の役割**

マイバッグの持参や過剰包装の拒否等。

● **市の役割**

事業者の取組の成果をホームページ等で公表するなど，積極的な広報，啓発を行う。

協定締結者一覧

事業者	
1	イオンリテール株式会社イオン高知店
2	株式会社エースワン
3	こうち生活協同組合
4	有限会社幸町スーパーマーケット
5	株式会社サニーマート
6	株式会社サンシャインチェーン本部
7	株式会社サンプラザ
8	株式会社トーヨー
9	株式会社ナンコクスーパー
10	株式会社フジ
11	イオンリテール株式会社イオン高知旭町店
12	株式会社マルナカ
13	株式会社エヴィ

市民団体等	
1	高知県地球温暖化防止活動推進センター
2	高知市衛生組合連合会
3	高知市小中学校PTA連合会
4	高知市消費者団体・グループ代表者会
5	高知市町内会連合会

② こうちエコ・ニコ商店街の認定

環境保全の推進に積極的に取り組んでいる商店街等を本市が「こうちエコ・ニコ商店街」として認定し，これを広く市民に周知することにより，消費者，商店街及び行政が一体となった環境保全への取組の推進を図っていくもの。平成22年10月1日に大橋通り商店街を認定。

③ よさこいECOライフチャレンジ

日常生活のライフスタイルを見直し、地球温暖化防止に向けた取組を各家庭や事業者等からも推進・啓発していくことを目的に、「よさこいECOライフチャレンジ」を実施。

家庭や事業者に、一定期間、電気、ガスなど日常におけるエネルギー利用について意識し、見直すきっかけとして「エコライフ」にチャレンジしてもらうもの。

よさこいECOライフチャレンジ参加件数 (単位：件)

部門 \ 年度	21	22	23	24
家庭部門 (個人)	12	31	38	41
家庭部門 (グループ)	1	1	0	0
事業者部門	5	5	3	0

4-2 新エネルギー活用の促進

温室効果ガス排出量を削減するとともに、原子力や化石燃料への依存度を減らすために、再生可能で環境負荷の少ない新たな自然エネルギーの導入を推進し、自立型散型スマート・エネルギー都市を目指す。太陽光、小水力、バイオマス等、高知の自然条件に合致した新エネルギーの導入とともに、発電と熱利用の併用や、家庭・事業所単位のエネルギー管理システムの導入等を通じ、スマート・エネルギー利用を促進する。

5.美しく快適なまちの形成

5-1 みどり豊かな市街地づくり

緑地や水辺空間は野生生物の生息空間であるとともに、人々に潤いや安らぎを与えてくれる。

また、それらは太陽熱を吸収し、気温の上昇を抑制するなどの役割も果たしている。

しかし、都市化の進展に伴い、野生生物の生息空間である市街地の貴重なみどりが減少しつつある。今後は、みどりの空間を拡充するため、都市公園の整備や街路・建築物の緑化等に取り組んでいくとともに、自然と共生を図るため、地域本来の植生や河川の生態系等の自然特性を活かした安全な親水空間の整備を行っていく。

(1) みどりの環境の保全と創出に関する条例（略称『みどりの条例』）

みどりの条例は、無秩序な開発によって自然破壊が進行する中で、健康で文化的な生活を営むための良好な環境がすべての市民の基本的権利として守られるべきことを再確認し、自然環境の保全と良好な都市環境の創出を目的に、昭和49年11月15日から施行された。

条例では、市、事業者、市民の責務を明確にし、併せて市民運動に対する市の姿勢を定めることによって、みどりのまちづくりが市民運動に支えられるべきものとした。そして、みどりのまちづくりを総合的、体系的に進めるため、みどりのまちづくり基本計画の策定を市に義務付け、市民参加の一形態としての審議会を設置を定めた。さらに、みどりのまちづくりの基本課題として、自然の保護、緑化の推進、公共の場所等の清潔および美観の保持を明記している。

(2) 緑の基本計画 — ひろがる緑いきいきわが街 —

この計画は、本市の緑の現状を調査し、その解析・評価に基づき、①緑地の保全および緑化の目標 ②緑地の配置の方針 ③緑地の保全および緑化の推進のための施策 ④緑化の推進を重点的に図るべき地区における緑化の推進に関する事項 で構成し、

計画目標年次 平成27年

基本理念

- ・緑のもつ多様な機能を正當に評価し、各種の開発事業との調整を図る
- ・緑の機能が十分発揮される規模を確保し、維持する
- ・健全で生き生きとした緑を育む

緑の将来像 「ひろがる緑いきいきわが街」—健全な生態系と循環系を目指して—
を設定。目標実現のため ①緑地を広げる（緑地面積の拡大） ②豊かで大きなみどりに育てる（個々の緑のボリュームの増大） ③いきいきとしたみどりをつくる（緑の質の向上） ④みんなでみどりをつくり育てる（人の輪の拡大）を総括的目標とし、具体的な緑地の配置方針を定めている。

(3) 都市緑化の推進

● 街路緑化

都市の緑視率アップは、都市景観を向上させる要素となっており、本市では昭和48年から街路植栽を進め、市道ではクスとナンキンハゼ、県道はヤマモモ、国道はアメリカフウが多く植栽されている。

今後も街路植栽を進めるとともに、既存街路樹についても樹高、樹種、植栽形態を再検討し、統一性があり四季感のある質の高い緑づくりを行い、街路・都市景観の向上を図っていく。

街路植栽の状況(24年度末現在)

区分	植樹延長	高木	低木
国管理	35.0 km	909 本	48,016 本
県	20.0	4,940	210,231
市	57.7	9,622	159,875
計	112.7	15,471	418,122

(4) 公園

本市の公園整備状況は、大規模公園、都市基幹公園、住区基幹公園、都市緑地など合計707ヶ所であるが、市民1人当たりの公園面積は、都市公園法に基づく設置標準10㎡に対して7.76㎡という現状である。このため、配置バランスを考慮しつつ、近隣公園など住区基幹公園を中心とした整備を進めており、街区公園も適宜配置していく。施設整備についても市民利用の面から再検討し、画一化を排除し、親しみの持てる施設内容にするため、ユニークな公園づくりや市民の森づくりなどに取り組む。

一方、公園の快適性、安全性も大切な課題であり、公園の管理体制を充実させるため、地域住民や市民団体等で構成される公園愛護会の拡充・発展を図り、公益財団法人高知市都市整備公社に公園の維持補修を委託するなど、きめ細かな管理を目指した取組を進めていく。



① 都市公園、緑地の設置標準値と現況

都市公園 緑地の種別		区 分	説 明	内 容	配 置 状 況
基 幹 公 園	住区基 幹公園	街 区 公 園	街区内に居住する者の利用に供することを目的とする	面積 0.25ha を標準とする	児童遊園を含めて市域全体で658か所 60.0ha 人口1人当たり 1.77㎡
		近 隣 公 園	近隣に居住する者の利用に供することを目的とする	面積 2.0ha を標準とする	18か所 25.0ha 人口1人当たり 0.74㎡
		地 区 公 園	徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする	面積 4.0ha を標準とする	1か所 4.4ha (城西公園) 人口1人当たり 0.13㎡
	都市基 幹公園	総 合 公 園	都市住民全体の休息、鑑賞、散歩、遊戯等総合的な利用に供することを目的とする	適宜に配置	1か所 31.7ha (筆山公園) 人口1人当たり 0.94㎡
		運 動 公 園	都市住民全体の運動の用に供することを目的とする公園	〃	—
特 殊 公 園	風 致 公 園	風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺等の自然条件に応じ適切に配置する	〃	6か所 46.5ha 人口1人当たり 1.37㎡	
	歴 史 公 園	史跡、名勝等文化財を広く一般に供することを目的とする	〃	1か所10.3ha (高知公園) 人口1人当たり 0.30㎡	
	動、植物 公 園	動物園、植物園等、特殊な利用に供することを目的とする	〃	—	
大規模公園	広 域 公 園	一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする	面積 50ha以上を標準とする	1か所 59.7ha (春野運動公園) 人口1人当たり 1.76㎡	
緩 衝 緑 地		主として産業公害を防止することを目的として、工業地と一般市街地の間に設けられる緑地		公害、災害発生源地域と住居・商業地域等とを分離遮断することが必要な位置において状況に応じ配置する	—
緑	道	既成市街地における緊急時の避難路として、また新市街地では都市生活の快適性と安全性を確保することを目的とする緑化された道路		幅員 10～20m を標準とする	—
都 市 緑 地		都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地		市街地の形態および土地利用に応じて配置する	21か所 25.3ha 人口1人当たり 0.75㎡
墓	園	墓園面積の3分の2以上を園地とし、景観が良好でレクリエーションの場とし利用に供される墓地を含む公園で、都市の実情に応じて設置される		—	—

② 都市公園，緑地の配置表（平成25年4月1日現在）

行政 区域	人 口	面積（㎡）および個所数									1 人 当 た り 公 園 面 積 （㎡）
		街 区 公 園	近 隣 公 園	地 区 公 園	総 合 公 園	広 域 公 園	風 致 公 園	歴 史 公 園	都 市 緑 地	計	
上 街	3,257	5,696 (3)							69,200 (1)	74,896 (4)	23.00
高知街	4,910	12,150 (8)	9,443 (1)	44,000 (1)			3,016 (1)	102,900 (1)	19,106 (3)	190,615 (15)	38.82
南 街	3,403	8,518 (4)							3,700 (1)	12,218 (5)	3.59
北 街	3,471	1,630 (2)	3,838 (1)							5,468 (3)	1.58
下 知	16,051	25,711 (30)	41,241 (2)							66,952 (32)	4.17
江ノ口	17,650	44,840 (19)							445 (1)	45,285 (20)	2.57
小高坂	9,255	14,959 (21)								14,959 (21)	1.62
旭 街	34,961	39,868 (64)	5,489 (1)						600 (1)	45,957 (66)	1.31
潮 江	29,315	63,288 (49)	26,574 (2)		316,500 (1)		68,000 (1)			406,362 (52)	13.86
三 里	12,689	28,073 (23)	19,481 (2)							115,554 (26)	9.11
五台山	2,698	6,187 (3)					195,000 (1)			201,187 (4)	74.57
高須	13,057	12,667 (22)	20,000 (1)							32,667 (23)	2.50
布師田	1,597	4,221 (1)								4,221 (1)	2.64
一 宮	25,856	39,596 (55)					1,671 (1)			41,267 (56)	1.60
秦	16,904	7,319 (11)	15,000 (1)							22,319 (12)	1.32
初 月	16,212	32,303 (22)	3,320 (1)						912 (1)	36,535 (24)	2.25
朝 倉	28,166	55,009 (97)	36,431 (2)							91,440 (99)	3.25
鴨 田	26,764	27,928 (43)	21,000 (1)							48,928 (44)	1.83
長 浜	28,167	102,634 (113)	40,431 (2)				4,013 (1)		70,756 (7)	217,834 (123)	7.73
御豊瀬	405									-	-
浦 戸	1,021						193,000 (1)			193,000 (1)	189.03
大 津	10,660	13,201 (18)								13,201 (18)	1.24
介 良	13,507	17,044 (27)	7,522 (1)						87,924 (6)	112,490 (34)	8.33
鏡 土佐山	2,477									-	-
春 野	15,944	36,979 (23)				597,000 (1)				633,979 (24)	39.76
計	338,397	599,821 (658)	249,770 (18)	44,000 (1)	316,500 (1)	597,000 (1)	464,700 (6)	102,900 (1)	252,643 (21)	2,627,334 (707)	7.76

(注) ① () は公園の個所数 ②児童遊園・交通公園は街区公園に含む

③ 事業実績および整備計画

区分	公園名	全体計画	事業内容および事業費(千円)		
			24年度実績	25年度計画	
国庫補助事業	近隣公園	沖田公園	2.0ha	用地取得 123,300 施設整備 1,400	用地取得 39,000 施設整備 66,460
		初月公園	1.0	用地取得 9,143 施設整備 2,490	用地取得 — 施設整備 28,740
		竹島公園	1.3	用地取得 6,661 施設整備 —	用地取得 144,000 施設整備 5,000
		弥右衛門公園	4.0	施設整備 16,800	施設整備 17,800
		安全安心緊急支援事業	—	施設整備 44,905	施設整備 92,000
		長寿化計画策定事業	—	施設整備 6,195	施設整備 8,000

区分	事業名	24年度事業内容 (実績)	事業費 (千円)	25年度事業内容 (計画)	事業費 (千円)
市単独事業	花とみどりのまちづくり	美しい花壇づくり	7,035	美しい花壇づくり	7,000
	花ストリート整備	花のネットワークづくり	8,305	花のネットワークづくり	9,000
	公園遊園整備改良	既存公園の整備改修等	11,982	既設公園の整備改修等	12,000
	アニマルランド施設整備	アニマルランド管理棟空調設備改修工事	13,222	アニマルランド管理棟空調設備改修工事	—
	わんぱーくこうち公園整備	わんぱーくこうち管理棟改修工事	—	わんぱーくこうち管理棟改修工事	28,600
	公園愛護会の育成	388公園	17,372	428公園	18,737

(注) 24年度予算明許繰越分については、25年度計画に含める

(5) わんぱくこうち

子どもたちの夢と冒険の心をはぐくむため、市制 100周年記念施設として『わんぱくこうち』が平成5年から開園している。園内は池を中心に、庭園広場、水辺散策広場など6つの施設に分かれており、来園者が水と緑の環境の中でゆったりと過ごせるようにしている。

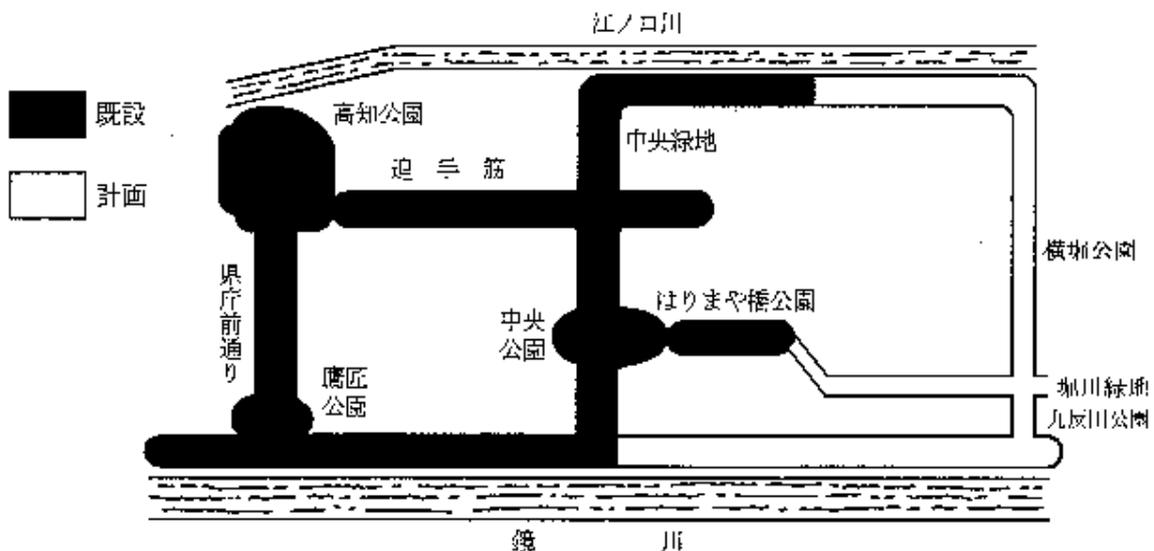
施設概要

所在地	棧橋通六丁目9-1	敷地面積	34,100㎡	総事業費	45億 3,000万円
開園時間	9:00～17:00				
休園日	水曜日（祝日および休日に当たる場合はその翌日） 年末年始（12月28日～1月1日）				
入園料	無料（プレイランドの遊戯施設の使用は有料）				



(6) みどりの循環道路整備

風格のある緑の街区を造るため、面としての公園、線としての緑地、緑のプロムナードを市中央部で結合させてみどりの循環道路を創出するもので、緑の量を確保するとともに景観の向上を図っていく。今後は追手筋、県庁前通りに引き続き、中央緑地での電線類地中化に取り組むとともに、花木植栽、花壇設置などを行い、道路景観の整備を図る。



5-2 良好な景観の形成

本市では、心安らぐ文化的で魅力ある街並みの創出、みどりや水辺等の自然を生かしたゆとりと潤いのある快適なまちづくりのために、さまざまな施策を実施してきた。

特に、高知城周辺では、「お城の見えるまちづくり」を進めており、高度地区及び景観形成重点地区並びに広告景観形成地区の指定を行ったり、美観風致の維持を図るなど、良好な景観の形成を促進している。今後も、こうした取組を継続しながら、より都市と自然が調和する街並みの形成に努めていく。

(1) まちを美しくする運動

清潔な生活環境をつくり、健康で安全かつ快適な市民生活を確保するため、昭和54年11月から「まちを美しくする運動」を展開している。市民・事業者・行政が一体となり「まちを美しく」「まちにみどりを」「青い空、青い海、清い川」を基本計画とし、市長を本部長とする推進本部（事務局：市民協働部地域コミュニティ推進課）を設置し、全庁体制で取り組んでいる。59年度からは、この運動を「初夏のまちを美しくする運動」として位置づけ、「環境旬間行事」を中心に総合的な取組を展開している。

(2) 歩きたばこ等の防止

本市では、市民等の身体及び財産の安全性の向上を図り、安心して快適な生活環境を確保するために、平成23年2月「高知市歩きたばこ等の防止に関する条例」を施行し、同年4月から歩きたばこ等禁止区域を指定した。

喫煙マナーの普及と向上、地域の環境美化の促進を図るため、禁止区域を中心に、喫煙マナーを呼びかける啓発、指導や環境美化活動を実施している。また、啓発用看板の設置や路面シールの貼付、よさこい祭り等の集客力の高いイベントに合わせ啓発用品を配布するキャンペーン等、たばこを吸う人と吸わない人が快適な生活環境を共有できるよう啓発、指導に努めている。

歩きたばこ等禁止区域



6. 環境と調和した減災対策

6-1 災害対応力の強化

本市では、次の南海地震に備え、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針として、人命を守るための対策を最優先し、さまざまな防災対策を推進している。

また、森林の荒廃等による新たな災害発生の危険性も高まっている。そのため、浸水や崖くずれ等の対策や、災害時における一時避難場所や広域的な防災拠点施設の早急な整備等が求められている。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の経験を踏まえ、発生が予測される大規模地震や津波及び水害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに大規模災害が発生した非常時においても、災害廃棄物及び避難所からの生活廃棄物等の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策を実施する必要がある。災害時における処理システムを検討し、計画的に災害廃棄物処理の体制を整備し、リサイクルの推進を図って、災害廃棄物をどのように分別・中間処理・最終処分するか、事前に処理・処分計画を定め、そのために必要となる場所、施設（破碎・選別施設、焼却施設、最終処分場）等を確保する手段についての検討を行っていかなければならない。

現在、高知県とカウンターパート方式で「南海トラフ巨大地震対策連携会議」を開催し、連携会議の下に設置された廃棄物対策部会で、災害廃棄物処理計画策定をすすめている。国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、「高知県地域防災計画」及び「高知市地域防災計画」、さらには「高知県災害廃棄物処理計画」との整合性を図りつつ、本市の長期浸水区域等の地域特性や防災上の課題等を勘案して、従来の被害想定を大幅に上回る被害にも対応できる「高知市災害廃棄物処理計画」を策定する。

被災時のし尿処理は、環境衛生確保の観点からも、最優先で取り組むべきものであり、収容避難場所等におけるトイレは、被災者の生活に不可欠な施設であり、災害時のトイレ対策は、健康と衛生に直結するライフラインである。本市では、平成 18 年度と平成 19 年度に収容避難所のうち防災倉庫を設置している避難所 76 箇所中 9 箇所に簡易トイレの配備を行った。平成 23 年度には仮設トイレと簡易トイレの供給について、それぞれ業者と災害協定を締結している。現在、津波避難ビルの指定と環境整備については、地域防災推進課が担当しており、連携して災害トイレの配備を計画的に行っていく必要がある。

今後も、被害の拡大を最小限に抑え、迅速な初動体制の整備や早期復旧・復興に向けた計画を検討し、環境への負荷を低減させる対策を進めるとともに、自然の脅威に学び、地域防災力を高める取組を行う。

7. 参加・協働・連携の推進

7-1 環境学習の推進

自然と人の共生に向け、豊かな自然を守り、将来へと引き継いでいくためには、自然を理解し、環境について学習することが大切である。

本市では、鏡川自然環境学習会、里山での間伐等に親子で参加する自然体験学習及び清掃施設への見学対応等により、環境保全に関する意識の向上を図るとともに、人づくりにも取り組んでいる。今後も、子どもから大人までが環境問題に関心を持ち、正しく理解ができるよう、環境学習や自然体験の機会の提供に取り組む。

(1) 清掃施設への見学対応

平成 24 年度は 27 団体が東部環境センター、菖蒲谷プラスチック減容工場、三里最終処分場へ施設見学に訪れた。

(2) 水生生物観察会

河川の清流を守り、良好な水辺環境を確保していくために、水生生物の観察を行うことで、小学生の環境保全に対する意識を高めることを目的としている。

水生生物の専門家を講師に招き、指標となる水生生物を観察することで、水質を判断し、人間が河川に及ぼす影響や水質保全に果たすべき役割などについて学習している。

平成 24 年度は 1 学校・3 クラス 90 名を対象に実施した。

7-2 情報共有の推進

環境保全活動への市民参加を推進するためには、行政が持つ情報を広く公開し、市民がその情報を簡単に入手し、利活用できることが必要である。今後は、環境に関する情報について、市民の関心の把握に努め、求める情報を効果的・効率的に伝えるための広報の充実を図る。

(1) 高知市広報「あかるいまち」への掲載

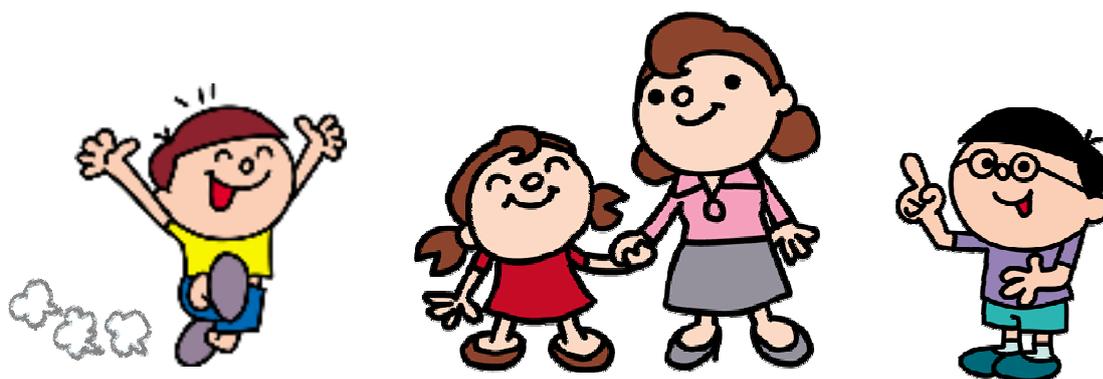
- 平成 24 年 4 月・・・ニュース「平成 24 年度 家庭ごみ年間収集予定」
お知らせ「4 月及びゴールデンウィークのごみ収集」
お知らせ「緑の募金のお願い」
お知らせ「浄化槽の設置補助」
お知らせ「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」
催し&イベント「第 40 回みどりの週間 行事」
催し&イベント「花のよさこいタウン こうち春花まつり 2012」
催し&イベント「わんぱーくこうちプレイランドこどもの日プレゼント」
- 5 月・・・募集「省エネの達人！～よさこい E C O ライフチャレンジ 2012～」
募集「ゴーヤでグリーンカーテンを」
お知らせ「ゴールデンウィークのごみ収集」
- 6 月・・・お知らせ「知っておきたいお墓の話 part1」
お知らせ「よさこい祭り練習場所抽選会」
催し&イベント「里山保全活動のすすめ」
歴史万華鏡「ミカドアゲハ」
- 7 月・・・お知らせ「知っておきたいお墓のお話 part2」
お知らせ「節電へご協力をお願い」
ニュース「アニマルランド ぼく、こんなに大きくなったよ！」
催し&イベント「わんぱーくこうちアニマルランド」サマースクール
- 8 月・・・特集「鏡川で遊ぼう」
お知らせ「知っておきたいお墓のお話 part3」
お知らせ「節電へご協力をお願い」
お知らせ「生ごみ処理容器購入補助制度」
お知らせ「わんぱーくこうち開園日」
お知らせ「春野地区の皆さんへ し尿収集の休業日について」
- 9 月・・・お知らせ「環境標語入賞作品」
催し&イベント「第 37 回都市緑化祭」
- 10 月・・・ニュース「平成 24 年度 10 月～3 月の休日等ごみ収集日程」
お知らせ「第 2 回仁淀川一斉清掃」
催し&イベント「わんぱーくこうち第 8 回写生コンクール」

- 11月・・・ニュース「白煙防止装置を止めて運転します」
ニュース「アニマルランド シロビタイムジオウム」
募集「市有墓地の利用者」
お知らせ「高知市ほたる条例の一部改正」
催し&イベント「第12回アニマルランド動物セミナー」
- 12月・・・ニュース「ご存じですか？歩きたばこ等の禁止」
お知らせ「年末年始のごみ収集」
お知らせ「わんぱーくこうち・クリスマスまつり」
- 平成25年 1月・・・募集「筆山公園のボランティア募集」
お知らせ「高知市廃棄物減量等推進員研修会」
お知らせ「わんぱーくこうち ちびっこ雪まつり」
- 2月・・・ニュース「事業所ごみ・多量ごみは家庭ごみ集積所に出さないで」
ニュース「プラスチック製容器包装の分別にご協力を！」
お知らせ「浄化槽の現況調査にご協力を」
お知らせ「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」
お知らせ「わんぱーくこうちプレイランドひな祭りプレゼント」
- 3月・・・ニュース「生ごみ処理容器の購入に補助制度を利用しよう」
催し&イベント「わんぱーくこうちまつり」



(2) パンフレット作成

パンフレット名	内 容	作製年度
第二次高知市環境基本計画	第二次高知市環境基本計画の紹介	平成 25 年度
もいちど散策鏡川「第 3 版」	鏡川ガイドブック一部改編版	24
もいちど散策鏡川「第 2 版」	鏡川ガイドブック一部改編版	23
も い ち ど 散 策 鏡 川	鏡川ガイドブック	21
新鏡川清流保全基本計画	新鏡川清流保全基本計画の紹介	18
高知市環境基本計画	高知市環境基本計画の紹介	11
未来につなげよう恵まれた自然環境	高知市環境基本条例の紹介	9
水 マ ッ プ	高知市水環境の紹介	7
野 鳥 マ ッ プ	高知市近辺で見られる野鳥の紹介	6
川 の 辺 の 道	高知市七河川ウォッチングマップ総集編	5
蛭 マ ッ プ	市内に生息するホタルに関する紹介	〃
新川川ウォッチングマップ	新川川の紹介	4
鏡川ウォッチングマップ	鏡川の紹介	〃
下田川ウォッチングマップ	下田川の紹介	3
国分川ウォッチングマップ	国分川の紹介	〃
浦戸湾ウォッチングマップ	浦戸湾の紹介	2
浦戸湾魚類マップ	浦戸湾に生息する魚の紹介	〃
高知のおいしい水	おいしい水 67 選の紹介	元
舟入川ウォッチングマップ	舟入川の紹介	〃
久万川ウォッチングマップ	久万川の紹介	〃
こじゃんとえいちや鏡川の休日	鏡川ガイドブック	昭和 62 年度
江ノ口川ウォッチングマップ	江ノ口川の紹介	61



7-3 多様な主体との連携・交流

本市では、地域と行政が互いに助け合い、支えあう活動を継続・発展させるため、地域コミュニティの再構築に取り組んでいる。

● クリーン推進会

平成4年11月に、事業所ごみの減量・リサイクル推進を目的として14事業所を発起人とする「高知クリーン推進会」が発足し、紙ごみ対策を中心にモデル事業の実施や分別処理などの啓発パンフレットの配布、研修会、OA用紙共同回収など、事業の充実に努めている。25年3月末現在の会員数は110事業所となっている。

クリーン推進会の役割及び実績（平成24年度）

- 紙資源ごみ共同回収（中心商店街 約120トン）
- OA用紙共同回収（約39トン）
- 福祉施設への再生トイレットペーパーの寄贈
研修会の実施 ほか

7-4 広域行政の推進

本市は県全体の4割を超える人口を有する県都であり、県域の自立と発展を支え、牽引する都市としての役目を果たしていく必要がある。今後は、国・県との連携をはじめ、地域の枠を超えた行政間の連携と交流がますます重要となり、これまでの広域行政の枠組みや役割の見直しも含め、活力ある圏域づくりに向けて取組を進める。

Ⅲ 資料

1. 環境関連条例

- 高知市環境基本条例
- 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例
- 高知市ほたる条例
- 鏡川清流保全条例
- 高知市公害防止条例
- 高知市里山保全条例

2. 廃棄物関連条例

- 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

3. その他条例

- わんぱーくこうちアニマルランド条例
- わんぱーくこうち条例
- 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例
- 高知市都市公園条例
- 高知市緑政審議会条例
- 高知市歩きたばこ等の防止に関する条例
- 高知市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

4. 環境年表

1. 環境関連条例

高知市環境基本条例

〔平成9年4月1日
条例第18号〕

改正 平成11年4月1日 条例第13号

私たちのまち高知市は、みどりあふれる山並み、きらめく海、市街地には清流が流れるという恵まれた自然環境の中で、先人の築いた歴史的、文化的遺産を継承しつつ、市民の英知と活力により、県都として今日まで発展を続けてきた。

しかし、その発展を支えてきた都市の活動は、一方で大量の資源やエネルギーを消費し、この都市の環境に多大な影響を与え、さらには私たちの生活そのものを脅かす要因をも生み出している。

また、今日の環境問題は、一部の地域の問題にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑、多様化してきており、良好な環境の保全と創造は、世界の人々の共通の願いとなっている。

こうした中で、環境を守ることの大切さを学び、より一層これを自覚するとともに、公害の未然防止、自然環境や都市環境の保全、向上等に努めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことが、いま強く求められている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、安心して生活ができ、健康で文化的な暮らしを営む権利を有するとともに、この環境を守り、より質の高いものとして未来の市民に引き継いでいく責務がある。

ここに私たちは、市民の総意として、人と自然が共生できる恵み豊かな環境を保全し、創造するとともに、潤いと安らぎのある安全で魅力的なまちづくりを進めるために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の

汚染，野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって，人類の福祉に貢献するとともに市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は，健全で恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し，より質の高いものとして，これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は，すべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な取組の下，環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は，すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，環境の保全及び創造に関し，地域の特性に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し，及び実施する責務を有する。

2 市は，前項の施策の策定及び実施に当たり，広域的な取組を必要とする場合には，国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動を行うに当たっては，これに伴って生ずる公害を防止し，廃棄物を適正に処理し，及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに，環境の保全上の支障を防止するため，事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか，事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動に関し，地域社会の一員として，地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに，市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は，基本理念にのっとり，環境の保全上の支障を防止するため，その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか，市民は，基本理念にのっとり，環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに，市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の策定等に係る指針

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は，基本理念にのっとり，次に掲げる基本指針に基づき，各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され，及び生活環境が保全され，並びに自然環境が保全されるよう，大気，水，土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに，森林，農地，水辺地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに，地域の歴史的，文化的特性を生かした快適環境が保全及び創造されること。

第3章 高知市環境基本計画

第8条 市長は，環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，高知市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、高知市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第4章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

(高知市環境白書)

第10条 市長は、市民に対し、環境の状況並びに市の環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、高知市環境白書を定期的に作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するために、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成等の措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する適切な措置をとることとなるように誘導するため、必要な経済的助成、技術的助言等の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備の推進)

第14条 市は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設並びに公園、緑地等の人と自然との豊かな触れ合いを確保するための施設の整備を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の有効利用及び循環的な利用に資するための事業の促進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第16条 市は、人と自然が触れ合い、みどりに親しむ恵み豊かな市域の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(田園環境の保全等)

第17条 市は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全及び創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全等)

第 18 条 市は、市民生活に潤いと安らぎを与え、さまざまな水生生物を育む清流や水辺の環境を保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、良好な水源及び地下水の保全等を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(美しい海及び渚の保全)

第 19 条 市は、市民の憩いの場であり、漁業及び観光産業等において重要な役割を果たしている美しい海及び渚を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市美の形成)

第 20 条 市は、自然に調和した地域の美観の維持、歴史的遺産の保存と活用、文化的で魅力ある街並みの創造、みどり豊かなまちづくり等を推進し、都市美の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進等)

第 21 条 市は、環境美化の促進及び美観の保護等を図るため、ごみの投棄及び散乱の防止並びに自転車等の放置の規制等について、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第 22 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 23 条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 24 条 市は、第 22 条の環境教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査等)

第 25 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境監視員の設置)

第 26 条 市は、環境の状況を把握するために、環境監視員を置くことができる。

2 環境監視員の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 地球環境の保全の推進等

第 27 条 市は、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるとともに、国等と連携し、地球環境の保全に関する情報の収集及び提供、人材の育成等により、地球環境の保全に関する地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

第 6 章 高知市環境審議会

第 28 条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、高知市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べるができる。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

- 5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者及び市民
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。
- 8 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定中高知市公害防止条例（昭和50年条例第28号）第32条の改正規定は、平成9年10月1日から施行する。

(高知市公害防止条例の一部改正)
- 2 高知市公害防止条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、高知市環境基本条例（平成9年条例第18号）第2条第2号に規定する公害をいう。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

附 則（平成11年4月1日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年5月2日から施行する。ただし、第28条第3項の改正規定は、平成12年3月10日から施行する。

(経過措置)
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）の施行の際現に高知市環境審議会の委員（以下「委員」という。）である者（この条例による改正前の高知市環境基本条例第28条第5項第3号に該当して委員の委嘱を受けている者及び委員に任命されている市職員を除く。）は、この条例による改正後の高知市環境基本条例第28条第5項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例

〔平成 11 年 4 月 1 日
条 例 第 3 9 号〕

改 正 平成 1 4 年 7 月 5 日 条例第 2 7 号

改 正 平成 2 0 年 1 月 1 日 条例第 5 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下「法」という。）と相まって、高知市におけるダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策を実施することにより、人の健康に係る被害を未然に防止するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
- (2) 小型焼却炉 ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第 1 第 5 号の規定に該当しない廃棄物焼却炉をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、本市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、必要と認めるときは、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めなければならない。
- 3 市は、ダイオキシン類の発生及び排出の抑制のための施策について、事業者及び市民に対し、積極的な啓発及び指導に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、ダイオキシン類の発生及び排出のおそれのない製品の製造及び使用に努めるとともに、廃棄物の分別及び再資源化による廃棄物の減量化その他廃棄物を適正に処理することにより、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、廃棄物の分別及び再資源化に努め、焼却により処理する廃棄物の減量を図る等により、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

(ダイオキシン類の濃度の測定等)

第 6 条 市長は、大気、土壌その他ダイオキシン類が残留し、人の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの（以下「汚染対象物」という。）について、計画的かつ効果的に、そのダイオキシン類の濃度を調査測定（法第 27 条第 1 項の規定による調査測定を除く。）するものとする。

2 市長は、前項による調査測定に際しては、その対象となる汚染対象物、範囲、時期等について、あらかじめ、高知市ダイオキシン類対策審議会（以下この条及び次条において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により調査測定をしたときは、その結果を審議会に報告するとともに、審議会において特別の理由があると認めた場合を除き、これを公にしなければならない。

（抑制計画の策定）

第7条 市長は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、ダイオキシン類抑制計画（以下「抑制計画」という。）を定めなければならない。

2 抑制計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための施策の大綱
- （2）ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための指導基準
- （3）その他ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するために必要な事項

3 市長は、抑制計画を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、抑制計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、抑制計画の変更について準用する。

（小型焼却炉の構造基準等）

第8条 小型焼却炉は、規則で定める構造基準に適合しなければならない。

2 小型焼却炉を用いた廃棄物の焼却は、規則で定める維持管理基準に適合しなければならない。

（小型焼却炉の設置の届出）

第9条 小型焼却炉を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）小型焼却炉を設置する施設等の名称及び所在地
- （3）小型焼却炉の構造
- （4）小型焼却炉の使用の方法

（経過措置）

第10条 一の焼却炉が小型焼却炉となった際現にその焼却炉を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）は、当該焼却炉が小型焼却炉となった日から30日以内に、規定で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（小型焼却炉の構造等の変更の届出）

第11条 第9条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規定で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（計画変更指導及び勧告）

第12条 市長は、第9条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る小型焼却炉が第8条第1項に規定する構造基準に適合しないと認めるとき、又は小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、その届出をした者に対し、当該小型焼却炉の構造若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第9条の規定による届出に係る小型焼却炉の設置に関する計画の廃止を指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

（実施の制限）

第 13 条 第 9 条又は第 11 条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る小型焼却炉の構造若しくは使用の方法の変更をしてはならない。

2 市長は第 9 条又は第 11 条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 14 条 第 9 条又は第 10 条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 9 条第 1 号又は第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る小型焼却炉の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、規定で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第 15 条 第 9 条又は第 10 条の規定による届出をしたものからその届出に係る小型焼却炉を譲り受け、又は借り受けた者は、当該小型焼却炉にかかる当該届出をした者に地位を承継する。

2 第 9 条又は第 10 条の規定による届出をした物について相続、合併又は分割（その届出に係る小型焼却炉を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後相続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該焼却炉を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により第 9 条又は第 10 条の届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善指導及び勧告)

第 16 条 市長は、小型焼却炉が第 8 条第 1 項に規定する構造基準に適合しないと認めるとき、小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるとき、又は小型焼却炉による廃棄物の焼却の方法が同条第 2 項に規定する維持管理基準に適合しないと認めるときは、当該小型焼却炉を設置している者に対し、期限を定めて当該小型焼却炉の構造、使用の方法若しくは焼却の方法の改善又は使用の一時停止を指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

(事故時の措置)

第 17 条 小型焼却炉を設置している者（以下「設置者」という。）は、小型焼却炉の故障、破損その他の事故が発生したときには、直ちに、当該小型焼却炉の使用の一時停止その他の必要な応急の措置を講ずるとともに、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

(小型焼却炉にかかる焼却灰等の処理)

第 18 条 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰その他の燃え殻（以下「焼却灰等」という。）が飛散し、及び流出しないよう措置を講じなければならない。

2 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰等の処分を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令の諸規定に従い、当該焼却灰等を適正に処理しなければならない。

(立入調査等)

第 19 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び市民（以下「事業者等」という。）に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者等の当該事業等の用に供する土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物その他の物件の保管等若しくは焼却炉等廃棄物の処理若しくは処分の用に供する施設の構造若しくは維持管理等に関し調査し、若しくは汚染対象物の検査（以下「立入調査等」という。）をすることができる。

2 市長は、前項の規定による立入調査等をするため必要があるときは、必要な最少量に限り土壌その他の物を無償で収集することができる。

- 3 市長は、立入調査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。
- 4 立入調査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(指導、勧告及び公表)

第 20 条 市長は、第 12 条及び第 16 条に定めるものの他、次の各号のいずれかに該当する者に対して指導を行い、又は違反行為の停止その他必要な措置を取るべきことを勧告するものとする。

- (1) 第 9 条から第 11 条まで、第 14 条または第 15 条第 3 項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第 13 条第 1 項の規定に違反して小型焼却炉を設置し、又は小型焼却炉の構造若しくは使用の方法を変更した者
 - (3) 前条第 1 項の規定に違反して報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
 - (4) 前条第 1 項の規定に違反して立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - (5) 前条第 2 項の規定に違反して正当な理由がないのに土壌等の収集を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 2 市長は、第 12 条第 2 項、第 16 条第 2 項及び前項の規定による勧告を受けた物が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に弁解の機会を付与した上で、その者の氏名等を公表することができる。
- 3 第 1 項に掲げるもののほか、市長はダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。
(ダイオキシン類対策審議会)

第 21 条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じてダイオキシン類対策に関する基本的事項について調査審議するため、高知市ダイオキシン類対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、ダイオキシン類対策に関する基本的事項について市長に意見を述べるることができる。
- 3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者及び市民
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。
- 8 審議会の会議及び審議会に提出された資料は、公開するものとする。ただし、審議会の会議において非公開と決定したものについては、この限りでない。
- 9 委員及び特別委員は、前項本文の規定により公開されるべきものを除き、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。ただし、第 21 条及び附則第 4 項の規定は、

公布の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例（前項ただし書に定める規定にかかる部分を除く。以下同じ。）の施行後、ダイオキシン類が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実の程度、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）その他の法令によるダイオキシン類規制の状況その他の事情に著しい変化があり、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

3 市長は、臭素系ダイオキシンにつき、人の健康に対する影響の程度、その発生過程等に関する調査研究の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(施行のために必要な準備)

4 市長は、抑制計画を定めようとするときは、この条例の施行の前日においても審議会の意見を聴くことができる。

(春野町の編入に伴う経過措置)

5 春野町の編入（以下「編入」という。）の際現に旧春野町の区域において、小型焼却炉（編入の日以後に使用されるものに限る。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、第10条に規定する焼却炉を設置している者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「当該焼却炉が小型焼却炉となった日から30日以内」とあるのは、「平成20年3月31日まで」とする。

附 則（平成14年7月5日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例第8条から第16条まで及び第20条第1項（第3号から第5号までの規定を除く。）の規定は、平成14年12月1日において現に設置されている小型焼却炉のうち同日以後に使用されるもの及び同日以後に新たに設置される小型焼却炉について適用する。

附 則（平成20年1月1日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

高知市ほたる条例

〔昭和 61 年 4 月 1 日〕
条 例 第 7 号

改正 平成 4 年 4 月 1 日 条例第 1 2 号

改正 平成 6 年 10 月 1 日 条例第 4 3 号

改正 平成 20 年 1 月 1 日 条例第 4 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の区域内に棲息するほたるの乱獲を防止し、ほたる発生の助長を図ることを目的とする。

(捕獲の禁止等)

第 2 条 市の区域内においては、何人も、業として、ほたるを捕獲してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して捕獲されたほたるを譲渡し、譲受け、又は販売若しくは保管のため引渡し、若しくはその引渡しを受けてはならない。

(市民の協力)

第 3 条 市民は、ほたるの乱獲を防止し、その保護に努めるものとする。

(罰則)

第 4 条 営利の目的をもって第 2 条の規定に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 5 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(春野町の編入に伴う経過措置)

2 春野町の編入の前にした春野町ほたる保護条例(平成 2 年春野町条例第 11 号)に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則 (平成 4 年 4 月 1 日条例第 12 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 20 年 1 月 1 日条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。

鏡川清流保全条例

〔平成元年10月1日
条例第37号〕

改正	平成4年 4月1日	条例第12号	平成11年4月1日	条例第15号
	平成6年10月1日	条例第43号	平成13年7月1日	条例第24号

鏡川は、流域の豊かな自然環境を形成するとともに、幾多の文化と歴史をはぐくみ、市民生活に潤いと安らぎを与えてきた。

また、鏡川は市民にとって重要な飲料水源であり、かつ、アユをはじめとする多くの水生生物の生息の場でもあり、いわば生命の源である。

すでにわれわれは、高知市民憲章として鏡川を清潔なまちのシンボルに掲げ、その清流を市民のふれあいや憩いの場として親しんできた。

市民は、都市化の進展や時代の移り変わりによってかげりを生じつつある鏡川の清流と诗情豊かな水辺空間の回復を強く望んでいる。

この市民の心のふるさとである鏡川の清流を保全し、次代に引き継ぐことは、われわれに課せられた重大な責務である。

ここにわれわれは、衆知と総力を結集し、市民あげて鏡川の清流を保全し、良好な水辺環境を確保していくために、この条例を制定する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、鏡川の清流及び水辺環境を保全し、緑豊かな水辺空間を形成するため、河川管理者の清流保全対策並びに鏡川水系河川環境管理基本計画（以下「環境管理基本計画」という。）と相まって、市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、鏡川清流保全に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鏡川 鏡川本川及び各支川並びにこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
- (2) 浄化装置 鏡川に排出される排出水の浄化に有効な装置で、規則で定めるものをいう。
- (3) 家庭排水 市民の日常生活により、厨房・浴室等から排出されるすべての排出水をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、市民が鏡川の良好な水辺空間と自然環境を享受できるよう、鏡川の清流保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動によって、鏡川の清流と自然環境を損なわないよう、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるための最大限の努力をするとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、鏡川の浄化を図るため、自ら積極的に努力するとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(啓発活動)

第6条 市長は、鏡川の清流保全のための知識の普及及び意識の高揚に努めなければならない。

第2章 鏡川清流保全基本計画

(基本計画)

第7条 市長は、鏡川の清流を保全するため、鏡川清流保全基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。ただし、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川区域内については、河川管理者の策定する環境管理基本計画によるものとする。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 清流の保全に関する事項
- (2) 自然環境の保全に関する事項
- (3) 景観の形成に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、鏡川の清流保全に関し必要な事項

3 市長は、基本計画の決定又は変更に当たっては、あらかじめ河川管理者と協議するとともに、鏡川清流保全審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画の決定又は変更があつたときは、これを公表しなければならない。

第3章 清流及び自然環境の保全並びに景観の形成

第1節 清流の保全

(水質管理区域)

第8条 市長は、鏡川の水質を保全するため、水質管理区域を指定することができる。

2 市長は、前項の区域の指定をしようとするときは、あらかじめ河川管理者及び鏡川清流保全審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は区域を指定したときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、区域の変更又は解除について準用する。

(水質管理基準)

第9条 水質管理区域における鏡川の水質管理基準は、規則で定める。

(工場等の排水基準)

第10条 市長は、水質管理区域内における、別に規則で定める工場・事業場（以下「工場等」という。）について、当該工場等から排出される排水の水質を規制するため排水基準を定めることができる。

2 市長は、前項の規定による排水基準を定めようとするときは、あらかじめ鏡川清流保全審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、排水基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、排水基準の変更又は廃止について準用する。

(工場等の設置の届出及び遵守義務)

第11条 水質管理区域において工場等を設置し、鏡川に排水を排出しようとする者は、次の各号に掲げる事項についてあらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種及び営業内容
- (4) 敷地及び建物並びに施設の状況
- (5) 汚水発生が予想される施設の構造、使用方法及び配置
- (6) 汚水処理の施設及びその方法
- (7) 一般及び産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法
- (8) その他規則で定める事項

2 前項の規定により設置した工場等から排水を排出する者及びこの条例の施行の際に、水質

管理区域において現に工場等を設置し、鏡川に排出水を排出している者は、排水基準を超える排出水を鏡川に排出してはならない。

(工場等の変更の届出)

第12条 前条の規定による届出をした者又はこの条例の施行の際に、現に工場等を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）が、設置について届出した事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(家庭排水)

第13条 市民は、水質管理区域において家庭排水を鏡川に排出しようとするときは、浄化装置を設置して排出するように努めなければならない。

(助成措置)

第14条 市長は、浄化装置の設置を促進するため、市民に対し適切な指導及び助成を行うものとする。

第2節 自然環境の保全及び景観の形成

(自然環境保全区域及び景観形成区域)

第15条 市長は、鏡川の優れた自然環境を保全するため、自然環境保全区域を指定することができる。

- 2 市長は、鏡川の歴史的・文化的・伝統的な特性を生かした個性ある河川景観を形成するため、景観形成区域を指定することができる。
- 3 市長は、前2項の区域の指定をしようとするときは、河川法に規定する河川区域を除外するとともに、あらかじめ鏡川清流保全審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、自然環境保全区域を指定しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 6 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全区域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 市長は、自然環境保全区域又は景観形成区域を指定したときは、これを告示しなければならない。
- 8 第3項及び前項の規定は、自然環境保全区域の変更又は解除について、第3項から前項までの規定は、自然環境保全区域の拡張について、それぞれ準用する。
- 9 第3項及び第7項の規定は、景観形成区域の変更又は解除について準用する。

(行為の届出)

第16条 自然環境保全区域において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、増改築し、又は移転すること。
 - (2) 宅地の造成・土地の開こん・土砂の採取その他土地の形質に変更を加えること。
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 動植物の保護に影響を及ぼす行為で規則で定めるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、自然環境保全区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの
- 2 前項に規定する行為は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。
- (1) 汚水・泥水その他の原因により鏡川の水質を汚濁しないよう、排水処理対策が講じられていること。
 - (2) 動植物などの生息環境に重大な影響を及ぼすおそれがないよう、対策が講じられている

こと。

(3) 鏡川的美観風致又は良好な環境を破壊しないよう、対策が講じられていること。

3 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 国又は地方公共団体が行う行為

(3) 通常の管理行為

(4) 河川法その他の法令の規定に基づく行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、自然環境保全区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので、規則で定めるもの

(行為の変更の届出)

第17条 前条第1項の規定による届出をした者が、届出をした事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第3節 勧告及び命令等

(実施の制限)

第18条 第11条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から起算して60日を経過した後でなければ同項第4号から第6号までに定める当該届出に係る工事をしてはならない。

2 第16条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。

3 市長は、前2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができる。

(計画変更勧告)

第19条 市長は、第11条第1項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工場等から排出される排水が、排出基準に適合しないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、排水基準に適合するために必要な措置を採るよう計画の変更を勧告することができる。

(改善勧告)

第20条 市長は、第10条第1項に規定する排水基準を超えて排水を排出していると認めるとき又は継続して排水基準を超える排水を排出するおそれがあると認めるときは、当該排水を排出する者に対し、期限を定めて排水等の処理の方法の改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(改善及び停止命令)

第21条 市長は、前2条に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わないで排水基準に違反して排水を排出しているときは、期限を定めてその勧告に係る措置を採るべきことを命じ、又は排水の排出の一時停止を命ずることができる。

(変更又は改善の指導)

第22条 市長は、第16条第1項に規定する届出が同条第2項の条件を満たさない場合又は満たさないおそれがあると認めるときは、当該行為の届出をした者に対し、当該計画の変更又は改善の指導をすることができる。

(変更又は中止の勧告)

第23条 市長は、第16条第1項に規定する行為を同条第2項の条件に違反して行つた者に対し、当該行為の変更又は中止若しくは必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

第4章 鏡川清流保全推進組織

(鏡川清流保全推進本部の設置)

第24条 本市に、鏡川の清流保全対策を推進するため、鏡川清流保全推進本部を置く。

(鏡川清流保全推進会議の設置)

第 25 条 市長は、鏡川清流保全に関する意見や情報交換等を行うため、鏡川流域の関係行政機関と協議し、鏡川清流保全推進会議を設置することができる。

第 5 章 鏡川清流保全審議会

(鏡川清流保全審議会)

第 26 条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、鏡川の清流保全に関する重要事項を調査審議するため、鏡川清流保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、鏡川の清流保全に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 4 審議会は、専門的事項を調査審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 5 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者及び市民
 - (2) 関係行政機関の職員
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。
- 8 審議会の組織・運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 6 章 補則及び罰則

(立入調査)

第 27 条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、本市職員に他人の所有又は占有する土地・工場等に立ち入らせ、その状況を調査させ、又は関係人に対する指示を行わせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 何人も正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(地位の承継)

第 28 条 第 11 条第 1 項の規定による届出をした者から当該工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第 11 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る工場等又は行為を承継させるものに限る。)があつた場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該工場等若しくは当該行為を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前 2 項の規定により、第 11 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から 30 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(罰則)

第 29 条 第 21 条の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 11 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 31 条 次の各号の一に該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者
- (2) 第 27 条第 3 項の規定に違反した者

(両罰規定)

第 32 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 26 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に、水質管理区域において、現に工場等を設置し、鏡川に排出水を排出している者は、第 11 条第 1 項の規定による届出をしたものとみなす。

3 第 21 条の規定は、水質管理区域において、この条例の施行の際に、現に工場等を設置している者については、施行日から 5 年間は適用しない。

4 この条例の施行後において、水質管理区域内の工場・事業場が法令等の改正により第 10 条第 1 項に規定する工場等になった場合については、当該工場等となった日から 5 年間は第 21 条の規定を適用しないものとする。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日条例第 12 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日条例第 15 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 5 月 2 日から施行する。ただし、第 26 条第 3 項の改正規定は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）の施行の際現に鏡川清流保全審議会の委員（以下「委員」という。）である者（この条例による改正前の鏡川清流保全条例第 26 条第 5 項第 2 号に該当して委員の委嘱を受けている者及び同項第 3 号に該当して委員に任命されている市職員を除く。）は、この条例による改正後の鏡川清流保全条例第 26 条第 5 項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則（平成 13 年 7 月 1 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

高知市公害防止条例

昭和 50 年 7 月 25 日
条 例 第 28 号

改正	平成 4 年 4 月 1 日	条例第 12 号	平成 13 年 7 月 1 日	条例第 24 号
	平成 6 年 10 月 1 日	条例第 43 号	平成 18 年 7 月 1 日	条例第 42 号
	平成 9 年 4 月 1 日	条例第 18 号	平成 20 年 1 月 1 日	条例第 52 号
	平成 11 年 4 月 1 日	条例第 14 号		

経済及び社会の開発は、好ましい生活の維持と進歩に必要な諸条件をつくるものではあるが、そのためにみだりに自然を破壊し、動植物の生態系等に重大な影響を及ぼし、静穏で快適な市民の生活環境を破壊してはならない。

すべての市民は、豊かな環境において健康で安全かつ快適な生活を営む基本的権利を有するとともに、その環境を将来の世代のために保護し、向上すべき責務を負っている。

すべての事業者は、その事業活動によって市民の健康と福祉を阻害してはならず、市民もまた他人が健康で安全かつ快適な生活を営む権利を尊重する義務を負うのであって、その権利を侵す公害の発生原因となるような自然及び生活環境の破壊行為を行ってはならない。

自然と人間の調和を無視して発展してきた現代の産業と都市が大気の汚染・水質の汚濁・土壌の汚染・騒音・振動・悪臭等の公害をもたらし、深刻な環境悪化をひきおこしていることにかんがみ、われわれは、すべての公害を厳しく防止絶滅し、快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、将来の世代のためにこれを向上し継承していくため、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するうえに公害防止が極めて重要であることにかんがみ、市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、公害防止に関する基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「公害」とは、高知市環境基本条例（平成 9 年条例第 18 号）第 2 条第 2 号に規定する公害をいう。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、あらゆる施策を通じて公害防止に努めるとともに、良好な生活環境を保全し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、事業活動による公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令又はこの条例に違反しない場合においても、公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

3 事業者は、公害防止に関する技術の開発及び研究を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、市長その他の行政機関が実施する公害の防止のための施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、健康で安全かつ快適な生活を営む自己の権利が公害により侵害されないようその確保に努めるとともに、自らも公害を発生させることがないように努めなければならない。

2 市民は、市長が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 公害防止基本計画

(公害防止基本計画)

第6条 市長は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するため、公害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 公害防止に関する基本構想
- (2) 公害の現況と公害防止に関する基本的施策
- (3) 前各号のほか、公害防止に関する重要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ高知市公害対策審議会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(計画の整合)

第7条 市長は、土地の開発整備に関する計画、土地の利用に関する計画、公共施設の整備に関する計画、産業に関する計画等の策定及びこれらの計画に基づく事業の実施にあたっては、これらが基本計画に整合するよう総合的な検討及び調整を行わなければならない。

第3章 公害防止の施策

第1節 工場、事業場等に対する規制

(工場、事業場等の立地における環境保全)

第8条 事業者は、工場、事業場等の立地に際しては、公害の防止及び生活環境の保全に特に留意するとともに、文化財その他の歴史的遺産を破壊し、又は損傷するおそれのない場所に設置するよう努めなければならない。

(基準総排出量の設定)

第9条 市長は、特に公害の防止を図る必要がある地域又は公共用水域（以下「水域」という。）について、その地域又は水域に係るすべての工場、事業場等からその地域又は水域へ排出される広域汚染の原因となる物質（以下「汚染原因物質」という。）のそれぞれの総排出量の許容限度（以下「基準総排出量」という。）を定めることができる。

2 市長は、基準総排出量及びその地域又は水域を定めようとするときは、あらかじめ高知市公害対策審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、基準総排出量及びその地域又は水域を定めた場合は、これを告示しなければならない。

(規制措置)

第10条 市長は、工場、事業場等で、規則で定める業種のもの（以下「工場等」という。）において発生する騒音等の規制基準を規則で定めることができる。

2 工場等を設置している者は、当該工場等に係る規制基準を超えて騒音等を発生し、又は排出してはならない。

3 市長は、第1項の規定による規制基準を定めようとするときは、あらかじめ高知市公害対策審議会の意見を聞かなければならない。当該基準を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(工場等の届出)

第11条 工場等を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種及び営業内容
- (4) 敷地及び建物並びに施設の状況
- (5) 公害発生が予想される施設の構造、使用の方法及び配置
- (6) 公害防止の方法
- (7) 産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法
- (8) その他規則で定める事項
（工場等の変更の届出）

第 12 条 前条の規定による届出をした者又はこの条例の施行の際現に工場等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下同じ。）が同条第 3 号から第 7 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。
（氏名等の変更の届出）

第 13 条 第 11 条の届出をした者又はこの条例の施行の際現に工場等を設置している者が同条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を変更したときは、その日から 30 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
（計画変更勧告）

第 14 条 市長は、第 11 条又は第 12 条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る工場等から発生する公害が規制基準に適合しないおそれがあると認めるとき、又はその工場等から排出される汚染原因物質が基準総排出量の限度を超えて排出されるおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から 60 日（第 11 条第 3 号及び第 7 号に掲げる事項の変更にあつては 30 日）以内にその届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な措置をとるよう計画を変更すべきことを勧告することができる。
（実施の制限）

第 15 条 第 11 条又は第 12 条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日（第 11 条第 3 号及び第 7 号に掲げる事項の変更にあつては 30 日）を経過した後でなければその届出に係る工事を開始してはならない。
2 市長は、前項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
（改善勧告）

第 16 条 市長は、規制基準を超えて騒音等を発生し、又は排出している工場等について、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて公害防止の方法を改善し、又は公害を発生する施設の構造、使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
（改善命令）

第 17 条 市長は、第 14 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで工場等を設置し、規制基準に違反しているとき、又は前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は騒音等を発生する作業若しくは排水等の排出の一時停止を命じることができる。
（措置の届出）

第 18 条 前 2 条に規定する勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に係る措置をとつたときは、速やかに市長に届け出て、その検査を受けなければならない。
（事故の措置）

第 19 条 工場等を設置している者は、事故の発生により法令及びこの条例に定められた規制基準を超えて騒音等を発生し、又は排出した場合及び発生又は排出するおそれが生じた場合は、直ちにその事故について応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めるとともに、その旨を市

長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をした者は、当該事故発生の日から 15 日以内に当該事態の再発防止のための措置に関する計画を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定により、計画を届け出た者が当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(事業委託者の協力義務)

第 20 条 事業者は、資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる事業者又は常時使用する従業者の数が自己より小さい法人若しくは個人たる事業者に対し、業として次の各号の一に掲げる行為を委託する場合には、当該委託を受けて同号の行為を行う事業者（以下「下請事業者」という。）の工場等から発生する公害の防止を図るため必要な協力をしなければならない。

(1) その者が業として行う販売又は製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品又はその半製品、部品、付属品若しくは原材料の製造

(2) その者が業として行う販売又は製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、付属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造若しくは修理

2 市長は、前項の場合において、下請事業者の工場等から法令及びこの条例に定められた規制基準を超えて公害を発生していると認めるときは、当該委託をした事業者に対し、期限を定めて公害の防止に関し、必要な協力をすべきことを勧告することができる。

(中小企業者等に対する助成)

第 21 条 市長は、中小企業者等が公害防止のために行う施設の設置又は改善について金融上の助成及び技術的指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(工場等の移転、集団化)

第 22 条 市長は、用途地域を純化し、及び公害を防止するため必要に応じ、工場等と住宅その他の施設とが混在している地域で公害が著しい地域又は著しくなるおそれがある地域内に所在する工場等について、その地域外への移転又は集団化の促進を図ることに努めるものとする。

第 2 節 特定建設作業に対する規制

(特定建設作業の規制措置)

第 23 条 市長は、建設作業で規則で定める作業（以下「特定建設作業」という。）において発生する騒音等の規制基準を規則で定めることができる。

2 特定建設作業を行う者は、当該特定建設作業に係る規制基準を超えて騒音等を発生してはならない。

3 第 10 条第 3 項の規定は、特定建設作業に係る規制基準について準用する。

(実施の届出)

第 24 条 特定建設作業を伴う工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 建設工事に係る施設又は工作物の種類

(3) 特定建設作業の場所及び実施の期間

(4) 騒音防止の方法

(5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前 2 項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表を添付しなければならない。

(改善勧告)

第 25 条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音等が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第 26 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第 3 節 公害の監視及び公表

(監視測定体制の整備)

第 27 条 市長は、公害の状況を把握し、公害防止のための措置を適正に実施するため必要な監視測定体制の整備に努めるものとする。

(管理及び監視)

第 28 条 事業者は、その管理に係る工場等及び特定建設作業の公害の発生源を厳重に管理するとともに、公害の発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(公害状況の公表)

第 29 条 市長は、調査及び監視の結果、明らかになった公害の状況を市民に公表するものとする。
2 市長は、前項の場合において、法令又はこの条例に違反して著しく公害を発生している者があるときは、その者を明らかにしなければならない。

第 4 章 公害防止協定

(公害防止協定の締結)

第 30 条 市長は、規制措置によるもののほか、公害防止に関する施策を積極的にすすめるため、事業者と公害防止に関する協定（以下「公害防止協定」という。）を締結することができる。

2 事業者は、前項の規定による公害防止協定の締結について、市長から求めがあつた場合は、これに応じなければならない。

3 公害防止協定の当事者は、公害防止協定に定められた事項を遵守しなければならない。

第 5 章 市民参加

(市民運動への配慮)

第 31 条 市長は、公害の防止に関する知識の普及及び公害防止の意識の高揚に努めるとともに、市民が自主的な運動を通じて公害防止に資することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第 32 条 削除

第 6 章 公害対策審議会

(公害対策審議会)

第 33 条 この条例により、この権限に属する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ公害に関する重要事項を調査審議するため高知市公害対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、公害の防止に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 34 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 審議会は、専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者及び市民

(2) 関係行政機関の職員

(任期)

第 35 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学識経験を有する者及び市民以外の委員が委嘱されたときにおける当該職を失ったときは、委員の職を失う。

3 特別委員の任期は、当該専門的事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長)

第 36 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 37 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある特別委員のそれぞれ過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第 38 条 審議会に特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

(委任)

第 39 条 第 33 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 7 章 補則及び罰則

(立入検査等)

第 40 条 市長は、この条例の施行のため必要のある場合は、その職員に工場、事業場等、特定建設作業の現場その他の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示を行わせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収)

第 41 条 市長は、この条例の施行のため必要のある場合は、工場等の設置者又は特定建設作業の施工者に対し、公害の防止に関する状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第 42 条 第 11 条若しくは第 12 条の規定による届出をした者又は第 30 条第 1 項の規定による公害防止協定を市長と締結した者から当該工場等を譲り受け、若しくは借り受けた者は、当該届出をした者又は当該防止協定を締結した者の地位を承継する。

2 第 11 条若しくは第 12 条の規定による届出をした者又は第 30 条第 1 項の規定による公害防止協定を市長と締結した者について相続、合併又は分割（当該届出に係る工場等又は公害防止協定に係る事業を承継させるものに限る。）があつた場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該工場等若しくは当該事業を承継した法人は、当該届出をした者又は当該防止協定を締結した者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第11条若しくは第12条の規定による届出をした者又は第30条第1項の規定による公害防止協定を市長と締結した者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(罰則)

第43条 第17条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金を処する。

第44条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第26条の規定による命令に違反した者

第45条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条、第13条、第18条、第19条第2項、第24条第1項若しくは第2項若しくは第42条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条第1項の規定に違反した者
- (3) 第19条第1項若しくは第3項若しくは第41条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第40条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。ただし、第33条から第39条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工場等を設置している者は、第11条の規定による届出をしたものとみなす。

3 第17条の規定は、現に工場等を設置している者については、当該工場、事業場等が工場等となった日から1年間は、適用しない。

(春野町の編入に伴う経過措置)

4 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に旧春野町の区域において工場等を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、第11条の規定による届出をした者とみなす。

5 第17条の規定は、前項の規定により届出をした者とみなされた者については、編入の日から平成20年12月31日までの間、適用しない。

附 則 (平成4年4月1日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年10月1日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日条例第 18 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定中高知市公害防止条例（昭和 50 年条例第 28 号）第 32 条の改正規定は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日条例第 14 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 11 年 5 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に高知市公害対策審議会の委員（以下「委員」という。）である者（この条例による改正前の高知市公害防止条例第 34 条第 3 項第 2 号に該当して委員の委嘱を受けている者及び同項第 3 号に該当して委員に任命されている市職員を除く。）は、この条例による改正後の高知市公害防止条例第 34 条第 3 項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則（平成 13 年 7 月 1 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 7 月 1 日条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 1 月 1 日条例第 52 号）

この条例は、公布の日から施行する。

高知市里山保全条例

〔平成12年4月1日〕
条例第14号

改正 平成18年4月1日 条例第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の里山の保全について、基本理念を定め、市、土地所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、里山の保全を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、自然と調和した潤いと安らぎのある安全かつ健康で文化的な都市の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 里山 市街地、集落地及び農地周辺の山地斜面に成立している樹林の区域又は樹林と草地、農地、水辺地等が一体となって健全な生態系を構成している区域若しくは構成し得る区域をいう。
- (2) 土地所有者等 里山を所有し、管理し、又は占有している者をいう。

(基本理念)

第3条 里山の保全は、里山が現在及び将来にわたり市民が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し、次に掲げる指針に従い、この限られた資源を将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

- (1) 防災機能の確保、都市の生活環境の保全と回復を図ること。
- (2) 生物種の維持、自然循環の維持その他自然の多様性に着目した自然環境の保全と回復を図ること。
- (3) 地域の文化・歴史の学習・伝承の場として、市民参加を主体とした自然環境の保全と回復を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、里山の保全についての施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、里山の状態、土地の所有及び利用の状況についての調査その他必要な措置を講ずるとともに、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。
- 3 市は、第1項の施策の策定及び実施に当たっては、土地所有者等の権利を不当に制限することのないよう配慮するとともに、当該施策を土地所有者等、市民及び事業者に周知するよう努めるものとする。

(土地所有者等、市民及び事業者の責務)

第5条 土地所有者等、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、里山の保全に自ら努めるとともに、市が実施する里山の保全についての施策に協力する責務を有する。

第2章 里山の保全

第1節 里山保全地区

(里山保全地区の指定)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する里山を里山保全地区として指定することができる。

- (1) 防災機能を確保するために保全することが必要な里山
- (2) 潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な里山
- (3) 健全な生態系を保持するために保全することが必要な里山
- (4) 人と自然の豊かな触れ合いを確保するために保全することが必要な里山
- (5) 歴史及び文化を伝承するために保全することが必要な里山

2 市長は、里山保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。

4 市長は、里山保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により提出された意見書があるときは、その要旨を提出するものとする。

(里山保全地区の指定の告示等)

第7条 市長は、里山保全地区の指定をしたときは、これを告示するとともに、当該指定に係る図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 里山保全地区の指定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

(里山保全地区の指定の変更等)

第8条 前2条の規定は、里山保全地区の指定の変更及び解除について準用する。

(里山保全地区内の行為の届出等)

第9条 里山保全地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日（当該行為をするに当たって都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法律の規定による手続を必要とする場合は当該手続をする日）の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採又は移植
- (4) 水面の埋立て
- (5) 前各号に掲げるもののほか、里山の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 前項の規定は、非常災害のため必要な応急措置として行う行為その他規則で定める行為には、適用しない。

3 第1項の届出をした者（次条において「届出者」という。）は、当該届出が受理された日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。

4 市長は、第1項の届出に係る行為の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、里山保全地区内における前条第1項各号に掲げる行為が規則で定める基準に適合しないものであると認めるときは、届出者等（届出者及び前条第1項の規定により届出をすべき者をいう。以下この条において同じ。）に対し、原状回復、行為の変更又は中止その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 前項の規定により指導が行われている間は、届出者等は、当該指導の対象となっている行為

をしてはならない。

- 3 市長は、届出者等が第1項の規定による指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

(違反事実等の公表)

第11条 市長は、第9条第1項の届出をせず、又は虚偽の届出により同項各号に掲げる行為をした者がいるときは、その者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前条第3項の規定による勧告に従わない者がいる場合で、その者の行為が同条第1項の規則で定める基準に著しく適合しないものであって、権利の濫用に当たると認めるときは、その者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

(立入調査)

第12条 市長又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、里山保全地区の指定又は保全のために必要と認めるときは、他人の土地に立ち入り、又はその状況を調査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
- 3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 5 土地所有者等は、正当な事由がない限り、第1項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げてはならない。
- 6 第1項の規定による立入り及び調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第2節 里山保全協定

(里山保全協定の締結)

第13条 市長は、里山保全地区内の土地所有者等との間において、里山の保全に関する協定(以下「里山保全協定」という。)を締結することができる。

- 2 里山保全協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 里山保全協定の目的となる土地の区域(以下「協定区域」という。)
 - (2) 協定区域における行為の制限その他協定区域の保全に関する事項
 - (3) 里山保全協定の有効期間
 - (4) 里山保全協定に違反した場合の措置
 - (5) その他必要と認める事項

- 3 市長は、里山保全協定を締結しようとするときは、あらかじめ、高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

- 4 市長は、里山保全協定を締結したときは、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(土地所有者等の義務)

第14条 協定区域内の土地所有者等は、当該里山保全協定を遵守するとともに、当該協定区域内の自然環境の保全と回復に努めなければならない。

- 2 協定区域内の土地所有者等は、当該協定区域内の樹木等が滅失し、又は地形等に著しい変動が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(助成等の措置)

第15条 市長は、協定区域内の土地所有者等に対し、里山の保全に関し必要な助言、指導及び助

成等の措置をすることができる。

第3節 市民の里山

(市民の里山の設置)

第16条 市長は、里山保全地区のうち、市民が積極的に自然に触れ合う場として開放することが望ましいと認める区域について、土地所有者等との契約によりその権原を取得して、これを市民の里山として設置し、市民に開放することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、里山保全地区内の市有地を市民の里山の区域とすることができる。

3 市長は、市民の里山を設置しようとするときは、あらかじめ高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、市民の里山を設置するときは、その旨を告示しなければならない。

(市民の里山の指定の変更等)

第17条 前条第3項及び第4項の規定は、市民の里山の区域の変更又は廃止について準用する。

(市民の里山の管理)

第18条 市民の里山の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第4節 標識の設置及び土地の買入れ

(標識の設置)

第19条 市長は、里山保全地区の指定又は里山保全協定の締結をしたときは、当該里山保全地区若しくは里山保全協定に係る協定区域又はこれらに近接する場所に、その旨を示す標識を設置するものとする。

(土地の買入れ)

第20条 市長は、里山保全地区の環境保全、市民の里山の設置その他里山の保全を効果的に推進するために特に必要があると認める土地があるときは、当該土地の買入れに努めるものとする。

2 市長は、前項により土地を買い入れようとするときは、あらかじめ高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 高知市里山保全審議会

(審議会の設置)

第21条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じて里山の保全に関する事項を調査審議するため、高知市里山保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第24条 第12条第5項の規定に違反して同条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げた者は、5万円以下の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 廃棄物関連条例

高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

〔平成6年1月1日〕
条例第1号

改正	平成7年10月1日	条例第45号	平成13年4月1日	条例第12号
	平成8年4月1日	条例第21号	平成16年1月1日	条例第11号
	平成9年4月1日	条例第11号	平成17年4月1日	条例第83号
	平成10年4月1日	条例第22号	平成18年10月1日	条例第56号
	平成11年4月1日	条例第12号	平成19年10月1日	条例第45号
	平成12年4月1日	条例第2号	平成24年4月1日	条例第45号
	平成12年12月26日	条例第64号	平成25年1月1日	条例第28号

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第28号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出の抑制、分別及び再生利用の促進等による減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、環境美化の促進並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (2) 多量排出事業者 事業活動に伴って生じる一般廃棄物を多量に排出する土地又は建物の占有者若しくは占有者がいない場合はその管理者をいう。
- (3) 適正処理困難物 法第6条の3第1項の規定により、一般廃棄物のうちその適正な処理が困難であると環境大臣が指定したものをいう。
- (4) 施行令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて一般廃棄物の減量推進及び適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理並びに再生品の使用等による再生利用に関し、事業者及び市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する技術の開発、情報の収集及び調査研究に努めなければならない。

4 市は、廃棄物を分別し、資源の回収等を行う市民の自主的な活動を支援するものとする。

5 市は、廃棄物を排出する事業所相互間の再生利用の活動に関し、情報提供等の支援を行うものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しな

ければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物の減量及び適正な処理等のため、次に掲げる事項について、その推進に努めなければならない。

- (1) 長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保を図ること。
- (2) 製品の包装、容器等の適正化を図り、再び使用することが可能な包装、容器等の普及や、使用後の回収策を講ずること。
- (3) 再生品の使用に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、その適正な処理が困難となることのないようにすること。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するよう努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理等のため、次に掲げる事項について、その促進に努めるものとする。

- (1) 廃棄物を分別して排出し、資源の回収等を行う団体及び事業者の活動に参加、協力すること。
- (2) 商品の内容、包装及び容器等について、再生品その他廃棄物の減量に配慮した製品の使用等により廃棄物の再生利用を図ること。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、当該土地又は建物及びそれに面する歩道などの清掃を行いその清潔の保持に努めるとともに、境界に塀、その他の囲いを設ける等みだりに廃棄物を捨てられないよう当該土地又は建物の適正な管理に努めなければならない。

2 遺棄された犬、ねこ等の死体を発見した者は、速やかに市長に届け出なければならない。

3 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚し、又はこれらの場所においてみだりに紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等（飲料を収納し、又は収納していた缶その他の容器をいう。以下同じ。）その他の廃棄物を捨ててはならない。

4 土木、建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

5 第3項に規定する公共の場所で物品を販売し、又はビラ、チラシその他物品を配布した者は、当該行為に伴いその付近に散乱した物品等を速やかに収集し、それらの場所を清掃するよう努めなければならない。

(空き缶等回収容器の設置及び管理)

第6条の2 缶その他の容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者（以下「自動販売業者」という。）は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に空き缶等を回収するための回収容器（以下「回収容器」という。）を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

2 市長は、自動販売業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(環境美化重点地域)

第6条の3 市長は、特に環境美化の促進及び美観の保護を図る必要があると認められる地域を環境美化重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定し、又は指定した重点地域を変更し、若しくは廃止するときは、規則で定めるところによりその3か月前までに告示しなければならない。

（一般廃棄物の処理計画）

第7条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する実施計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」という。）を毎年度当初告示するものとする。

（一般廃棄物の排出方法）

第7条の2 市民は、市が収集する一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に定めるところにより分別し、指定の収集日時に所定のごみ集積所に排出しなければならない。

（収集又は運搬の禁止）

第7条の3 市及び市から一般廃棄物の収集又は運搬（以下「収集運搬」という。）の委託を受けた者以外の者は、ごみ集積所に置かれた廃棄物のうち、再生利用の対象として規則で定めるもの（以下「資源ごみ」という。）については、これを収集運搬してはならない。

（指導及び勧告）

第7条の4 市長は、前条の規定に違反して、資源ごみの収集運搬をしようとする者又は収集運搬をした者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

（措置命令）

第7条の5 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告に従わない者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（市長の指示）

第8条 市長は、多量排出事業者で規則で定めるものに対し、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の作成を指示することができる。

2 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者で別表1に定めるものに対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。

（適正処理困難物の処理等）

第9条 市長は、法第6条の3第2項の規定に基づき、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理について必要な協力を求めるものとする。

（占有者の義務）

第10条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、容易に処分することができるものについては、生活環境の保全上支障のない方法によりなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に従い、適正に処理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、次に掲げる一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ市長に届け出る等により、その指示に従わなければならない。

(1) 有害性のある物

(2) 爆発性のある物

(3) 著しく悪臭を発する物

(4) 特別管理一般廃棄物

(5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

（一般廃棄物処理手数料）

第11条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表2に定めるとおりとする。

(市が処分する産業廃棄物の種類及び処分手数料)

第12条 市が処分する産業廃棄物は、別表3に規定するもので、一般廃棄物とあわせて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲の量のもののうち、市長が認めるものとし、その処分手数料は、同表に定めるとおりとする。

(手数料の減免等)

第13条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第11条の手数料を減免することができる。

2 前2条及び前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業等の許可等)

第14条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 法第7条の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可等に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条 削除

(審議会)

第16条 一般廃棄物の減量推進及び適正な処理等の円滑な事業運営を図るため、高知市廃棄物処理運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(推進員)

第17条 市長は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理について熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を置くことができる。

2 推進員は、地域において、一般廃棄物の減量及び適正な処理をするための市の施策への協力その他の活動を推進するものとする。

(許可の取消し等)

第18条 この条例又はこの条例に基づく規則で定めた許可に関する事項並びに許可条件に違反した場合には、市長はその許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(技術管理者の資格)

第19条 法第21条第3項に規定する条例で定める市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)

又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては，土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後，4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科，化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後，6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学，工学，農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後，7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者
(委任)

第20条 この条例に規定するもののほか，この条例の施行について必要な事項は，規則で定める。
(罰則)

第21条 第7条の5の規定による命令に違反した者は，20万円以下の罰金に処する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業員が，その法人又は人の業務に関し，前条に規定する違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第23条 重点地域内において，第6条第3項の規定に違反してたばこの吸い殻，チューインガムのかみかす又は空き缶等を捨てた者は，5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に，この条例による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってなされた処分，手続その他の行為は，この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の相当規定によってなされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 3 春野町の編入(以下「編入」という。)の日から平成25年3月31日までの間，旧春野町の区域において市が行う一般廃棄物の収集及び運搬に係る手数料(次項の手数料を除く。)の徴収については，この条例の規定にかかわらず，春野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年春野町条例第14号。以下「春野町条例」という。)の例による。
- 4 前項に規定する期間，旧春野町の区域において市が行う犬，ねこ等の死体の収集及び運搬に係る手数料は，1体につき1,000円とする。
- 5 前2項の手数料の減免については，第13条第1項の規定を準用する。

6 編入の日前に春野町条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。

7 編入の際現に春野町条例第25条の規定により許可を受け旧春野町の区域内において一般廃棄物処理業及び処分業を行っている者は、平成20年3月31日までの間、引き続き当該区域内において当該許可に係る一般廃棄物処理業及び処分業を行うことができる。

附 則(平成7年10月1日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表2の(1)イの項及び(2)の改正規定並びに別表3の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表2の(1)(イの項を除く。)の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表2の(1)イの項及び(2)並びに別表3の規定は、平成8年4月1日以後の処理又は処分に係る手数料から適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例の一部改正)

2 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例(昭和49年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第47条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則(平成9年4月1日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(廃棄物処理手数料等の経過措置)

3 第21条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2及び別表3の規定については、施行日以後に処理又は処分されたものに係る手数料から適用し、施行日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年4月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月1日条例第12号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第2号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前において第6条の規定による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第15条の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月26日条例第64号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年 4月 1日 条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年 5月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成13年 5月 1日以後に処分されたものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年 1月 1日 条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年 7月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成16年 7月 1日以後に処理又は処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年 4月 1日 条例第83号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年 7月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月 1日 条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年10月 1日 条例第45号)

この条例は、平成20年 1月 1日から施行する。

附 則(平成24年 4月 1日 条例第45号)

この条例は、平成24年 7月 1日から施行する。

附 則(平成25年 1月 1日 条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 1

市長が指示することのできる多量の一般廃棄物

区 分	排 出 量
(1) ごみ	常時多量排出量 1日平均10キログラム以上
	一時多量排出量 30キログラム以上
(2) その他一般廃棄物	市長が必要と認める量以上

別表 2

一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料

(1) 市が収集、運搬及び処分する場合

種 別	取 扱 区 分		単 位	処理手数料	
ア し 尿	定 額 制	回数割	1世帯当たり収集1回につき	普通便槽	400円
				改良便槽	800円
		人 頭 割	世帯人員1人につき1箇月	400円	
	従 量 制	回 数 割	収集1回につき	400円	
		従 量 制	18リットルにつき	230円	
イ 犬、ねこ等の死体			1体につき	1,000円	
備考					
1 定額制は、規則で定める一般世帯で、規則で定める定期収集（以下「定期収集」という。）のうち月1回の収集を行うものに適用し、世帯人員には同居者を含む。					
2 改良便槽とは、強化プラスチック製無臭トイレ等で構造上水を使用するものをいう。					
3 し尿処理手数料は、回数割の額に人头割又は従量割の額を加算した額とする。					
4 人头割の基礎となる世帯人員には、1歳未満の乳児は含まない。					
5 従量制は、定額制を適用しないすべての場合を対象とする。					
6 定額制の規定にかかわらず、規則で定める場合については、従量制を適用する。					
7 し尿に係る収集は、定期収集を原則とし、定期収集以外の収集については、収集1回につき、特別収集手数料600円を加算する。					
8 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項の規定による水洗便所に改造しなければならぬ期間を経過した区域におけるし尿に係る収集は、規則で定めるところにより、収集1回につき、特別収集手数料300円を加算する。ただし、前項の特別収集手数料が加算される場合は、これを加算しない。					

(2) 市が処分のみをする場合

種 別	単 位	処分手数料
ア 多量の一般廃棄物（し尿を除く。）	10 キログラムまでごとに	120 円
イ プラスチック製容器包装・ペットボトル	10 キログラムまでごとに	280 円
ウ 水銀含有廃棄物	5 キログラムまでごとに	690 円
エ 犬，ねこ等の死体	1 体につき	400 円
備考 一般家庭の廃棄物で，アの項にあつては，30 キログラム未満，イの項にあつては10 キログラム未満，ウの項にあつては5 キログラム未満のものについては，それぞれの項の規定にかかわらず，処分手数料を徴収しない。		

別表 3

産 業 廃 棄 物 処 分 手 数 料

種 別	単 位	処分手数料
ペットボトル	10 キログラムまでごとに	280 円

3. その他条例

わんぱーくこうちアニマルランド条例

〔平成 17 年 10 月 15 日〕
〔条 例 第 107 号〕

改 正 平成 23 年 3 月 29 日 条例第 4 号

(設置)

第 1 条 野生動物の保護及び繁殖並びに種の保存を進めるとともに、動物の展示及び動物に関する調査研究を行うことにより、市民の教養文化及び動物愛護意識の向上並びに環境教育の推進に寄与するため、本市にわんぱーくこうちアニマルランド(以下「アニマルランド」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 アニマルランドの位置は、次のとおりとする。

高知市棧橋通六丁目 9 番 1 号

(事業)

第 3 条 アニマルランドは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 動物の収集、飼育及び展示に関する事業
- (2) 動物愛護及び環境教育の推進に関する事業
- (3) 動物に関する資料の収集及び展示その他動物に関する調査研究に関する事業
- (4) 野生動物の保護及び繁殖その他種の保存に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の設置目的を達成するため必要な事業

(入園料)

第 4 条 アニマルランドへの入園は、無料とする。

(開園時間)

第 5 条 アニマルランドの開園時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休園日)

第 6 条 アニマルランドの休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休園し、又は臨時に開園することができる。

- (1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下この号において「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日及び土曜日でない日とする。
- (2) 12 月 28 日から翌年の 1 月 1 日までの日

(入園の制限)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アニマルランドへの入園を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他の入園者に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は損傷するおそれのあるとき。
- (3) 動物に危害を加え、又は加えるおそれのあるとき。
- (4) 動物(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及びこれと同等の能力を有すると認められる犬を除く。)を携帯するとき。
- (5) 次条の規定に違反したとき。

- (6) 市長の許可を受けることなく第9条の行為をしたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、アニマルランドの管理上支障があると認められるとき。
(行為の禁止)

第8条 入園者は、アニマルランドにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、アニマルランドの管理上支障があると認める行為
(行為の制限)

第9条 アニマルランドにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 展示会その他これに類する催しのためにアニマルランドの全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の活動に利用されると認める場合は、当該行為を許可しない。

(使用の許可)

第10条 市長は、アニマルランドの一部をその用途又は目的を妨げない限度において使用することを許可することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、第9条又は前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に基づく行為若しくは使用を制限することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(使用料)

第12条 第9条の許可を受けた者は、高知市都市公園条例（昭和35年条例第7号）の規定の例により算定した額の使用料を前納しなければならない。

2 第10条の許可を受けた者は、高知市財産条例（昭和39年条例第13号）の規定の例により算定した額の使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(原状回復)

第15条 使用者は、許可を受けた行為若しくは使用が終了したとき、又は許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償等)

第 16 条 アニマルランド内の施設若しくは竹木その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にわんぱーくこうち条例の一部を改正する条例(平成 17 年条例第 106 号)による改正前のわんぱーくこうち条例(平成 5 年条例第 30 号)の規定に基づきされた処分、手続その他の行為(同条例第 3 条第 2 号に規定するアニマルランドに係るものに限る。)は、この条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用、行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による。

わんぱーくこうち条例

〔平成5年4月1日
条例第30号〕

改正 平成 8年10月 1日 条例第 40号

改正 平成17年10月15日 条例第106号

改正 平成23年 3月29日 条例第 4号

(設置)

第1条 子どもたちの心身ともに健全な成長に資するため、自由に遊び自由に学ぶふれあいの場として、本市にわんぱーくこうち(以下「わんぱーく」という。)を設置する。

(位置)

第2条 わんぱーくの位置は、次のとおりとする。

高知市棧橋通六丁目9番1号

(施設)

第3条 わんぱーくに、次に掲げる施設を置く。

(1) プレイランド

(2) 庭園広場、展示室その他の関連施設

(入園料)

第4条 わんぱーくへの入園は、無料とする。

(わんぱーくの管理等)

第5条 市長は、わんぱーくの管理を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者にわんぱーくの管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續等については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成17年条例第69号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 前条第1項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第9条第1項の遊戯施設の使用の許可に関する業務

(2) わんぱーくの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

(プレイランドの開園時間)

第7条 第3条第1号のプレイランド(以下「プレイランド」という。)の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(プレイランドの休園日)

第8条 プレイランドの休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休園し、又は臨時に開園することができる。

(1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日及び土曜日でない日とする。

(2) 12月28日から翌年の1月1日までの日

(遊戯施設)

第9条 プレイランドの遊戯施設(以下「遊戯施設」という。)で規則で定めるものを使用するときは、1遊戯施設につき1人1回500円以内の使用料を徴収する。

2 前項の使用料について回数券を発行する場合は、1割以内の割引をすることができる。
(利用料金の収入等)

第10条 市長は、第5条第1項の規定に基づきわんぱーくの管理を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に遊戯施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定に基づき利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、前条の規定にかかわらず、遊戯施設を使用する者は、利用料金を当該指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金は、前条に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(入園の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、わんぱーくへの入園を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他の入園者に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者
 - (2) 施設等を損傷し、又は損傷するおそれのある者
 - (3) 他の入園者に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯する者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、次条の規定に違反した者又は管理上支障があると認められる者
- (行為の禁止)

第12条 わんぱーくにおいて、入園者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (3) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障がある行為
- (行為の制限)

第13条 わんぱーくにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのためにわんぱーくの全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団の活動に利用されると認める場合は、当該行為を許可しない。

(使用の許可)

第14条 市長は、わんぱーくの一部をその用途又は目的を妨げない限度において使用することを許可することができる。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、第13条又は前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に基づく行為若しくは使用を制限することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(使用料)

第 16 条 第 13 条の許可を受けた者は、高知市都市公園条例(昭和 35 年条例第 7 号)の規定の例により算定した額の使用料を前納しなければならない。

2 第 14 条の許可を受けた者は、高知市財産条例(昭和 39 年条例第 13 号)の規定の例により算定した額の使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第 17 条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第 18 条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の承認を得た場合はこの限りでない。

(原状回復)

第 19 条 使用者は、許可を受けた行為若しくは使用が終了したとき又は許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償等)

第 20 条 わんぱーく内の施設若しくは竹木その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 4 月 2 日から施行する。

(高知市立動物園条例の廃止)

2 高知市立動物園条例(昭和 26 年条例第 3 号)は、廃止する。

附 則(平成 8 年 10 月 1 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 15 日条例第 106 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のわんぱーくこうち条例第 16 条の規定に基づき委託しているわんぱーくこうちの管理及び当該管理の委託を受けた者による使用料の収受等については、平成 18 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用、行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による。

高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例

昭和 49 年 10 月 15 日
条 例 第 6 3 号

改正 昭和 5 6 年 4 月 1 日条例第 2 号
平成 4 年 4 月 1 日条例第 1 2 号
平成 6 年 1 0 月 1 日条例第 4 3 号

平成 8 年 4 月 1 日条例第 2 1 号
平成 1 9 年 4 月 1 日条例第 2 1 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 みどりのまちづくり基本計画
 - 第 1 節 みどりのまちづくり基本計画(第 6 条)
 - 第 2 節 削除
 - 第 3 章 自然の保護
 - 第 1 節 特別保護地区(第 13 条—第 18 条)
 - 第 2 節 保存緑地(第 19 条・第 20 条)
 - 第 3 節 保存樹木及び保存樹林(第 21 条—第 27 条)
 - 第 4 節 保護措置等(第 28 条—第 30 条)
- 第 4 章 緑化の推進(第 31 条—第 36 条)
- 第 5 章 公共の場所等の清潔及び美観の保持(第 37 条—第 43 条)
- 第 6 章 補則(第 44 条—第 49 条)
- 附則

前文

自然は、人間にとって生命をはぐくむ母胎であり、遠い昔から今日にいたる長い歳月を自然とともに生活してきたわれわれは、自然から試練とともに恩恵を受け、それを生かすことによつて現代の文明をきずきあげてきた。すべての市民が、健康で文化的な生活を営むための良好な環境は、すべての市民の基本的権利として守られ、現代の市民から将来の市民へ継承されなければならない。

わたしたちのまち高知市は、美しい自然と清潔なたたずまいの都市として、長い歴史を歩んできたが、最近における急速な都市化の進行や産業優先の開発は、適切な制御がなされないまま無秩序な開発を生み、いたるところで自然を破壊し、環境を汚染し、生活環境を著しく悪化させている。

自然をはじめとする人間の環境は、厳粛で微妙な法則によつて調和を保っているものであつて、ひとたび破壊されるとその復元に長い年月を要し、あるいは全く復元できない場合さえあり、このまますすめば、われわれの将来に重大な環境悪化をもたらすおそれがある。

われわれは、このような状態を速やかに改善し、自然を尊び、自然を愛し、その調和をそこなわぬ利用に努めるとともに、緑化を推進し、風致景観を保全し、生活の場をみどりとうるおいのあるものとし、もつて市民が健康で文化的な生活を営むためのよりよい環境の創出に、市民の総力を結集すべきであると考えます。

ここに、われわれは、あらゆる力をつくしてその理想と目的を達成するため、高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市生活にとって良好な自然と豊かな緑がきわめて重要であることにかんがみ自然の保護、緑化の推進等のみどりのまちづくりについて基本となる事項を定めるとともに、その施策を総合的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(市長の責務)

第2条 市長は、市民が常に良好な環境を享受できるよう自然の保護、緑化の推進等のみどりのまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、自然の保護及び緑化の推進等について必要な措置を講ずるとともに、市の実施するみどりのまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自然の保護及び緑化の推進等に努めるとともに、市の実施するみどりのまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(市民運動への配慮)

第5条 市長は、市民が自然の保護、緑化の推進等に関する意識を高め、その自主的な運動を通じてみどりのまちづくりを推進していくための必要な措置を講ずるよう配慮するものとする。

第2章 みどりのまちづくり基本計画

第1節 みどりのまちづくり基本計画

(基本計画)

第6条 市長は、自然の保護、緑化の推進等に関するみどりのまちづくり基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 自然の保護と緑化の推進等のみどりのまちづくりに関する基本構想
- (2) 特別保護地区等の指定及び自然保護に関する基本的事項
- (3) みどりの街区、公共施設、工場、事業場、近隣共同緑化等の都市緑化に関する基本的事項
- (4) 前各号のほか、自然の保護とみどりのまちづくりに関する重要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ高知市緑政審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞かなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 削除

第7条から第12条まで 削除

第3章 自然の保護

第1節 特別保護地区

(特別保護地区の指定)

第13条 市長は、良好な自然環境を保全するため、必要と認める地区を次に掲げる区分により特別保護地区として指定することができる。

- (1) 特別自然保護地区 原生の状態にある植生又は学術上特に貴重な植生のある地域
- (2) 特別動物環境保護地区 野生動物の貴重な生息地又は代表的な群生地

2 市長は、前項の特別自然保護地区又は特別動物環境保護地区(以下「特別保護地区」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

- 3 市長は、特別保護地区を指定しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があつたときは、当該地域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該保護地区の指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 市長は、特別保護地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 7 特別保護地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 8 第2項、第6項及び前項の規定は、特別保護地区の指定の解除及び区域の変更について、第2項から前項までの規定は、特別保護地区の拡張について、それぞれ準用する。

(特別保護地区における行為の制限)

第14条 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、市長の許可を受けなければしてはならない。

- (1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、鉱物を掘採し、土石を採取し、水面を埋め立て、又は干拓する等の土地の形質の変更を行うこと。
- (3) 木竹を伐採し、掘り取り、又は保護植生を破壊すること。
- (4) 保護動物(卵を含む。)を捕獲し、採取し、又は保護動物の生息環境を破壊すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 次の各号に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 国又は地方公共団体が行う行為
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該行為に係るもの
- (4) 通常の管理行為又は規則で定める行為

3 特別保護地区内において、非常災害のため必要な応急措置として第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

4 特別保護地区内において、国又は地方公共団体が、第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知するものとする。

(許可申請等)

第15条 前条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、その行為をしようとする日の30日前までに、市長に行為の種類、場所、施行方法及び着手の時期その他規則で定める事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 前項により許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可申請が、特別保護地区指定の目的を阻害するおそれがあると認めるものについては、許可をしてはならない。

4 市長は、第1項及び第2項の許可には、特別保護地区における自然環境及び動物環境の保全のために必要な限度において条件を付することができる。

5 特別保護地区に指定され、又は拡張された際、前条第1項各号に掲げる行為に着手している者が引き続いてその行為を行おうとする場合は、その指定又は区域の拡張の日から14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(中止命令等)

第 16 条 市長は、特別保護地区内において、許可を受けないで第 14 条第 1 項各号の行為を行つて
いる者又は許可に付せられた条件に違反した者若しくは虚偽の申請をして許可を受けた者に対し
て、その行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に
は、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

(助成措置)

第 17 条 市長は、特別保護地区の土地の所有者又は権原に基づく占有者(以下「占有者」という。)
に対し、その保護に関し必要な助言又は技術的援助をするほか、規則で定めるところにより、補
助金の交付等の助成をすることができる。

(土地の買入れ)

第 18 条 市長は、特別保護地区内の土地で当該地区の自然環境を保護するため特に必要があると認
めるものについて、その土地の所有者から第 15 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けることができな
いため、その土地の利用に著しい支障をきたすことになることにより、その土地を市において買
い入れるよう申出があつた場合においては、この買入れに努めるものとする。

第 2 節 保存緑地

(保存緑地の指定)

第 19 条 市長は、良好な自然環境を保護するため、次の各号に掲げる山林、樹林等を、所有者又は
占有者との保全協定により、保存緑地として指定することができる。

- (1) 良好な自然環境又はすぐれた景観を形成している山林、樹林、社寺叢等で、市民の健全な生活
環境を確保するために必要なもの
- (2) 公害又は災害の防止のためのしや断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び
形態を有するもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

2 市長は、前項の保存緑地を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければ
ならない。これを廃止し、又は変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、第 1 項の規定による協定を締結したときは、指定地域の所在地の区域、指定内容その
他必要な事項を速やかに公告するものとする。これを廃止し、又は変更したときも同様とする。

(助成措置)

第 20 条 市長は、保存緑地の土地の所有者又は占有者に対し、その保護に関し必要な助言又は技術
的援助をするほか、規則で定めるところにより、補助金の交付等の助成をすることができる。

第 3 節 保存樹木及び保存樹林

(保存樹木等の指定)

第 21 条 市長は、美観風致又は良好な環境を確保するため、保護すべき樹木又は樹木の集団を保存
樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項に規定する保存樹木等の指定に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聞かなけ
ればならない。これを解除し、又は変更しようとするときも同様とする。

3 第 1 項の規定は、次の各号に掲げる樹木等については、適用しない。

- (1) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項、第 110 条第 1 項又は第 182 条第 2 項
の規定に基づき指定され、若しくは仮指定された樹木又は樹木の集団
- (2) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条の規定により指定された保安林に係る樹木の集団
- (3) 国又は地方公共団体の所有若しくは管理に係る樹木又はその集団で前各号に掲げる以外のもの

4 市長は、第 1 項に規定する保存樹木等の指定をしたときは、その旨を所有者に通知するととも
に告示しなければならない。これを解除し、又は変更したときも同様とする。

(行為等の届出)

第 22 条 保存樹木等の所有者は、次に掲げる行為をしようとするときは、市長に、規則で定めるところにより、その行為をしようとする日の 30 日前までに届け出なければならない。

- (1) 保存樹木等を伐採し、掘り取り、枝条を切り取り、又は剥皮すること。
- (2) 保存樹木の樹冠の投影面積の土地又は保存樹林内に移動の容易でない物件を設置し、若しくは堆積し、又は廃棄物を投棄すること。
- (3) 保存樹木等に広告物を掲出し、又は広告物を掲出する物件を設置すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、著しく保存樹木等の生育を妨げる行為

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で、保存樹木等の良好な生育を妨げるおそれのない行為
(行為の着手の禁止)

第 23 条 前条の届出をした者は、その届出をした日から 30 日を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。ただし、市長が、その保存樹木等の保存上支障を及ぼすおそれがないと認めたときは、その期間を短縮することができる。

(行為の中止等の勧告)

第 24 条 市長は、第 22 条第 1 項の届出があつた場合に、当該保存樹木等の保存のために必要であると認めるときは、その届出をした者に対して保存樹木等の保全に必要な限度においてその行為を中止し、又は変更し、若しくは必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(中止命令等)

第 25 条 市長は、第 22 条第 1 項の届出をせずに同項各号に掲げる行為を行つている者、虚偽の届出をした者又はその届出をしている者であつても行為の中止等の勧告を受け入れないため、当該保存樹木等の保全上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものについては、その行為の中止、原状回復その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(着手禁止期間の延長)

第 26 条 市長は、第 22 条第 1 項の届出があつた場合に、実地調査その他止むを得ない理由があるときは、第 23 条の期間を延長することができる。この場合においては、延長する期間、理由等を届出者に通知しなければならない。

(助成措置)

第 27 条 市長は、保存樹木等の所有者に対し、当該樹木の保存に関し必要な助言又は技術的援助をするほか、規則で定めるところにより、補助金の交付等の助成をすることができる。

第 4 節 保護措置等

(標識の設置)

第 28 条 市長は、第 13 条の特別保護地区、第 19 条の保存緑地及び第 21 条の保存樹木等(以下「保護地区等」という。)を指定したときは、規則で定めるところにより、その所在地、区域その他必要な事項を表示する標識を設置するものとする。

2 前項に規定する土地の所有者又は占有者は、正当と認められる理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第 1 項の規定により設置された標識を市長の承認を得ず移転し、除却し、又はき損してはならない。

(所有者等の義務)

第 29 条 保護地区等の所有者及び占有者は、指定された区域内の自然環境の保全、樹木等の枯損の防止及び動植物の良好な生息環境の維持等に努めなければならない。

2 保護地区等の所有者及び占有者は、その区域内の樹木等が滅失し、又は枯死し、あるいは地形等に著しい変動が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 保護地区等の所有者は、その区域内の土地を他に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(開発に伴う自然の保護)

第30条 何人も開発又は土地の区画形質の変更に当たっては、市民の健康で快適な生活環境の確保に留意し、緑地の損失を最小限にとどめるとともに、その回復について適切な措置を講じなければならない。

2 都市計画区域内において、農地及び採草放牧地以外の目的で1ヘクタール以上の開発行為をしようとする者は、その開発面積の50パーセント以上が山林、樹林等の緑地であるときは、別に定めるところにより、現存樹木等の保存を図らなければならない。

第4章 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第31条 市は、その管理する道路、公園、広場、運動場、学校、保育所その他の公共施設について緑化計画を定め、積極的に緑化に努めなければならない。

(みどりの街区)

第32条 市長は、市街地における美観風致の維持及び緑化を推進するため必要があると認めるときは、当該街区をみどりの街区に指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、みどりの街区を指定したときは、これを告示するとともに、その街区についての緑化計画を定めなければならない。

(修景及び緑化についての勧告等)

第33条 市長は、みどりの街区内の土地及び建築物の所有者若しくは占有者又は屋外広告物の設置者等に対し、緑化の推進及び建築物又は屋外広告物等の意匠、色彩等について必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(近隣共同緑化協定)

第34条 都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地(これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。)の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者(以下本条において「土地所有者等」という。)は、市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑化に関する協定(以下「近隣共同緑化協定」という。)を締結し、市長に提出してその認定を受けることができる。

2 近隣共同緑化協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 緑化協定の目的となる土地の区域

(2) 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの

ア 樹木等の種類

イ 樹木等を植栽する場所

ウ かき又はさくの構造

エ その他緑化に関する事項

(3) 緑化協定の有効期間

(4) 緑化協定に違反した場合の措置

3 市長は、前項の近隣共同緑化協定が、この条例の目的に適合しているときは、当該近隣共同緑化協定を認定し、その旨を公表しなければならない。

4 近隣共同緑化協定を締結した土地所有者等は、当該近隣共同緑化協定の定めるところに従って緑化を図らなければならない。

5 市長は、近隣共同緑化協定に定めるところに従つて、緑化を行う土地所有者等に対し必要な助言又は技術的指導をするほか、規則で定めるところにより、補助金の交付等の助成をすることができる。

6 近隣共同緑化協定を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(工場等の緑化)

第 35 条 敷地面積 3,000 平方メートル以上の工場、事業場又はそれらの団地(以下「工場等」という。)を設置している者又は設置しようとする者は、工場等の植樹及び美化を図らなければならない。

2 工場等を新たに設置しようとする者又は拡張後の敷地面積が 3,000 平方メートル以上となる工場等の増設をしようとする者は、あらかじめ市長に工場等緑化計画書を提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、工場等を設置している者と、工場等の植樹及び美化について、緑化協定を締結することができる。

(市民の木、市民の花)

第 36 条 市長は、全市域に郷土にふさわしい緑を豊かにするため、市民の木、市民の花(以下「市民の木等」という。)を選定することができる。

2 市長は、前項の市民の木等を選定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、市民の木等を選定したときは、その旨を告示するとともに、その普及を図るため必要な技術的指導をするほか、苗木及び種子の配布等の措置を講ずるものとする。

第 5 章 公共の場所等の清潔及び美観の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第 37 条 何人も道路、公園、広場、河川、海岸その他公共の場所を汚損してはならない。

(街路樹、緑地帯等における行為の制限)

第 38 条 何人も、市長が管理する街路樹又は緑地帯においては、市長の許可がある場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 木竹を伐採し、掘り取り、枝条を切除し、剥皮し、又は草花等を採取すること。

(2) 植樹柵又は支柱を破損すること。

(3) 樹木等の損傷のおそれがある場所又は方法で、ものを燃焼すること。

(4) 植樹柵及び緑地帯等を占用し、若しくは使用し、又はそれらの中にふん尿、塵芥、廃棄物その他の物件を放置すること。

(5) 樹木及び支柱に広告物を表示し、若しくは植樹柵及び緑地帯等の中に広告物を掲出する物件を設置すること。ただし、本号の適用に当たっては、政治的活動の自由その他基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(適用除外)

第 39 条 国又は地方公共団体が法令に基づいて行う行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為については、前条の規定は適用しない。ただし、それらの行為をしようとするとき及び工事が完了したときは、市長に通知し、又は届け出るものとする。

(違反に対する措置)

第 40 条 市長は、第 38 条各号に掲げる行為を行つた者又は行かせた者に対し、これらの行為を直ちに中止させ、若しくは原状回復又は除却をさせるほか、美観風致を維持するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、第 38 条第 4 号に規定する塵芥、廃棄物その他放置された物件又は同条第 5 号に規定する広告物について、前項の措置を命じようとする場合においては、これらの行為を行つた者又は

行わせた者を、過失がなく確知することができないときは、その措置を自ら行い、又は市長が命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、これらの広告物のうち、広告塔、広告板又は広告物を掲出する物件については、5日以上の期限を定めて、その期限までに原状回復又は除却しないときは、自ら除却する旨若しくはその命じた者又は委任した者が、原状回復又は除却する旨を公告するものとする。

3 市長は、前項の措置を行つた後、それらの行為を行つた者又は行わせた者が判明した場合、その措置に要した経費を弁済させることができる。

(あき地等の管理)

第41条 市街化区域内で、人が居住し、又は人が通常往来する地域及びその周辺のあき地等の所有者及び占有者は、雑草の繁茂による犯罪、ごみの不法投棄の誘発及びカ、ハエ、ネズミ等の発生並びに交通上の支障等を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、ブタクサ、セイタカアワダチソウ等の有害な雑草を除却しなければならない。

(飼犬等の飼育)

第42条 飼犬、飼猫等の愛がん動物の飼育者は、その動物の性質、形状等に応じ、その動物が近隣住民の生活環境や公共の場所の清潔を害さないよう飼育するとともに、ふん尿については飼育者の責任において処理しなければならない。

(勧告及び命令)

第43条 市長は、第41条又は第42条の規定に違反して当該公共の場所及びあき地等の環境を著しく害していると認められる者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第6章 補則

(報告の徴収及び立入調査)

第44条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該関係保護地区等並びに第13条、第19条、第21条、第30条、第34条、第35条及び第41条に規定する土地の所有者又は占有者その他の関係人に対し、必要な報告を求め、又は市の職員をして当該土地に立ち入らせ必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者又は占有者その他の関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 所有者又は占有者その他の関係人は、正当な理由がない限り第1項の規定による報告又は調査若しくは立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(罰則)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定に違反した者
- (2) 第15条第4項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- (3) 第16条の規定による命令に違反した者

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第25条の規定による命令に違反した者

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第23条の規定に違反した者
- (2) 第38条第1号から第4号までに規定する行為に関し、第40条第1項の命令に違反した者
- (3) 第43条の規定による命令に違反した者
- (4) 第44条第3項の規定に違反した者又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第 48 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 45 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第 49 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和 49 年 11 月 15 日から施行する。

2 この条例の施行の日において、現に第 35 条第 1 項の工場等の建設工事に着手している者は、施行の日から起算して 30 日以内に、市長に工場等緑化計画書を提出し、その承認を受けなければならぬ。

附 則(昭和 56 年 4 月 1 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日条例第 12 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日条例第 21 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

高知市都市公園条例

昭和 35 年 3 月 23 日
条例 第 7 号

改正

昭和 38 年 6 月 25 日条例第 38 号	昭和 48 年 12 月 25 日条例第 50 号	平成 5 年 4 月 1 日条例第 18 号
昭和 39 年 3 月 30 日条例第 31 号	昭和 49 年 4 月 1 日条例第 29 号	平成 6 年 4 月 1 日条例第 20 号
昭和 40 年 8 月 1 日条例第 22 号	昭和 49 年 7 月 1 日条例第 45 号	平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号
昭和 41 年 7 月 20 日条例第 15 号	昭和 49 年 9 月 10 日条例第 57 号	平成 7 年 4 月 1 日条例第 24 号
昭和 42 年 3 月 25 日条例第 13 号	昭和 49 年 12 月 25 日条例第 80 号	平成 7 年 10 月 1 日条例第 49 号
昭和 42 年 10 月 15 日条例第 48 号	昭和 50 年 5 月 1 日条例第 19 号	平成 8 年 4 月 1 日条例第 17 号
昭和 43 年 3 月 30 日条例第 11 号	昭和 50 年 7 月 25 日条例第 23 号	平成 9 年 4 月 1 日条例第 11 号
昭和 43 年 8 月 1 日条例第 19 号	昭和 50 年 10 月 7 日条例第 54 号	平成 11 年 10 月 5 日条例第 56 号
昭和 43 年 12 月 27 日条例第 56 号	昭和 51 年 4 月 1 日条例第 10 号	平成 12 年 4 月 1 日条例第 2 号
昭和 44 年 3 月 31 日条例第 5 号	昭和 51 年 12 月 25 日条例第 67 号	平成 17 年 1 月 1 日条例第 66 号
昭和 44 年 3 月 31 日条例第 9 号	昭和 52 年 4 月 1 日条例第 10 号	平成 17 年 4 月 1 日条例第 77 号
昭和 45 年 4 月 1 日条例第 5 号	昭和 54 年 4 月 1 日条例第 19 号	平成 17 年 10 月 15 日条例第 119 号
昭和 45 年 7 月 15 日条例第 30 号	昭和 56 年 4 月 1 日条例第 13 号	平成 18 年 10 月 1 日条例第 57 号
昭和 46 年 3 月 15 日条例第 1 号	昭和 59 年 4 月 1 日条例第 17 号	平成 20 年 1 月 1 日条例第 23 号
昭和 47 年 4 月 1 日条例第 29 号	昭和 60 年 7 月 2 日条例第 36 号	平成 21 年 1 月 1 日条例第 17 号
昭和 47 年 6 月 24 日条例第 39 号	昭和 63 年 4 月 1 日条例第 8 号	平成 22 年 10 月 1 日条例第 60 号
昭和 48 年 4 月 1 日条例第 13 号	昭和 63 年 4 月 1 日条例第 8 号	平成 23 年 3 月 29 日条例第 4 号
昭和 48 年 7 月 15 日条例第 36 号	平成 3 年 12 月 25 日条例第 39 号	平成 25 年 1 月 1 日条例第 33 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
 - 第 2 章 都市公園の管理(第 3 条―第 12 条の 2)
 - 第 3 章 駐車場の管理(第 12 条の 3―第 12 条の 17)
 - 第 4 章 雑則(第 13 条―第 18 条)
 - 第 5 章 罰則(第 19 条―第 22 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)、都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号。以下「政令」という。)及び都市公園法施行規則(昭和 31 年建設省令第 30 号)に定めるもののほか、本市が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 都市公園の設置及び管理

(都市公園の設置及び規模に関する技術的基準)

第 2 条 法第 3 条第 1 項に規定する条例で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準は、次条及び第 2 条の 3 に定めるところによる。

(住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第 2 条の 2 本市の区域内の都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は 10 平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は 5 平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の3 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて本市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の4 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

第2条の5 都市公園についての政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 都市公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文及び前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 指定された場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項各号に掲げる行為が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の活動に利用されると認める場合は、当該行為を許可しない。

6 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

(8) 都市公園をその用途外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理の許可申請者の資格及び申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の規定により都市公園内において公園施設を設け、又は管理させることができる者は、市内に住所又は事務所を有する者でなければならない。

2 法第5条第1項に規定する申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名とする。以下同じ。）

イ 種類及び数量

ウ 設置の目的

エ 設置の期間

オ 設置の場所

- カ 公園施設の構造
- キ 公園施設の管理の方法
- ク 工事实施の方法
- ケ 設置工事期間
- コ 都市公園の復旧方法
- サ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名
- イ 種類及び数量
- ウ 管理の目的
- エ 管理の期間
- オ 管理の方法
- カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名
- イ 変更する事項
- ウ 変更する理由
- エ その他市長の指示する事項

(都市公園の占用許可申請書の記載事項)

第8条 法第6条第2項に規定する申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名
- (2) 工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)の種類及び数量
- (3) 占用物件の管理方法
- (4) 工事实施の方法
- (5) 工事の着手及び完了の時期
- (6) 都市公園の復旧方法
- (7) その他市長の指示する事項

(許可を要しない占用物件の軽微な変更)

第9条 法第6条第3項ただし書に規定する許可を要しない軽易な変更事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え

(設計書等)

第10条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表1に定める額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものにあつては、算定した当該使用料に100分の105を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))を使用料として納付しなければならない。

(監督処分)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(公園施設の設置及び管理の委託)

第 12 条の 2 市長は、法第 5 条第 1 項の規定に基づき、公園施設の設置及び管理に関する業務の全部又は一部を公共的団体に委託することができる。

第 3 章 駐車場の管理

(駐車場の利用許可等)

第 12 条の 3 都市公園内の駐車場で次に定めるもの(以下「駐車場」という。)を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

名称 高知市桂浜公園駐車場

位置 高知市浦戸 779 番地

(駐車場の管理等)

第 12 条の 4 市長は、駐車場の管理を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續等については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成 17 年条例第 69 号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第 12 条の 5 前条第 1 項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用の許可に関する業務
- (2) 駐車場の維持管理に関する業務
- (3) 駐車場を利用する車両の入出場のために必要な業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

第 12 条の 6 指定管理者は、第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づく指定が効力を有する間、第 12 条の 3、第 12 条の 11 及び第 12 条の 15 に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(供用時間)

第 12 条の 7 駐車場の供用時間は、午前 6 時から午後 10 時 30 分までとする。

2 駐車場の有料供用時間は、午前 8 時 30 分から午後 6 時までとする。

3 市長は、管理上及び公益上必要があると認めるときは、前 2 項に規定する時間を変更することができる。

(供用の休止)

第 12 条の 8 市長は、駐車場の整備及び補修その他管理上必要があるときは、前条の規定にかかわらず、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合においては、当該駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示する。

(駐車場の使用料)

第 12 条の 9 第 12 条の 3 の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表 2 に掲げる額の範囲内において、市長が定める使用料を市長に納付しなければならない。

(利用料金の収入等)

第 12 条の 10 市長は、第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定に基づき利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、前条の規定にかかわらず、利用者は、利用料金を当該指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金は、別表 2 に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金の減免及び還付については、第 16 条及び第 17 条の 9 の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 16 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 17 条の 9 中「使用料等(第 11 条及び第 12 条の 9 に規定する使用料、第 17 条の 3 第 1 項に規定する分担金及び第 17 条の 4 第 1 項に規定する汚水処理施設使用料をいう。)」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(駐車の拒否)

第 12 条の 11 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設を汚損するおそれのあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第 12 条の 12 利用者は、駐車場において、次の行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設及び駐車中の車両を汚染し、又は破損するおそれのある行為をすること。
- (3) みだりに火気を使用し、又は騒音を発すること。
- (4) 営業行為や演説、宣伝、署名運動及びこれに類似する行為をすること。
- (5) 飲酒運転及び無免許運転をすること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(立入禁止)

第 12 条の 13 駐車場に駐車する車両の運転手、同乗者、乗客その他用務のある者以外の者は、駐車場に立ち入ることができない。

(造作等の制限)

第 12 条の 14 利用者は、駐車場を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えてはならない。

(利用許可の取消し等)

第 12 条の 15 市長は、次の各号のいずれかに該当する利用者については、その利用許可を取り消し、又は駐車場の利用を禁止する。

- (1) この条例及びこの条例に基づいて定める規則に違反する者
- (2) 法令に違反する行為を行つた者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(原状回復又は損害賠償義務)

第 12 条の 16 駐車場及び附属設備を破損した者は、市長の定めるところにより、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前条の規定に基づく利用許可の取消しによつて、利用者が被つた損害について、市は賠償の責めを負わない。

(駐車場内における損害についての責任)

第 12 条の 17 駐車場内における盗難、破損、車両相互の接触又は衝突によつて生じた損害その他の火災事変又は不可抗力による損害については、市は賠償の責めを負わない。ただし、市の責めによる損害については、この限りでない。

第 4 章 雑則

(権利の譲渡禁止等)

第 13 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項、同条第 3 項、第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(届出)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) 第 1 号に掲げる者が法第 10 条第 1 項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(6) 第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(使用料の徴収)

第 15 条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は第 3 条第 1 項各号に掲げる行為については、都市公園の使用の許可の際に徴収する。

2 都市公園の使用の期間が会計年度をまたぐものについては、初年度分は使用の許可の際、次年度以降の分については当該年度分をその年度の始めに徴収する。

3 使用料が特に多額であるか、又は特別の事情により一時に納付することが困難であると認めるときは、分割徴収することができる。

(使用料の減免)

第 16 条 市長は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項、同条第 3 項、第 3 条第 1 項、同条第 3 項又は第 12 条の 3 の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつて、それらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなつた場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第 16 条の 2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第 17 条 第 2 条の 4、第 2 条の 5 及び第 3 条から第 16 条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(汚水処理施設の利用許可等)

第 17 条の 2 都市公園内の汚水処理施設で市長が別に定めるもの(以下「汚水処理施設」という。)を利用して汚水を排除しようとする者は、別に定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 汚水処理施設を利用することができる者は、当該汚水処理施設が設置された都市公園における公園施設の設置者又はこれに準ずる者その他市長が認める者とする。

3 市長は、第 1 項の規定による許可を受けた者(以下「汚水処理施設利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、汚水処理施設の利用を禁止し、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合において、汚水処理施設利用者が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。

(1) 条例その他の法令及びこの条例の規定に基づき別に市長が定めた事項に違反したとき。

(2) 次条に規定する汚水処理施設分担金又は第 17 条の 4 に規定する汚水処理施設使用料を納付しないとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(汚水処理施設分担金)

第 17 条の 3 市長は、汚水処理施設利用者に対し、汚水処理施設分担金(以下「分担金」という。)を賦課し、これを徴収する。

2 分担金は、排水設備を汚水処理施設に連絡する管に接続する際に賦課するものとし、その額は、汚水処理施設利用者 1 人につき 371,000 円とする。

3 市長は、分担金を賦課したときは、当該分担金の額及びその納付期限等を汚水処理施設利用者へ通知しなければならない。

4 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、汚水処理施設利用者が分割納付の申出をしたときは、1 年以内に分割して徴収することができる。

(汚水処理施設使用料)

第 17 条の 4 市長は、汚水処理施設利用者から汚水処理施設使用料を徴収するものとする。

2 汚水処理施設使用料は、毎利用月において汚水処理施設利用者が排除した汚水の量(以下「汚水量」という。)に応じ、別表 3 により算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(汚水処理施設使用料の算定)

第 17 条の 5 市長は、汚水処理施設使用料の算定の基準日として、あらかじめ定例日を定める。

2 市長は、定例日における汚水量を基に、その日の属する月分(以下「当月分」という。)及び前月分として汚水処理施設使用料を算定する。

3 前項の場合において、汚水量は、各月均等とみなす。ただし、当該汚水量に 1 立方メートル未満の端数があるときは、その端数を当月分に繰り入れる。

4 汚水量は、当該汚水処理施設利用者の水道の使用水量とする。ただし、これにより難しい場合には、汚水処理施設利用者から必要な資料の提出を求めて汚水量を認定することができる。

(特別な場合における汚水処理施設使用料の算定)

第 17 条の 6 汚水処理施設の利用を休止し、又は廃止した場合その他市長が特に必要があると認めた場合は、定例日以外の日における汚水量を基に、汚水処理施設使用料を算定することができる。

2 汚水処理施設の利用を開始し、若しくは現に休止しているその利用を再開した場合又は前項に規定する場合における基本料金は、別に定める日割計算の方法により算定する。

3 前項の場合における従量料金は、当該利用日数が 30 日を超えない場合にあってはその汚水量をもつて算定し、当該利用日数が 30 日を超える場合にあっては前条第 2 項及び第 3 項の規定の例により算定する。

(汚水処理施設使用料の徴収方法)

第 17 条の 7 汚水処理施設使用料は、納入通知書により 2 箇月分をまとめて徴収する。

2 前条第1項に規定する場合における汚水処理施設使用料は、その都度これを徴収することができる。

(分担金及び汚水処理施設使用料の減免)

第17条の8 市長は、汚水処理施設利用者が国又は地方公共団体である場合その他市長が必要と認める場合においては、分担金及び汚水処理施設使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料等の不還付)

第17条の9 既納の使用料等(第11条及び第12条の9に規定する使用料、第17条の3第1項に規定する分担金並びに第17条の4第1項に規定する汚水処理施設使用料をいう。)は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行につき必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第3条第1項又は第3項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をしたもの

(2) 第5条(第17条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第12条第1項又は第2項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第20条 詐欺その他不正の行為により使用料、分担金又は汚水処理施設使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

第22条 法第5条の3の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に権原に基いて都市公園の一部を使用している者は、その権原に基いてなお使用することができるものとされている期間、当該使用をすることについて法第5条第2項又は法第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

3 春野町の編入の日(以下「編入日」という。)前に春野町都市公園条例(昭和57年春野町条例第699号。以下「春野町条例」という。)の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。

4 編入日前に法第6条第1項又は第3項の規定により春野町長の許可を受けた者に係る使用料(平成19年度分までに限る。)及び前項の規定によりこの条例の相当規定に基づき許可を受けたものとみなされた者に係る使用料については、この条例の規定にかかわらず、春野町条例の例による。

5 編入日前にした春野町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和38年6月25日条例第38号)

- 1 この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に都市公園の一部の占用の許可を受け、使用中のものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 高知市公園条例(昭和 28 年高知市条例第 44 号)は、廃止し、同条例に規定する桂浜公園及び筆山公園は、それぞれ当該名称をもつてこの条例による都市公園とする。

附 則(昭和 39 年 3 月 30 日条例第 31 号)

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 40 年 8 月 1 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 41 年 7 月 20 日条例第 15 号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 42 年 3 月 25 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 42 年 10 月 15 日条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 3 月 30 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 8 月 1 日条例第 19 号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 12 月 27 日条例第 56 号)

この条例は、昭和 44 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 3 月 31 日条例第 5 号)

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 3 月 31 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年 4 月 1 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年 7 月 15 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年 3 月 15 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年 4 月 1 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年 6 月 24 日条例第 39 号)

この条例は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 4 月 1 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 7 月 15 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 12 月 25 日条例第 50 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 4 月 1 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条の 2 及び別表 3 の規定は、高知市桂浜公園有料駐車場開設の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 7 月 1 日条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 9 月 10 日条例第 57 号)

この条例は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 12 月 25 日条例第 80 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 5 月 1 日条例第 19 号)

この条例は、昭和 50 年 5 月 3 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 7 月 25 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 10 月 7 日条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 4 月 1 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 12 月 25 日条例第 67 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 高知市立児童遊園条例(昭和 41 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表 2」を「別表 1」に改める。

附 則(昭和 52 年 4 月 1 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 4 月 1 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 4 月 1 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 1 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 7 月 2 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 12 月 25 日条例第 39 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(道路占用料等に係る経過措置)

4 第 17 条から第 19 条までの規定(以下この項において「改正規定」という。)による改正後の条例の規定に基づく占用料又は使用料については、施行日以後に占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料から適用し、施行日前に改正規定による改正前の条例の規定に基づき占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 5 年 4 月 1 日条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日条例第 20 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成6年10月1日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成7年4月1日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年10月1日条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る汚水処理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る汚水処理施設使用料については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る汚水処理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成8年4月1日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表1(以下「改正後の別表1」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る使用料から適用し、施行日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に占用の許可を受けた物件で施行日以後引き続き占有するもの(施行日以後占有の期間の満了により引き続き占有の許可を受けたものを含む。以下「継続物件」という。)に係る平成8年度以後の年度分の使用料は、当該継続物件に係る当該年度分の使用料として改正後の別表1の規定により算定して得た額が当該継続物件に係る前年度分の使用料に1.1を乗じて得た額(以下「調整使用料額」という。)を超える場合には、当該調整使用料額とする。

附 則(平成9年4月1日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(道路占用料等に係る経過措置)

4 第 22 条, 第 23 条及び第 24 条(高知市都市公園条例第 17 条の 3 第 4 項の改正規定を除く。)の規定による改正後の条例の規定に基づく占用料又は使用料については, 施行日以後に占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料から適用し, 施行日前に占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料については, なお従前の例による。

(下水道使用料等に係る経過措置)

5 第 24 条(高知市都市公園条例第 17 条の 3 第 4 項の改正規定に限る。), 第 25 条及び第 26 条の規定による改正後の条例の規定にかかわらず, 施行日前から継続して使用している汚水処理施設, 下水道又は団地下水道の使用で施行日から平成 9 年 4 月 30 日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する日が同月 30 日後であるものにあつては, 当該確定したもののうち, 施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し, これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については, なお従前の例による。

6 前項の月数は, 暦に従って計算し, 1 月に満たない端数を生じたときは, これを 1 月とする。

附 則(平成 11 年 10 月 5 日条例第 56 号)

(施行期日)

1 この条例は, 平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表 3 の規定は, この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る汚水処理施設使用料から適用し, 施行日前の下水の量に係る汚水処理施設使用料については, なお従前の例による。

3 前項の場合において, 施行日の属する月分に係る汚水処理施設使用料については, 下水を各日均等に排除したものとみなし, 施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日条例第 2 号)抄

(施行期日等)

1 この条例は, 公布の日から施行する。

2 第 12 条の規定による改正後の高知市都市公園条例(以下「改正後の都市公園条例」という。)別表 1 の規定は, 平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

(高知市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に汚水処理施設の利用の許可を受けている者は, 改正後の都市公園条例第 17 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けた者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については, なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 1 月 1 日条例第 66 号)

(施行期日)

1 この条例は, 平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表 3 の規定は, この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る汚水処理施設使用料から適用し, 施行日前の下水の量に係る汚水処理施設使用料については, なお従前の例による。

3 前項の場合において, 施行日の属する月分に係る汚水処理施設使用料については, 下水を各日均等に排除したものとみなし, 施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日条例第 77 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 10 月 15 日条例第 119 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知市都市公園条例第 15 条の 4 第 1 項の規定に基づき委託している駐車場の管理については、平成 18 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 10 月 1 日条例第 57 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 1 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 1 日条例第 17 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表 3 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る汚水処理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る汚水処理施設使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る汚水処理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成 22 年 10 月 1 日条例第 60 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例第 17 条の 6 第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に汚水処理施設の利用を開始し、若しくは現に休止しているその利用を再開した場合又は同条第 1 項に規定する場合における汚水処理施設使用料の算定(以下「利用の開始等に係る汚水処理施設使用料の算定」という。)から適用し、同日前の利用の開始等に係る汚水処理施設使用料の算定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用、行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

- 1 公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合

公園施設の種類	単位	金額
都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第 5 条第 5	1 平方メートル	700 円

項、第6項及び第8項に定める公園施設	1年につき	
--------------------	-------	--

2 公園施設を管理する場合

公園施設の種類及び名称	金額
売店及び休憩所	公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法(昭和26年法律第193号)第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第4条により算出した額の範囲内

3 都市公園を占用する場合

占用物件名		単位	金額
電柱(支柱、支線柱及び支線を含む。)その他これに類するもの	第1種電柱	1本 1年につき	1,000円
	第2種電柱	1本 1年につき	1,600円
	第3種電柱	1本 1年につき	2,200円
電話柱(支柱、支線柱及び支線を含む。)その他これに類するもの		電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第132条第2項第5号及び電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第5条による土地等の使用の対価	
送電塔その他これに類するもの		1平方メートル 1年につき	1,400円
公衆電話所		電気通信事業法第132条第2項第5号及び電気通信事業法施行令第5条による土地等の使用の対価	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.4メートル未満	1メートル 1年につき	190円
	外径が0.4メートル以上	1メートル 1年につき	480円
工事用施設及び材料置場		1平方メートル 1日につき	30円
線類	上空	1メートル 1年につき	10円
	地下	1メートル 1年につき	5円
露店その他		1平方メートル 1月につき	150円

備考 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為の種類		単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為		1人 1月につき	600円
業として行う写真の撮影		1人 1月につき	700円
業として行う映画の撮影		撮影機1台 1時間につき	1,400円
興行		1平方メートル 1日につき	20円
第3条第1項第4号の行為	占用物件を設ける部分	1平方メートル 1日につき	30円
	占用物件を設けない部分	1平方メートル 1日につき	10円

別表 2

自動車種別区分 ＼ 区分		普通自動車	小型 ・ 軽自動車	2 輪自動車及び原 動機付自転車	自転車
駐車料金	1 台 1 日	800 円	400 円	50 円	無料
	1 回につき				
定期駐車 料金	1 台 1 箇月に つき	9,780 円	4,890 円	780 円	
回数駐車料金		回数券 11 枚つづり 1 冊 8,000 円	回数券 11 枚つづり 1 冊 4,000 円	回数券 11 枚つづり 1 冊 500 円	

備考 この表において普通自動車，小型自動車及び軽自動車とは，それぞれ道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に掲げる普通自動車，小型自動車及び軽自動車(2 輪自動車を除く。)の区分によることとする。

ただし，普通自動車のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)別表第 2 に掲げる自動車種別分類番号 3 及び 30 から 39 までのものは，小型自動車に区分する。

別表 3

使用料月額			
基本料金	従量料金(1 立方メートルにつき)		
円 900	汚水量		料金
	1 立方メートルから 10 立方メートルまで		円 10
	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで		136
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで		153
	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで		176
	50 立方メートルを超え 200 立方メートルまで		221
	200 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまで		270
	1,000 立方メートルを超えるもの		312

高知市緑政審議会条例

〔昭和56年4月1日〕
条例第19号

改正 平成9年12月26日条例第44号
平成11年4月1日条例第11号

平成11年12月27日条例第57号
平成22年1月1日条例第2号

(設置)

第1条 本市におけるみどりのまちづくり及び都市公園行政の円滑な運営をはかるため、高知市緑政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自然の保護、緑化の推進等に関すること。
- (2) 都市公園、児童遊園の設置及び管理に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員若干人をもつて組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該職を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

4 審議会において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、本市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議をたすける。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年12月26日条例第44号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 27 日条例第 57 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則(平成 22 年 1 月 1 日条例第 2 号)抄

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(高知市緑政審議会条例の一部改正)

8 高知市緑政審議会条例（昭和 56 年条例第 19 号）の一部を次のように改める。

第 8 条中「都市整備部」を「環境部」に改める。

高知市歩きたばこ等の防止に関する条例

〔平成 22 年 7 月 1 日〕
〔条例 第 52 号〕

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における歩きたばこ等の防止について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、歩きたばこ等を防止するために必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全性の向上を図り、もって安心して快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に在住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場その他一般に開放され、不特定多数の者が自由に出入りし、利用できる場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (4) 歩きたばこ等 公共の場所において、歩きながら又は立ち止まってたばこを吸うことその他一切のたばこを吸う行為（火の付いたたばこを持つ行為を含む。）をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、歩きたばこ等の防止を推進するために必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民等及び事業者に対し、歩きたばこ等の防止についての意識啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第 4 条 市民等は、歩きたばこ等をしないよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する歩きたばこ等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(歩きたばこ等禁止区域の指定)

第 5 条 市長は、この条例の目的を達成するため特に必要があると認める区域を歩きたばこ等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該禁止区域の住民、町内会その他関係団体等の意見を聴くものとする。

3 市長は、禁止区域を指定したときは、当該禁止区域の範囲その他の規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(禁止区域の指定の変更等)

第 6 条 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更又は解除について準用する。

(禁止区域内における歩きタバコ等の禁止)

第7条 市民等は、禁止区域内において歩きタバコ等をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、タバコの火の適正な管理及び周囲の状況への十分な配慮ができるときは、この限りでない。

- (1) 公共の場所を管理する者が指定する場所においてタバコを吸うとき。
- (2) 携帯用吸殻入れを使用し、立ち止まってタバコを吸うとき。

(指導又は勧告)

第8条 市長は、前条の規定に違反している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

- 2 市は、この条例の施行後3年以内に、この条例の規定の施行状況について検討を加え、その検討の結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

高知市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

〔平成 25 年 1 月 1 日
条 例 第 3 4 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

(園路及び広場)

第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「政令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90 センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、90 センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を 120 センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい材料で仕上げる。

(3) 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。

ア 両側に手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - ウ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - エ 踏面は、滑りにくい材料で仕上げること。
 - オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造のものであること。
 - カ 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路（階段又は段差に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段差に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。
 - オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。
 - カ 両側に手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
- (7) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項に規定する主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

（休憩所及び管理事務所）

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものとする。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口は、第4条第1号の基準に適合するものとする。

(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい材料で仕上げる。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合にあっては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）以上、収容定員が200を超える場合にあっては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものとする。

- 2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に定める構造とするものとする。
- (1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上とすること。
 - (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段差を設けないこと。
 - (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。
- 3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。
- (駐車場)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数（当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。）に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けるものとする。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

- 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。
- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
 - (2) 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。
- (便所)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
 - (2) 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
 - (3) 前号の規定により設ける小便器には、手すりを設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房（以下「多機能便房」という。）を設けること。
 - (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- (多機能便房)

第9条 多機能便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 多機能便房を設置している旨を表示する案内標識を設けること。
 - オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 多機能便房は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (2) 出入口には、当該多機能便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
- (3) 腰掛け便座及び手すりを設けること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、多機能便房について準用する。

第10条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第8条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該多機能便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲み場及び手洗い場)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲み場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗い場について準用する。

(掲示板及び標識)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別することができるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第13条 第3条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第3条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第14条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

4. 環 境 年 表

年	国	高知県	高 知 市	
			条例・計画等	その他
昭和 25				<ul style="list-style-type: none"> 西日本パルプ(後の高知パルプ)操業開始。廃液を江ノロ川に放流。 住民と西日本パルプ間で協議書締結 災害管理委員会設置
29	・清掃法		・清掃条例	
31	・工業用水法			
33	・水質保全法 ・工場排水規制法			
35				・江ノロ川の汚染が顕著となる
37	・ばい煙の排出規制等に関する法律			・大谷清掃工場竣工
39				<ul style="list-style-type: none"> 週2回のステーション収集方法を実施 浦戸湾を守る会結成
42	・公害対策基本法			<ul style="list-style-type: none"> 総務部庶務課 公害担当職員配置 宇賀清掃工場竣工
43	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法 騒音規制法 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働部環境衛生課に公害対策班を新設 県公害対策協議会設置 		<ul style="list-style-type: none"> ばい煙測定開始 機構改革 安全対策室に安全対策課公害係を設置
44			・騒音規制法の政令委任を受ける	<ul style="list-style-type: none"> 下知下水処理場完成 高知市市民憲章制定
45	<ul style="list-style-type: none"> 公害対策本部設置 公害対策基本法改正(調和条項の削除) 大気汚染防止法改正(上乗せ規制等) 騒音規制法改正 水質汚濁防止法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 県公害防止条例 厚生労働部公害課新設 高知県公害対策本部設置 		・公害防止設備資金融資制度発足
46	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁設置 悪臭防止法 	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止員設置 環境保全局新設(公害課) 衛生研究所に公害部設置 		<ul style="list-style-type: none"> 機構改革 安全対策部に公害対策課を設置。公害係配置 公害バトカーによる公害監視開始 市公害対策本部設置 県市町村公害行政担当職員連絡会議発足 浦戸湾を守る会, 高知パルプの排水管に生コン投入
47	・自然環境保全部		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法の用途地域変更に伴う騒音規制区域の拡大(高須地区) 公共用水域に対する環境基準類型指定 騒音規制区域の拡大(大津, 介良地区) 	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革 公害対策課に公害検査室を設置 菖蒲谷清掃工場竣工 潮江地区ばい塵問題 港六社と住民間で公害防止協定締結 高知パルプ操業停止
48	・海洋汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> 高知県公害防止センター新設 環境保全指導員設置 	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭防止法の政令指定を受ける 土地保全条例 	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革 環境管理部公害対策課となり, 企画係, 指導係を設置 公害測定車を配置 四国公害行政連絡協議会発足
49			<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法の政令指定を受ける みどりの環境の保全と創出に関する条例 	・東孕し尿中継場竣工

年	国	高知県	高 知 市	
			条例・計画等	その他
50		・生活環境部新設(公害課)	・公害防止条例	・公害監視員制度発足 ・市公害防止基本計画策定 ・公害対策審議会発足 ・機構改革 福祉生活部公害対策課となり、公害係1係となる
51	・振動規制法	・公害課を公害対策室に改める		・登録制による資源・不燃ごみ収集開始
53		・保健環境部設置(公害対策室)		
55				・宇賀清掃工場竣工
56		・公害対策室を公害対策課に改める	・都市計画法の用途地域変更に伴う騒音規制区域の一部変更	・市公害対策審議会廃止
58			・振動規制法の政令委任を受ける	
59				・し尿陸上処理施設 東部環境センター正式稼働
60	・浄化槽法			・機構改革 保健環境部公害対策課となる ・江ノ口川上流塚ノ原地区で生活排水対策運動実施 ・三里最終処分場竣工
61			・ほたる条例	
62				・機構改革 市民環境部環境課となり、公害係、自然保護係の2係となる。 ・鏡川清流保全条例検討委員会発足(63.3答申)
平成元		・清流保全条例公布	・鏡川清流保全条例公布	・鏡川清流保全審議会発足 ・合併処理浄化槽設置補助制度開始 ・プラスチックごみ収集開始 ・浦戸湾七河川一斉清掃始まる
2	・再生資源の利用の促進に関する法律	・清流保全条例施行	・鏡川清流保全条例施行	
3		・高知県レッドデータブック刊行	・鏡川清流保全基本計画策定	
4			・水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定される	・鏡川清流保全基金設置 ・高知クリーン推進会発足
5	・環境基本法(公害対策基本法は廃止)			
6	・環境基本計画策定	・新荘川清流保全計画策定	・廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 ・生活排水対策推進計画策定	・エコサイクル高知設立
7	・容器包装リサイクル法		・一般廃棄物処理基本計画策定	
8		・高知県環境基本条例	・都市美条例	・冬季鏡川一斉清掃始まる ・し尿処理手数料改定
9	・環境影響評価法		・環境基本条例	
10	・地球温暖化の推進に関する法律			・中核市へ移行 ・機構改革 環境下水道部環境対策課 環境保全係、減量リサイクル係、産業廃棄物係の3係となる ・98'豪雨でメッキ工場水没。青酸ナトリウム流失

年	国	高知県	高 知 市	
			条例・計画等	その他
11	・ダイオキシン類対策特別措置法	・植物版レッドリスト発表 ・仁淀川清流保全計画策定	・ダイオキシン類による健康被害の防止と生活環境の保全に関する条例	・三里最終処分場拡張工事終了
12	・循環型社会形成推進基本法 ・容器包装リサイクル法完全施行 ・食品リサイクル法 ・建設リサイクル法	・県が動物版レッドリスト発表 ・安芸川・伊尾木川清流保全計画	・環境基本計画策定 ・里山保全条例	・機構改革 環境部設置 ・ペットボトルの拠点回収開始 ・「エコタウン高知市・事業計画」が国の認証を受ける
13	・環境省発足 ・家電リサイクル法本格施行 ・PCB特別措置法	・高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	・環境保全率先実行計画策定	・プラスチック製容器包装分別収集開始
14	・土壌汚染対策法 ・自動車リサイクル法			・高知市清掃工場竣工 ・ヨネッツこうち開館 ・ISO14001認証取得(18年度まで)
15	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		・第2次一般廃棄物処理基本計画策定	
16	・京都議定書発効			・ごみ処理手数料改定
17	・自動車リサイクル法全面施行			・鏡村、土佐山村と合併
18		・清流四万十川総合プラン21策定	・第2次生活排水対策推進計画策定 ・第2次環境保全率先実行計画策定	・機構改革 ごみ減量推進課を設置
19			・新鏡川清流保全基本計画策定	・環境保全課に生活排水係を設置 ・エコパーク宇賀完成 ・ごみ処理手数料改定
20	・地球温暖化の推進に関する法律改正 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律改正	・物部川清流保全計画策定		・春野町と合併 ・機構改革 春野環境センターを設置
21			・高知市地球温暖化防止対策地域推進計画策定	・機構改革 環境政策課とごみ減量推進課を統合し、環境政策課となる
22			・歩きたばこ等の防止に関する条例	・機構改革 みどり課が環境部となる ・環境政策課に低炭素都市推進室を設置
23				・市内全域で雑がみ収集開始
24			・廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に、資源物等のステーションからの持ち去りを禁止する条項を追加 ・第3次一般廃棄物処理基本計画策定	・機構改革 新エネルギー推進課を設置し、環境政策課から低炭素都市推進室を廃止
25			・第二次高知市環境基本計画策定	・機構改革 環境保全課 自然保護係を廃止

平成 25 年度版 高知市環境白書

平成 26 年 3 月発行

編集発行

高知市環境部環境政策課

〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1 番 45 号

TEL 088-823-9209
